

第 2 編 一般災害対策編

第1章 一般災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

第1. 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、住民一人ひとりはその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつく。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から住民への災害に関する防災知識や災害時の対応などに関する広報に努めるとともに、防災知識の普及啓発を図るほか、過去の大災害の教訓の収集・整理・保存に努める。

第2. 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、災害等の被災事例、発生メカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多いが、最も重要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関する知識である。

1. 要配慮者

要配慮者は、災害から自らを守るために必要な安全な場所への避難や災害時における一連行動をとるために支援を必要とする人々である。要配慮者には高齢者を始め様々な症状の方がおり、症状に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

2. 避難者のプライバシー

災害時の避難所として、学校の体育館など大きな空間を持つ施設が当てられた場合などは、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。このため、プライバシーの保護に関する施策を早期に策定し、これを知識として根付かせるための啓発活動に努める。

3. 女性の視点からとらえた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、すべて一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質を考慮した支援が不可欠であり、このための支援マニュアルを早期に策定し、これを知識として根付かせるための啓発活動に努める。

第3. 防災関係職員への防災教育

1. 防災関係職員の責務・資質の育成

市及び防災関係機関は、応急対策を実施する防災関係職員に対し、災害の形態に関する知識及び災害対応能力を養成及び習得するための防災教育、研修並びに訓練などを計画的に実施する。

2. 実施項目

- (1) 災害現場での実体験
 - ア. 被災地視察・現地調査
 - イ. 災害ボランティア活動への積極的な参加
 - ウ. 被災者の視点に立った状況把握能力の養成
- (2) 防災訓練への参加、検証能力の養成
- (3) 図上訓練への参加、検証能力の養成
- (4) 防災に関する基礎知識の養成
 - ア. 市地域防災計画の運用に関する事例と課題
 - イ. 防災関係法令の運用に関する事例と課題
 - ウ. 地域における災害史と災害の特徴
 - エ. 防災一般に関する講習会・研修会等の開催
 - オ. その他

第4. 学術機関との連携

市及び防災関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見などを研修会等を実施して、住民に啓発を図る。

第5. 災害予防に関する普及・啓発運動

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間などを考慮し、次により実施する。

1. 実施時期

項 目	名 称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
防災一般	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	5月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災とボランティアの日	1月17日

項 目	名 称	実施期間
	防災とボランティア週間	1 月 15 日～1 月 21 日

2. 市・県及び関係機関等における普及活動

実施機関	普及方法	備 考
市・県	防災意識の普及啓発活動	自主防災アドバイザーの派遣、擬似体験施設・地震体験車の活用等
	市地域防災計画の説明・解説	出前講座、研修会などで説明
	災害教訓の収集・整理・保存	〃
	防災マップの作成	〃
	パンフレット・リーフレット等の作成	〃
	ラジオ・テレビ広報	スポット CM など
学術機関（大学等）	防災に関する研究成果の報告、住民アンケートの実施等	講演会、地域研修会等の実施
報道機関	新聞、テレビ、ラジオ	自社広報、特別番組など
教育機関（小・中・高校）	副読本、地域の災害史教育、防災マップ	副読本による授業、防災マップの読み方など
各機関共通	インターネット（ホームページ）を活用した情報発信	

3. 住民自ら行う防災知識の学習・心得

平常時からの取組	1 家具等の固定 2 非常食料等の生活必需物資の備蓄、非常持ち出し品の整理 3 自主防災組織への積極的な参加 4 避難場所、避難所の徒歩による確認 5 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認 6 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル 171 等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い 7 市及び県等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加 8 災害教訓の伝承
災害発生時の心得	1 テレビ・ラジオ等による災害情報の収集 2 防災行政無線、携帯電話メール等による避難情報及び被害情報の収集 3 「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難 4 その場に応じて最善を尽くす

第 6. 教育機関における防災教育・訓練

1. 教育活動全体を通じた防災教育

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。

（1）市教育委員会の取組み

- ア. 各種研修会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- イ. 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ウ. 学校訪問等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- エ. 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

（２）各学校等の取組み

ア．学校防災体制の見直し

危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。

イ．幼児・児童・生徒に対する教育

各学校等は、幼児・児童・生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。

ウ．教職員に対する教育

各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

（３）防災訓練の実施

ア．防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童・生徒の自主性を重視の上実施する。

イ．防災訓練は、学校種別・規模等の実情に応じ、毎年３回程度実施する。

（４）防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、機具、用具などの定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。

特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

（５）連絡通報組織の確立

教職員全ての緊急時連絡網等を整備し、災害時における組織活動の円滑化を図る。

警備会社などへの委託警備については当該警備会社と連絡網の整備を図る。

第７．防災上重要な施設の管理者への教育

１．査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については定期的に査察を行い、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

２．講習会・研修会等の開催

（１）防災管理者には講習会、研修会などを通じ、その職責を自覚させる。

（２）事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

第８．企業における防災教育・役割

企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。

このため、市及び県は、各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取組の評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第９．地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

市は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図る。

第 10. 防災に関する意識調査

市は、住民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適時実施する。

第 2 節 自主防災組織等の育成計画

第 1. 計画の方針

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることであり、住民はこの基本を自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、災害発生直後、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動が成果をあげている。

このため、市は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進・支援に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第 2. 自主防災組織の育成

市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成に向けての働きかけ及び支援を積極的に行っていくため、以下の対策を実施する。

1. 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や各種研修会の開催、防災パンフレットの作成等を通じ、住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓蒙・啓発していく。

2. 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、必要に応じて、ブロック分けをするなど、実行力のある組織体制の編成に努める。
- (2) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け育成していく。
- (3) 何らかの防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を図ることによって自主防災組織として育成する。
- (4) 地区振興会、女性団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。
- (5) 幼年消防クラブ等の活動を支援するほか、小・中学生等への防災知識の普及・啓発を通じ、将来の自主防災組織活動の素地を養成する。

- (6) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

3. 自主防災組織の活動内容

平常時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の要配慮者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び市・県主催の防災訓練への参加 7 その他
災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

4. 協力体制の整備及び活動支援

- (1) 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的とする、連絡協議会組織を通じて、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。
- (2) 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努めるものとする。
- (3) 市は、消防防災設備費補助事業やその他の助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。
- (4) 市は、計画的にリーダー研修会等を開催して、指導能力の向上を図る。

第3. 事業所の自衛防災組織等

事業所は、消防法第8条の規定により、「消防計画」を作成するときは、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の安全と綿密な関連がある場合には、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行える計画とする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と綿密な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努め、また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおりとする。

1. 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、市消防本部は出火の防止、避難誘導、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(1) 活動内容

- ア．消防訓練
- イ．従業員の防災教育
- ウ．情報の収集・伝達方法の確立
- エ．火災その他の災害予防対策
- オ．避難対策
- カ．応急救護対策
- キ．地域の防災活動への協力

2. 危険物施設及び高圧ガスの関係事業者等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことも考えられる。このため、市消防本部は危険物施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。

第3. 消防職団員、OBとの連携

消防職団員の専門知識とOBの豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であるため、市は、消防職団員及びOBとの連携に努める。

第4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認める時は、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 防災訓練計画

第1. 計画の方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、市及び防災関係機関並びに住民等それぞれがとるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施することが重要である。防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの要配慮者に対する安全な避難誘導、避難所の開設及び運営、企業や自主防災組織等と連携し、女性も参画した防災訓練を定期的実施する。

第2．訓練種別

1．実働訓練

市及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。

2．図上訓練

市及び各防災関係機関等は、市及び防災関係機関の各職員、自主防災組織などの地域コミュニティ団体などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

第3．訓練項目

市及び防災関係機関は次の訓練を計画的に実施する。

1．通信訓練

市は、災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、定期的に通信訓練を行う。また、市防災行政無線、防災情報メール及び秋田県総合防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。

2．災害防ぎょ訓練

主として以下の訓練を実施する。

- (1) 災害情報収集・伝達訓練
- (2) 職員の動員訓練
- (3) 災害対策本部設置、運用訓練
- (4) 緊急輸送訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 水防訓練
- (7) 特殊防災訓練（航空機、列車、トンネル災害、油・薬液等流出、危険物の爆発事故等）
- (8) 避難訓練
- (9) 災害防御活動従事者の動員訓練
- (10) 必要資材の応急手配訓練
- (11) 大規模停電を想定した訓練

3．応急復旧訓練

応急復旧訓練は各施設管理者が実施主体となって行う。

- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急処置
- (4) 水道、ガス、電力、通信施設等の応急修理
- (5) 石油類等の流出防止等応急復旧

第4．訓練の実施範囲

1．市の防災訓練

(1) 総合防災訓練及び土砂災害防止訓練

ア. 目的

各種災害が発生したことを想定し、市及び防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、住民の防災意識の高揚等を図る。

イ. 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め実施する。

(ア) 実施時期及び場所

原則として防災週間中に、本市の管轄区域内を巡回して、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

(イ) 参加機関

- a. 市各部局
- b. 防災行政関係機関等
- c. 自主防災組織等
- d. 地域住民

(2) その他の防災訓練

市は、他団体主催の防災訓練に積極的に参加・協力する。

ア. 県主催の防災訓練

イ. 防災関係機関等が主催する防災訓練

ウ. 近隣市町村共同による防災訓練

エ. その他必要に応じた防災訓練

2. 防災関係機関

それぞれの機関が定めた防災業務計画を基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め計画的に実施する。

3. 医療・教育・社会福祉施設、事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、商業施設及びその他消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づく避難・誘導、消火及び通報などの訓練を計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として市、市消防本部並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

4. 自主防災組織、地域コミュニティ団体等

自主防災組織及び地域コミュニティ団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における要配慮者の迅速で安全な避難誘導などを確保するため、平時から市、市消防本部の指導や防災訓練等を通じこれら機関との連携に対する重要性の認識に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所の開設・運営などとする。

また、市は、住民一人ひとりに対し広報誌、市防災行政無線、テレビ・ラジオ、市ホームページ等を通じ訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難などの実践的な体験の場を提供する。

第4節 災害情報の収集、伝達計画

第1．計画の方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、市及び防災関係機関における迅速な初動体制や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要であるため、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器（パソコン・自営無線通信システムなどの端末機等）の操作研修を計画的に実施する。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、体制の強化を図る。

第2．情報収集・伝達体制

1．職員の動員

災害が発生した時、市は、直ちに職員を動員し所掌業務に関する被害情報収集のため職員を動員又は派遣する。

2．情報収集・伝達体制の整備

- (1) 県総合防災情報システム、県災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、市防災行政無線、衛星携帯電話、IP 告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービスなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- (2) 市は、県の作成する災害時情報伝達手段の整備に関する手引き及び当該整備に必要な情報の提供を受け、情報伝達体制の整備に努める。
- (3) 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報から防災無線等により自動的に住民への災害情報を広報できるシステムを構築する。
- (4) 緊急通報体制を整備し、被害情報又は防災情報などを迅速に収集する。
- (5) 指定避難路、避難場所及び避難所については、統一的な図記号を利用した分かりやすい、誘導標識や案内板等により住民への周知徹底を図る。
- (6) 水防管理者（市長）は、近隣市町村及び近隣の水防管理者と協力し情報伝達施設の整備・改善等に努める。
- (7) 災害発生初動期における被害情報の収集などに消防防災ヘリコプターを活用する。
- (8) 東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信計画を策定するとともに、無線設備の総点検による通信回線の途絶防止に努める。また、非常通信訓練の実施を通じて非常通信体制を検証する。

第3．情報の共有化

市、県及び防災関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努める。

第4．大容量通信ネットワークの整備

災害発生時において、被災情報を迅速・的確に把握し、初動体制や広域応援体制を立ち上げるため、光ファイバーなどを利用した大容量通信ネットワークの体系的な整備に努める。

第5．非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で情報通信システムに電源が供給されず、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがあるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置に努める。

1．市及び防災関係機関

災害時においても住民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム（県総合防災情報システム、県災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、県河川砂防情報システム、市防災行政無線、インターネット等）の非常用発電機等の整備に努める。

非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努める。また、非常用発電機やシステム等は、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施す。

システムの構築又は機器の更新に当たっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。

第6．非常通信ルートの活用

災害時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮するとともに、防災訓練等においては、当該協議会と連携して訓練を実施する。

非常通信ルートは、県から内閣府向け（中央通信ルート）及び県から市町村向け（地方通信ルート）が設定されており、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線（衛星通信ネットワーク）の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力（株）の自営通信網（有無線）経由で構成されている。

第5節 避難計画

第1．計画の方針

災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、市は避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない避難場所、避難所及び避難路を定め、これを町内会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。

特に、要配慮者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、

社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努める。

また、電車や航空機などの公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、市及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努める。

第２．避難計画の整備

１．避難場所等に関する事項

市は、公共施設等を対象に、各種災害や地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、対象とする施設は、必要に応じて市有施設（学校等）や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行う。

（１）指定緊急避難場所

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

（２）指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（３）避難路

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

（４）避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

ア．非常用電源の配置とその燃料の備蓄

イ．医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備

ウ．毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

エ．プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備

（５）避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

ア．住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ．仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ．給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

（６）避難場所等の周知

避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、避難場所、避難方法、避難経路等について、住民への周知徹底を図る。

２．避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、次の項目等から構成される「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、これらのマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜これを見直す。

（１）水害の記載内容

ア．警戒すべき区間・箇所

（ア）堤防破堤や越水はん濫等、対象河川で想定される災害

（イ）警戒すべき区間

（ウ）対象河川の特性和、被害の特徴

（エ）堤防等の施設の整備状況

（オ）特に注意を要する区間・箇所

イ．避難すべき区域

（ア）過去に水害実績のある区域

（イ）軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域

（ウ）浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域

（エ）はん濫水の勢いによって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域

ウ．避難勧告等の発令の判断基準

（ア）河川の水位（はん濫注意水位、避難判断水位等）

（イ）観測所における雨量（１時間雨量、３時間雨量、累計雨量）

（ウ）河川管理施設の異常（堤防の漏水や亀裂等の発生）

（エ）浸水被害（床上・床下浸水、道路冠水等）の発生

（オ）その他、気象警報の発表、今後の気象予報や河川巡視者からの報告等

（２）土砂災害の記載内容

ア．警戒すべき区間・箇所

（ア）土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数

例：土石流危険溪流箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所

（イ）土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布

（ウ）土砂災害の発生しやすい気象条件

イ．避難すべき区域

（ア）土砂災害の発生のおそれのある避難区域と対象地区（土砂災害危険箇所単位）

（イ）想定される被害

ウ．避難勧告等の発令の判断基準

（ア）近隣での前兆現象の通報等

前兆現象の例:湧き水、地下水の濁り、量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等

(イ) 雨量に基づく土砂災害危険度情報

(ウ) 土砂災害警戒情報の発表及び土砂災害警戒判定メッシュの情報

(3) 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等を発令する場合は、多様な情報伝達手段により、住民への周知を図る旨を記載する。

ア. 情報伝達手段を記載

例: 市防災行政無線、登録制メール、エリアメール、緊急速報メール、広報車等

イ. 具体的な周知文の例を記載

3. 避難情報の伝達手段

市は、市防災行政無線、携帯電話メール、広報車、警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者など、避難情報の伝達体制の整備に努める。

また、消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておく。

4. 避難者の優先順位の設定

避難の順位は要配慮者を優先するが、市は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難する体制を整える。

5. 要配慮者対策

(1) 要配慮者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者との関わりを積極的に持つ必要があるため、市は広報等を通じたその取組みの促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。

(2) 市は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障害者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、要配慮者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの避難場所、避難経路の状況把握の促進に努める。

(3) 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄するとともに、ホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

(4) 社会福祉施設の管理者は、市及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて町内会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。

(5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。

(6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実

施に努める。

6. 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

7. 避難者の健康管理

市は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等の実施体制を整備する。

8. 避難所の開設・運営マニュアルの作成

市は、次の項目等から構成される「一般避難所の開設・運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の開設・運営マニュアル」を作成する。この作成過程においては、地域を構成する多様な主体の意見を聞き、協議するものとする。

また、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、おおむね次の項目を参考に作成に努める。

(1) 「一般避難所」の開設・運営マニュアル

ア. 対象とする避難者

- (ア) 災害によって現に被害を受けた者
- (イ) 災害によって被害を受けるおそれがある者
- (ウ) 在宅被災者

イ. 平常時に行う避難所対策

- (ア) 避難所の指定（市地域防災計画）
- (イ) 避難所の周知（避難ルートの検証）
- (ウ) 避難所の設置期間
- (エ) 避難所の耐震診断・補強（震災対策）
- (オ) 付帯設備の確認・補充
- (カ) 災害対策本部との通信手段
- (キ) 緊急物資の備蓄
- (ク) 収用可能人員の把握
- (ケ) 避難所管理者との協議・覚書の締結（学校施設等）
- (コ) 災害救助法適用時における想定業務
- (サ) 支援物資の保管
- (シ) 調整役、責任者の決定・確保
- (ス) その他

ウ. 避難情報の伝達基準

- (ア) 避難準備情報
- (イ) 避難勧告
- (ウ) 避難指示

エ. 避難誘導

要配慮者等に対する避難誘導対策

オ. 避難者の行動想定

- (ア) 発災直後の行動想定
- (イ) 災害種別による行動想定

カ. 避難所の設置・運営

- (ア) 床面積の割り当て
- (イ) 避難所運営委員会の設置
- (ウ) 情報管理（安否情報等）
- (エ) 水・食料、生活物資の支給
- (オ) 保健・衛生管理
- (カ) プライバシーの確保、防犯対策
- (キ) 被災者支援制度の運用（仮設住宅・資金貸付等）
- (ク) 要配慮者・女性対策
- (ケ) その他

キ. 災害ボランティア

災害ボランティアの受入れ等

ク. その他

必要のある事項

(2)「福祉避難所」の設置・運営マニュアル

ア. 対象とする避難者

- (ア) 要配慮者
- (イ) 要配慮者の家族、介護人等
- (ウ) 要配慮者に準ずる者

イ. 平常時に行う避難所対策

- (ア) 避難所の指定（市地域防災計画）
- (イ) 避難所の周知（避難ルートの検証）
- (ウ) 避難所の設置期間
- (エ) 避難所の耐震診断・補強（震災対策）
- (オ) 付帯設備の確認・補充
- (カ) 災害対策本部との通信手段
- (キ) 緊急物資の備蓄
- (ク) 避難所管理者との協議・覚書の締結（社会福祉施設等）
- (ケ) 災害救助法適用時における想定業務
- (コ) 支援物資の保管
- (サ) その他

ウ. 避難情報の伝達基準

- (ア) 避難準備情報
- (イ) 避難勧告
- (ウ) 避難指示

エ. 避難誘導

要配慮者・女性に対する避難誘導対策

オ. 災害ボランティア

災害ボランティアの受入れ等
カ. その他
必要のある事項

9. 帰宅困難者支援

市は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平常時から広報に努める。

また、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努める。

第4. 関係機関の避難計画の整備

1. 文教関係

市教育委員会は、学校及び幼児教育施設ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、幼児児童生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

2. 医療関係

市及び医療機関は、入院患者並びに外来患者の避難及び避難誘導、並びに他の安全な施設への入院患者の移送について定める。

3. 福祉関係

市及び福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等について定める。

4. 交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者及び駅・空港等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努める。

第5. 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

市は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平常時において応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備する。

- (1) 応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- (2) 建設に必要な資機材の調達先・供給体制
- (3) 入居の選考基準・手続き等
- (4) 倍り上げ可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
- (5) 公営住宅の空き家の把握

第6節 防災拠点の整備に関する計画

第1. 計画の方針

市は、災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。また、市は、指定防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、地域防災計画で位置づける施設等については、今後の防災対策上の施設等の整備について積極的に推進するものとする。

また、市は、県の整備する広域防災拠点について、協力体制の整備を推進する。

第2. 地域防災拠点施設等の整備促進

1. 地域防災拠点施設等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、指定防災拠点及び防災上重要な施設（以下「指定防災拠点等」という。）について、計画的な防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、指定防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

(1) 地域防災拠点施設の整備

市は、地域の災害環境に基づき、災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関する広報、教育及び訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を総合的かつ有機的に果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設及びその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

この場合の地域防災拠点施設の設置については、地域の防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案した区域ごとに、当該区域の防災拠点として位置づけられるよう配慮する。

なお、国土交通省能代河川国道事務所との協定及び覚書に基づく、防災拠点施設「道の駅たかのす」の主な設備等については、資料編を参照する。

(2) 指定防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設

指定防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

ア. 市の支所・出張所、消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等

イ. 市が指定する避難場所及び避難所又は救護所施設

ウ. 市の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等

エ. 市の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等秋田県地域防災計画に防災拠点として指定されている市役所のほか支所に、以下の機能をもつ施設又は設備を整備していく。

(ア) 整備すべき主な機能

a. 情報の収集・提供のための通信・広報機能

- b. 防災活動用資機材の備蓄
- c. 非常用飲料水の備蓄
- d. 食料等救援物資の備蓄
- e. 平常時の防災教育の場

2. 備蓄拠点の整備

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄拠点を整備し、計画的な推進を図るものとする。

また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、避難場所等に指定されている学校、公民館等の避難収容施設のスペースの活用についても配慮するものとする。

3. 二次物資集積拠点の整備等

市は、災害時において、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市内の各避難所等に輸送することのできる施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）をあらかじめ指定し、その運用方法等を検討する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

第3章 広域防災拠点における後方支援等

市は、県、施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努める。

また、市、県及びこれらの関係機関は、大規模災害発生時に広域防災拠点を円滑に開設・運営できるように、開設までの手順や運営時の各機関の役割などをあらかじめ確認するとともに、広域防災拠点の設置・運営に関する訓練を実施するよう努める。

1. 市内の広域防災拠点

施設の名称	機 能	ヘリポートの有無	備 考
北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ		
大館能代空港	広域搬送拠点臨時医療施設	有	

※集結場所・ベースキャンプ：県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ

※重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

第7章 備蓄計画

第1節 計画の方針

市及び県は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、公助による円滑な物資供給が行えるよう、備蓄体

制を整備する。

なお、備蓄目標量は、秋田県地域防災計画の備蓄計画と整合するものとする。

第２．備蓄の考え方

災害時には、食料等の流通機構が混乱状態となり、一時的に住民の食料等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食料、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

１．公的備蓄

市は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、避難場所等に優先的に備蓄庫を整備する。

２．流通備蓄

流通業者や卸売業者等からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上、流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

３．住民の備蓄

市は、住民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

（１）住民への家庭内備蓄の指導

食料、生活必需品、飲料水について３日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

（２）事業所等への食料・生活必需品、飲料水等の備蓄指導災害発生時に備え、市内の事業所等における食料・生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第３．備蓄品の整備目標

市及び県は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない 19 品目を「共同備蓄品目」を定め、これらを備蓄するほか、これ以外についても、それぞれが必要な品目を備蓄するよう努める。

共同備蓄品目について市が最低限備蓄すべき量は、次表のとおりとし、平成 30 年度までにこれらを備蓄するよう努める。

■ 備蓄目標量（北秋田市分）

主食	内訳		飲料水 (ℓ)	粉ミルク (g)	ほ乳瓶 (本)	毛布 (枚)
	主食	主食 (お粥等)				
4,864	4,078	787	4,913	1,385	4	1,092

石油ストーブ (台)	トイレ (回分)	トイレト ーパー (巻)	紙おむつ (大人用) (枚)	紙おむつ (子供用～ (枚)	生理用品 (枚)
12	7,858	247	231	165	410

自家発電機 (台)	投光器 (台)	コードリー ル (台)	燃料タンク (台)	タオル (枚)	給水タンク (個)	医療品セッ ト (個)
6	12	12	17	1,092	110	6

出典：秋田県地域防災計画 資料編

第4．備蓄倉庫等の整備

1．備蓄倉庫の整備

防災資機材の備蓄などに向けて備蓄庫の設置について計画的な推進を図るものとする。

2．分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各避難場所での分散備蓄を行う。

第5．緊急調達体制の整備

1．調達体制の整備

以下の供給方法に対応した調達体制を事前に明確化しておく。

(1) 備蓄による調達

発災当日は、食料等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

(2) 民間流通業者からの調達

流通業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達する。調達に協力する流通業者については拡充を図る。

(3) 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

(4) 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

(5) 協定団体からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

2．物資の受入体制の整備

調達した食料・生活必需品の受入れや一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。

なお、住民へのすみやかな支給が必要とされる物資については、直接避難場所で受入れるものとし、マニュアル等によりこの為の体制を整備しておく。

さらに、災害時における物資の受入れ・支給に関して、市職員を適切に配置し、住民及びボランティアと協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。また、受入れた物資の保管所について追加指定を行う。

3．応援協力体制

今後も他市町村や民間業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

第6．防災用資機材等の備蓄

災害時における救助救出活動等の迅速かつ適切な活動を確保するため、地域に必要な資機材の備蓄を図るものとする。

第 8 節 通信・放送施設災害予防計画

第 1. 計画の方針

災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要であるため、市及び防災関係機関は災害時の通信が途絶しないよう、通信施設の維持管理強化を図る。

第 2. 通信施設の整備

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、さまざまなレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

1. 防災行政無線の整備

災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実に行えるよう常に点検を行い、機能の維持に努める。また、秋田県総合防災情報システムの適切な維持管理を行う。

2. 消防無線の整備

消防無線の整備に努める。

3. 新たなメディアの導入

近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、衛星電話やモバイルコンピュータによる通信などを活用し、音声の他、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

第 3. その他の通信施設

1. アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアを確保し活動を支援する。

2. 民間無線の活用

民間無線の活用を図るため、タクシー、企業等災害時の情報収集の協力体制の推進を図る。

第 9 節 水害予防計画

第 1. 計画の方針

災害の発生によって、河川、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大き

な被害をもたらすので、年度ごとに定める北秋田市水防計画に基づいて、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

第2．洪水ハザードマップの周知徹底

市は、洪水ハザードマップを利用し、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底を図る。

第3．避難計画の策定

1．避難情報の発表基準

市は、洪水ハザードマップに基づく避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを定める。

2．避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、市防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

3．避難路・避難場所及び避難所の周知

市は、想定される洪水の被災を受けない避難路、避難場所及び避難所（民間の宿泊施設を含む）を洪水ハザードマップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報誌への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかりやすい誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する周知徹底を図る。

4．避難所の開設・運営マニュアルの策定

市は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に必要なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

第4．孤立地区（集落等）の防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために次の事項を定める。

- (1) 孤立予想地区又は集落
- (2) 迂回路
- (3) 衛星携帯電話などの通信手段
- (4) 生活必需品の備蓄
- (5) その他必要のある対策

第5．要配慮者の避難支援

市は、要配慮者の避難支援を安全・確実に実施するため、「災害時要配慮者避難支援プラン」の更新を図る。

第6．訓練の実施

市は、市職員、医療機関、自治会・町内会・自主防災組織などの地域コミュニティ団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、並びに必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる避難体制の整備を図るものとする。

第 7. 河川施設の整備

- (1)市は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については耐震性を考慮した河川施設の整備に努める。
また、国や県の管理河川については、関係機関に要望しその早期実現を期する。
- (2)河川、堤防等の河川施設については、市及び他の河川管理者は、堤防の決壊防止を図るため河川巡視員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。
- (3)県は、ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。
- (4)市は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。
- (5)市は、洪水ハザードマップにより、災害時に河川堤防決壊した場合の避難場所等を住民に周知する。

第 8. ダム施設の整備

- (1)既設ダムでは、それぞれの操作規則に基づき管理運用しているが、災害の発生が予想される場合にはただちにダム本体や取付部周辺地、貯水池周辺地の臨時点検を行い異常の有無を確認する。
- (2)ダム操作によって下流の水位が著しく変化する場合がある場合は、あらかじめ関係機関へ通知するとともに、一般住民に対しサイレンやスピーカー放送をもって警報する。
- (3)災害時、動力については予備発電施設を、通信については NTT 回線及び無線通信施設を活用する。

第 9. ため池施設の整備

- (1)市は、老朽化したため池について「ため池等整備事業」を実施し、補強改修に努める。
- (2)農業用ため池施設の管理者は、随時施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等の防止に努める。

第 10 節 火災予防計画

第 1. 計画の方針

火災は最も身近な災害であるが、いったん火災が発生すると尊い人命と財産を一瞬にして失うとともに、強風や乾燥などの気象条件下によっては、火災旋風の発生が予測され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。

このため、市及び市消防本部・消防団は、火災発生未然防止と延焼被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

第 2. 一般火災の予防

市及び市消防本部・消防団等が一体となった消防力の充実強化、火災予防組合等の組織化の推進、並びに住民への防火思想の普及を図り、これを火災の未然防止に生かす。

1. 市の実施範囲

(1) 消防力の強化

消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材を整備し消防力の強化に努める。

防火水槽などの消防水利整備の計画的な実施に努める。

(2) 火災警報等の発令

火災警報の発令基準を定め、有効適切な発令を図る。

(3) 予防査察

消防長又は消防署長は、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。

(4) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防の規制に関する普及の徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努める。

第3. 林野火災の予防

林野火災による焼失の回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなるため、市、県等及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

1. 広報・啓発の充実

山火事が多発期において重点的な広報宣伝を行い、山火事予防に関する普及啓発を図る。

(1) 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

(2) ポスター・表示板等の設置

(3) 学校教育を通じての山火事予防に関する普及啓発

(4) 報道機関を通じての啓発宣伝

2. 巡視員の配置

入林者に対する火気取扱い指導、火災の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、巡視員を配置して警戒する。

3. 火入れに対する許可

火入れを行う場合は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき許可及び許可条件を遵守させる。

ゴミの焼却・たき火など、火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

4. 空中消火体制の整備

「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」及び「秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則」により対処する。

5. 広域応援消防体制の整備

「秋田県広域消防相互応援協定」により対処する。

6. 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年1回以上訓練を実施し、消火技術の向上を図る。

7. 市の対策

市は、次の事項を定め対策を講ずる。

- (1) 消防体制の確立
- (2) 消防資機材の整備・拡充

第 11 節 危険物施設等災害予防計画

第 1. 計画の方針

危険物施設等による災害の発生と拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立に努め、危険物施設等における安全確保を図る。

また、災害による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

なお、危険物・有毒物の種類及び形態を以下のとおり区分する。

■ 危険物・有毒物の区分

区 分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
高圧ガス	製造所充てん所、販売所使用消費施設輸送施設（車両）	高圧ガス保安法 液化石油ガス法	製造工場、LPG 充てん所 水道施設、家庭 LPG、高圧ガス輸送車
可燃性物質	製造所貯蔵所取扱所	消防法	製造工場屋外タンク貯蔵所 ガソリンスタンド
毒劇物	販売所使用施設輸送施設（車）	毒劇物法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両
放射線等	使用施設輸送施設（車両）		病院、研究所 R I 輸送車

第 2. 予防体制の強化

1. 被害予測に基づく危険物施設の防災体制の強化

(1) 被害予測に基づく危険物施設の防災体制の強化

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制及び市消防本部をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフラインの途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、災害時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。特に、災害の際の危険物施設等の被害・機能障害を想定し、応急措置がすみやかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(2) 自主保安体制の強化

市消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。

特に、危険物安全週間においては、立入検査等を実施して危険物の保安に対する意識の高揚を図る。

ア．危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。

イ．危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。

ウ．災害による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

エ．自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ．従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ．防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(3) 危険物等の火災予防対策

危険物施設等の火災は、大規模火災につながる危険性が高く、人身事故に発展する場合もあり、消火困難に陥りやすい。したがって、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

ア．危険物施設における防火管理の実施

イ．危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底

ウ．消防計画及び予防規程に基づく訓練の実施

エ．危険物施設の自主点検の実施

オ．危険物安全週間（6月の第2週）の催しを通じた防災知識の普及

(4) 立入検査の実施

市消防本部は、消防法第16条の5に基づく危険施設の立入検査の実施並びに無許可施設等の危険物の貯蔵、取扱いに対する違反の是正と未然防止を図るため、立入検査を実施する。

(5) 化学消防力の強化

消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

2. 危険物施設（石油類等発火性、引火性のあるもの）

(1) 危険物施設及び設備の維持管理

ア．施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

イ．大規模タンクの耐震化

市消防本部は、一定規模以上の貯蔵タンクについては不等沈下、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また、漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 資機（器）材の整備

ア．市消防本部は、消火剤等の整備及び備蓄を図り化学消防力を向上させる。

イ．危険物施設の管理者等は、消火設備や消火剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理及び連絡通報のために必要な資機（器）材の整備を促進する。

(3) 教育訓練の実施

危険物施設の管理者等は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

(4) 自衛消防組織の強化

危険物施設の管理者等は、自衛消防組織の充実を図るとともに隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図り、また、消火薬剤、流出前処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(5) 保安確保の指導

市消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施項目を励行させて、防災意識の高揚を図る。

3. 火薬類

(1) 施設及び設備の維持管理

ア. 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ. 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア. 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。

イ. 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

4. 高圧ガス

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術水準、取扱基準等に基づき設置・運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) 高圧ガス施設及び設備の維持管理

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(2) 資機（器）材の整備

高圧ガス施設の管理者は、火災及び被害の拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

(4) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害が発生し又はその恐れがあるとき、その被害等の状況をすみやかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業

者間の相互応援体制の整備を検討する。

(5) 危険時の実施措置・応急措置

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため次により危険時の実施措置を計画する。

ア. 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

イ. 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、施設の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等をすみやかに実施する。

5. LP ガス

LP ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) LP ガス施設及び設備の維持管理

ア. 災害対策用安全器具の普及

LP ガス消費設備については、災害時に一般家庭のLPガスによる災害を防止するため、災害対策用安全器具の普及促進を図る。

イ. LP ガス集中監視システムの普及

LP ガス販売事業者が災害時にLPガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行ううえで有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 資機材の整備

LP ガス販売事業者等は、災害による被害の拡大防止、災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

(3) 教育訓練の実施

LP ガス販売事業者等は、LP ガス漏えい時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

(4) 事業者間の相互応援体制の整備

LP ガス販売事業者等は、災害時にLPガスによる災害が発生し又はその恐れがあるとき、その被害等の状況をすみやかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、LPガス販売事業者等の相互応援体制の整備を図る。

(5) 危険時の実施措置

LP ガス販売事業者等は、LP ガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

ア. 危険時の通報

LP ガス製造所又はLPガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに消防署及び防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

イ. 緊急措置

災害発生防止のため必要があるときは、緊急時対応業務をすみやかに実施し、県等に連絡する。

6. 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施されていることか

ら、市は、県と事業者が連携・協力し、その取扱いに一層の安全化を促進するよう要請する。

(1) 毒物、劇物取扱施設及び設備の維持管理

ア. 毒物、劇物取扱施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に施設及び設備の点検を実施して常に最良の状態に維持する。

イ. 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における、連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

(3) 毒劇物保有施設の実態把握

市消防本部は、毒劇物施設の実態、保有物の特性等について把握するとともに災害時の対応策を講ずる。

(4) 自主保安管理体制の強化

毒劇物取扱施設の管理者は、保安管理等について従業員教育を行うとともに部門責任者（保管、販売、保安等）を置き、管理部門を明確にして、自主保安管理体制の強化に努める。

(5) 危険待の応急措置

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

ア. 危険待の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに消防署及び防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の措置を講ずる。

イ. 緊急措置

施設管理者は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずるものとする。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。

7. 危険物等運搬車両

危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、事故等による災害発生の危険性が予測される。

(1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等についての指導の徹底を図る。

(2) 危険物等運搬事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

(3) 危険者等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。

(4) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、日本道路公団、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。

(5) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。

第 12 節 建築物等災害予防計画

第 1. 特殊建築物の予防対策

- (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に基づく建築物を指定し、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理に努める。
- (2) 学校、病院、工場、事業場等その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。
- (3) 建築監視員制度の実施
建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止などの必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

第 2. 教育・医療施設等の予防対策

- 各施設管理者が引き続き施設の点検、耐火・不燃性の確保に努める。
- 特に、災害時において医療救護活動の拠点となる医療機関、避難施設となる学校や大規模施設等及び応急対策活動の拠点となる施設について重点を置く。

第 3. 一般の建築物

1. 知識の普及活動

- 建築関係法令の施行を徹底し、安全性の確保に努め、かつ既存不適格建築物の防災性能の向上と維持保全に関する知識の普及を図る。
- 特に、不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、年 2 回の「建築物防災週間」を中心に防災査察を実施して、防災機能の向上及び防災知識の普及に努める。

2. 防災診断・改修の促進

- (1) 市街地における耐火・不燃化を指向し、建築物の災害を予防する。
- (2) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。
- (3) 雪による建築物の倒壊防止又は屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導などを実施する。

第 13 節 土砂災害予防計画

第 1. 計画の方針

地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。

【資料編 第 1 章 危険箇所 参照】

第 2. 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進する。

1. 現況

本市の土砂災害警戒区域は 91 箇所（土石流 58 箇所、急傾斜地の崩壊 33 箇所）の内、土砂災害特別警戒区域は 80 箇所（土石流 47 箇所、急傾斜地の崩壊 33 箇所）指定されている。

2. 対策

市は、県による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けて、次の対策を実施する。

- （1）警戒区域ごとに特色を踏まえて警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等）を定める。
- （2）円滑な警戒避難に必要な事項を住民に周知させるよう努める。
- （3）土砂災害特別警戒区域においては、居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造上安全であるかどうかの建築確認を行う。

第 3. 地すべり対策

1. 現況

本市は出羽丘陵の北部地域（米代川中・下流の南北流域と周辺）に位置し、地すべりが発生しやすい地域に有り、地すべり災害危険箇所として 70 箇所（東北森林管理局管轄 3 箇所、県森林整備課管轄 32 箇所、県農地整備課管轄 10 箇所、県河川砂防課管轄 25 箇所）が指定されている。

2. 対策

- （1）市は、現在危険区域として指定されている箇所並びに指定申請箇所については防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、県による対策事業の実進を促進する。
- （2）土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。
 - ア. 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
 - イ. のり切り、切土、堀さく又は盛土
 - ウ. 立木竹の伐採
 - エ. 土石の採取又は集積
 - オ. その他災害を助長し、誘発する行為

第 4. 急傾斜地対策

1. 現況

市内は山林が多いことから、急傾斜地崩壊危険箇所が 92 箇所（ランクⅠ 54 箇所、ランクⅡ 38 箇所）指定されている。

2. 対策

市は、災害による土砂災害から、住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、県による急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

現在工事中の箇所については、早期完成を促すとともに、危険度の高い区域から順次対策事業が実施できるように努める。

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化

市は、崖崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響などを調査し、随時パトロールを実施するものとする。

(2) 危険箇所の周知

市及び県は、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

市及び県は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるように指導する。

(4) 警戒体制の確立

災害による土砂災害は、災害後時間をおいて発生することもあり、災害発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。このため、平常時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておく。

第5. 土石流対策

1. 現況

本市の河川上流は大半が急流河川で、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させている。現在、土石流危険渓流地域は 169 箇所（ランクⅠ 116 箇所、ランクⅡ 53 箇所）指定されている。

2. 対策

市は、災害による砂丘地帯の液状化及び山腹崩壊、又はその後の降雨などによって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

- (1) 土石流に対処するための砂防工事を促進する。
- (2) 土石流危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。
- (3) 土石流危険渓流の周辺住民へ警戒避難について指導する。
- (4) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、災害時の対応などについて、地域住民に周知徹底を図る。
- (5) 土石流により 5 戸未満の人家に被害が生じるおそれのある渓流及び新たに家屋の建築されることが予想される渓流についても必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努めるものとする。

第6. 山地災害対策

1. 現況

市の森林は、大雨等によって山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の促進に努めている。

現在、市の山腹崩壊危険地区は 184 箇所（東北森林管理局管轄 2 箇所、県森林整備課管轄 182

箇所)、崩壊土砂流出危険地区は 469 箇所(東北森林管理局管轄 38 箇所、県森林整備課管轄 431 箇所)指定されている。

2. 対策

(1) 災害に強い地域づくり

ア. 山地災害に応じた予防対策の推進

イ. 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め重点的な治山事業の実施

ウ. 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

(2) 水源地域の機能強化

ア. 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水上保全施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進

イ. ダム等の資源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた上砂流出防止対策の推進

ウ. 森林と溪流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等の積極的な実施

第 7. 液状化対策

1. 建築物の液状化被害予防施策の推進

(1) 木造建築物については、基礎の補強等の対策知識を普及し、被害の低減に努める。

(2) 倍数が 3 以下の小規模建築物を対象に、液状化発生予測手法等により予防対策についての指導を行う。

2. 液状化危険地域の予防対策

地盤の液状化の危険性が高い地域では、公共建築物の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良などの液状化対策を進める。

第 8. 避難計画の策定

1. 避難情報の発表基準

市は、過去の降雨状況、県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準を定める。

2. 情報伝達体制及び避難計画の整備

市は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

3. 住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌を始め、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

第 9. 土砂災害警戒区域等における住宅などの立地抑制

1. 基本的な考え方

新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害発生危険箇所も年々増加しており、土砂災害から人命・財産を守るため、防止施設などのハード対策と併せ住宅の立地抑制などのソフト対策の推進が必要である。

2. 調査・対策の推進

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域について土砂災害警戒区域、又は著しく危害が生ずるおそれのある区域について土砂災害特別警戒区域への指定を進める。

なお、指定区域においては、それぞれ次の対策を実施する。

(1) 土砂災害警戒区域

ア. 市は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難の基準、また土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者に対する避難誘導を円滑に行うための情達伝達施設や連絡体制などを定める。

イ. 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態、避難基準の設定、並びに避難路、避難場所及び避難所を地域防災計画に定め、これらの広報手段として住民説明会の開催、看板の設置、広報誌への登載、さらにインターネットへの掲載などで周知を図る。

(2) 土砂災害特別警戒区域

ア. 市は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造上の安全な建物であるよう広報する。

イ. 市は、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について注意を促す。

ウ. 市は県と連携して、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

第 10. 災害危険区域からの住居移転

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し多額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、安全な場所への移転等について指導を行う。

1. 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成のための制度は次のとおりである。

(1) 防災のための集団移転促進事業

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

(3) 秋田県災害危険住宅移転促進事業

第 11. 造成地の予防対策

1. 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

2. 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

3. 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

第 12. 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、市、国、県及び他市町村等関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会に参加し、連絡調整を図る。

第 13. 地盤情報の収集と活用

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集・整理を進め、各種の行政施策へ反映させていく。

1. 地盤情報の収集・整理

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集・整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

2. 地盤情報の公開

収集・整理したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等の形で公開していく。

第 14 節 公共施設災害予防計画

第 1. 計画の方針

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため、早期の応急復旧が迫られることから、応急復旧を実施する上で必要不可欠な連携・連絡体制の検証や訓練の実施と併せ、円滑で迅速な復旧を行う上で必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

第2．道路及び橋梁

施設管理者は、以下の対策を推進する。

1．道路の点検整備

- (1) 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検及び対策施設の整備を計画的に実施する。

さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

- (2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

ア．平成8～9年度に実施

イ．危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

ウ．防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）

災害に至る要因の事前把握をする。

エ．道路防災総点検の点検項目

落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、土石流、盛土、地吹雪、橋梁基礎の洗掘、擁壁等

- (3) 道路及び交通の状況に関する情報の適切な収集及び把握に努め、これを道路情報提供装置等により道路利用者への提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

2．橋梁の点検整備

パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること、また応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

既設橋梁の補修については、耐荷力補強及び耐震補強を含めた補修対策の促進を図る。

第3．水道

施設管理者は、以下の対策を推進する。

1．施設の防護対策等

- (1) 施設の防災性の強化

水道施設の建設に際しては、自然災害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計に当たっては、災害に耐えることができる構造とする。

- (2) 応急給水体制と資器材の整備

ア．市は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

イ．市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4．下水道

施設管理者は、以下の対策を推進する。

1．補強・改修対策の促進

- (1) 管渠の補強整備

ア．軟弱地質又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強する。

イ．新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件など総合的見地から検討し計画する。特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

(2) ポンプ場・終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

2. 施設の耐水化対策の推進

浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、防水扉設置等の耐水化対策を実施する。

第5. 電力

施設管理者は、以下の対策を推進する。

1. 対策

(1) 発電施設

- ア．構築物、附属設備及び防護施設を整備する。
- イ．耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。
- ウ．重点系統保護継電装置を強化する。

(2) 送電設備

- ア．重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見・対策を講ずる。
- イ．支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- ウ．電線路附近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- エ．各種避雷装置等を増強し、耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

(3) 通信設備

- ア．主要通信システムのループ化に努める。
- イ．移動無線応援体制を強化する。
- ウ．無停電電源及び予備電源を強化する。

(4) 施設の予防点検

- ア．定期的に電気施設の巡視点検を実施する。
- イ．災害が発生するおそれがある場合は、その直前に実施する。

(5) 災害復旧体制

- ア．情報連絡体制を確保する。
- イ．非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ．復旧用資材及び輸送力を確保する。

(6) 防災訓練

- ア．情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。
- イ．各防災機関が主催する訓練に参加する。

第6. 鉄道

施設管理者は、以下の対策を推進する。

1. 維持管理・補強措置等

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修に合わせた橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の維持補修に努める。
- (7) 線路周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
- (9) その他防災上必要な設備の改良に努める。

第 7. 社会公共施設等

施設管理者は、以下の対策を推進する。

1. 福祉施設

(1) 防災上の管理・運営等

- ア. 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐため有効な方法であり、職員が迅速、かつ、冷静に入所者等への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。
- イ. 施設管理者は自衛防災組織を編成するとともに、市、警察、消防、医療機関、その他の防災関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。
- また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。
- ウ. 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- エ. 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるように平常時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- オ. 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努める。

2. 医療施設

(1) 防災対策上の管理・運営

- ア. 医療施設の自主点検の実施
 - 火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。
- イ. 避難救助体制の確立
 - 入院患者については、日頃から病棟ごとの状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難が困難な患者についての避難救助体制を確立する。
 - 特に、休日、夜間における避難救助体制について確立を図るとともに消防署等への早期通報体制の確立を図る。
- ウ. 危険物の安全管理
 - 医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。
- エ. 職員の防災教育及び防災訓練の徹底
 - 災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。

オ．ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備等の整備に努める。

(ア) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

(イ) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

(ウ) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第 15 節 風害予防計画

第 1．計画の方針

市は、風害を軽減するための予測体制の整備と、風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。

第 2．風害の分類

1．台風

秋田県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。

平成 3 年 9 月、日本海沖を通過した台風第 19 号は、これの典型的な例であり、秋田県の約 200 キロ沖を通過したにもかかわらず、時速 70km を超える速度と進行方向の東側という条件が重なり希に見る大きな被害をもたらした。

2．日本海低気圧

日本海を北上しながら急速に発達する低気圧で、特に春と秋に多く出現し、秋田県に住宅の損壊、停電などの被害をもたらす。

3．竜巻

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。直径は数十～数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。

4．フェーン現象

台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、又は中央アルプス山脈を越えて吹き下ろす南東風などの乾燥した暖かな強風、いわゆる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の 1 つである。

第 3．対策等

1．監視・情報収集体制の整備

- (1) 台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防及び防災関係機関などと連携した監視態勢に入る。
- (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視態勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

2. 各機関における対策

- (1) 強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施や複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行なうなど、多様な森林の造成を行う。
- (2) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (3) フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ア. 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。
 - イ. 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。
 - ウ. 消防資機材及び消防水利の点検を実施する。
 - エ. 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (4) 学校等の管理者は校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、状況に応じた幼児児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- (5) 住民は、建物の倒壊や屋根・外壁等の飛散防止のため、次の措置を実施に努める。
 - ア. はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
 - イ. 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - ウ. 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
 - エ. 強風下では屋根に登らない。
 - オ. 強風下の外出は控える。
- (6) 台風の襲来するおそれがある場合は、登山や溪流釣りなどを見合わせさせるとともに、常日ごろからラジオを携行するよう指導する。

第 16 節 雪害予防計画

第 1. 計画の方針

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、市、県及び防災関係機関は相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪態勢を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。

また、一人暮らしの高齢者など要配慮者への除排雪支援や住民への情報提供に努め、住民生活の安定を図る。

第 2. 冬期交通の確保

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や住民生活の安定を図っている。

1. 道路の除排雪

市は、積雪時における住民の安全と交通の確保を図るため、一般交通に供している道路は、毎年除排雪計画を定め実施する。

- (1) 各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築する。また、豪雪により市のみの対応では困難な場合は、国や県に除排雪機材の提供や関連業者のあっせんなどを要請する。

- (2)各道路管理者は、除排雪車両の更新や増強など除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。
- (3)各道路管理者は、降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。
- (4)各道路管理者は、豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の態勢を確立する。

2. 市街地の除排雪

市街地の除雪にあたっては、国、県、市並びに関係機関団体は、屋根の雪下ろしの時期、雪捨て場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者並びに住民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図る。

3. 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、警察は、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。

4. 住民等への情報提供等

- (1)市、県及び国は、広報誌、ホームページ、その他の媒体を活用し、除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めるとともに、所管する道路の除排雪に関する対応窓口を明らかにする。
- (2)市は、地域住民に広報誌やホームページ、チラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

5. 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限度にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社及び秋田内陸縦貫鉄道株式会社の雪害対策による。

6. バス運行の確保

秋北バス株式会社は、定期バスの運行を確保する。

7. 除排雪デーの設定

市長は、市除排雪計画に基づき町内会、関係団体等による町ぐるみの除雪日を設け、屋根の雪下ろし及び道路の一斉排雪を行う。

(1) 交通状況の把握

警察は、市、県と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保にあたる。

(2) 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、すみやかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 交通規制の実施

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被

災地周辺の隣接県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

第3．雪崩防止対策

1．現況

市の雪崩危険箇所は、177 箇所（東北森林管理局管轄 17 箇所、県森林整備課管轄 34 箇所、県河川砂防課管轄 126 箇所）あり、特に大雨等によって大きな雪崩が発生するおそれがある。

【資料編 第1章 危険箇所 参照】

2．雪崩危険箇所の点検

- (1) 各道路管理者は、「雪崩の危険箇所」について降雪前に道路法面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行う。また、融雪期にはパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。
- (2) 市、県及び国は、住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況及び「雪崩予防等」の点検を行う。

3．雪崩の防止対策

市、県及び国は、「雪崩発生危険箇所」に「雪崩予防柵」や「スノーシェッド」などの「雪崩防止施設」の整備を進める。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができている時は、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

4．警戒避難対策

- (1) 市、県及び国は、住民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の住民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。
- (2) 市、県、国及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩発生のおそれがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。
- (3) 市は、雪崩により被災を受けない避難所を指定する。
- (4) 市及び温泉等の宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。
- (5) 市及び県は、警戒・避難体制などソフト対策における実施体制を整備する。

第4．保健衛生及び医療対策

豪雪地域で、緊急に医療を要する患者が発生した場合は、関係機関が協力して対処する。

1．対策

- (1) 一般対策編 第1章 第21節「医療救護計画」に基づき、災害先遣病院から先遣救護班を、最寄りの災害拠点病院から医療救護班を派遣する。
- (2) 医師会及び救急医療機関等との連絡を強化する。
- (3) 急患について、特に緊急の場合は警察、消防又は自衛隊に緊急輸送を要請する。

第5．孤立地区（集落等）対策

1．対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講ずる。

- (1) 急病人、出産、食料の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について、関係機関との協力

体制を整備する。

(2) 急病人等に対する応急処置、手当のための医薬品の備え付けについて周知する。

(3) 市は、県補助金を活用し、衛星携帯電話の普及を図り、通信の確保を行う。

第6. 民生対策

1. 住民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平常時から次のことに留意し雪害に備える必要がある。

(1) 降雪前の準備

- ア. 除排雪用具の事前の準備
- イ. 住宅の屋内外の点検
- ウ. 食料、飲料水及び燃料等の備蓄

(2) 降雪期における対応

- ア. 気象情報の把握
- イ. 公共交通機関の積極的な利用
- ウ. 火災に備えた避難路の確保
- エ. 雪下ろし作業時等の安全確保
- オ. 路上駐車 of 自粛
- カ. 住宅から道路への雪だしや河川への投棄の自粛
- キ. 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除雪への協力

2. 地域コミュニティの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応を取ることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

(1) 降雪前の準備

- ア. 地域の情報収集・伝達体制の整備
- イ. 防災知識の普及
- ウ. 防災資機材の備蓄・管理

(2) 降雪期における対応

- ア. 地域内の空き家対策
- イ. 出火防止、初期消火活動
- ウ. 地域内の被害状況の情報収集
- エ. 住民に対する防災情報の伝達
- オ. 救出救護の実施・協力
- カ. 要配慮者への支援
- キ. 地域ぐるみの一斉除排雪

3. 地域における体制整備

市は、地域と連携して、地域コミュニティの機能強化等により高齢者世帯等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援

するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

4. 住民への情報提供

(1) 降雪前の広報活動

ア. 住民への防災知識の普及

市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報誌を配布し、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から住民への周知を図る。

また、雪崩防災週間（12月1日～7日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

イ. 住民への雪下ろし企業の紹介等

市は、住家の雪下ろしを実施する業者、また雪下ろし費用の目安について、降雪前に住民に対しチラシや広報などで提供するように努める。

ウ. 住民への雪捨て場等の情報提供

市は、広報誌、ホームページなどの手段を活用し、住民等からの排雪を受け入れる雪捨て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

エ. 除排雪作業時の安全対策の周知

市及び県は、広報紙やポスター、講習会等により安全な除排雪作業の普及を図る。

(2) 降雪期における広報活動

ア. 人命及び建物被害の防止

雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、県、市町村及び関係機関は、以下について、指導や広報を徹底する。

(ア) 市は、県より「雪下ろし注意情報」が発表された場合は、市防災行政無線や報道等を通じて、住民に注意を喚起する。

(イ) 市は、雪崩及び落雪危険地域への立ち入り・通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。

(ウ) 住民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。（屋根の危険積雪深：70cm以上）

(エ) 住民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないように、除排雪に努める。

(オ) 要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

イ. 除排雪情報の住民への提供

各道路管理者は、地域住民にホームページやチラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。

5. 除排雪に関するボランティア活動

(1) ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者が望ましい。

(2) 安全の確保

ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努めなければならない。

ア. 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故

イ. 気温の上昇による屋根からの落雪による事故

ウ. 重機（ロータリー車等）に巻き込まれるなどの交通事故

(3) 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、血管疾患や心疾患などを発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、市、社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮する。

(4) ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る災害ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入する。

(5) 事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入する。

第7. 農林業対策

市は、積雪による農林業・畜産関係の被害を軽減するため、以下の対策を促進するよう農業協同組合等と連携して、情報の提供を図る。

1. 対策

(1) 農作物対策

- ア. 消雪促進
- イ. 樹木及び棚被害の防止
- ウ. 野ウサギ、野ねずみ、カモシカ等による被害の防止
- エ. 病虫害の防除

(2) 農作業用施設対策

- ア. 施設の補修、補強の実施
- イ. 施設の屋根及び軒下の排雪
- ウ. 消雪パイプ及び流雪溝の設計推進

(3) 畜産関係対策

- ア. 畜舎の保全管理
- イ. 越冬飼料の確保
- ウ. 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- エ. 草地の維持管理
- オ. 家畜疾病等の防止

(4) 内水面養殖業対策

- ア. 平常時の魚体の健康管理の強化
- イ. 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備
- ウ. 積雪時における通水、地下水の確保

(5) 林業関係対策

平常時において、適正な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。

第8. 文教対策

教育委員会は、幼児、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施する。

1. 対策

(1) 連絡

系統的に一元化し、迅速・的確に行う。

(2) 火災予防

- ア. 煙突接触部は不燃材により施工する。
- イ. 消火確認の実施を徹底する。
- ウ. 責任者による巡回を励行する。
- エ. 水源の確保と消火器材の整備点検をする。

(3) 危険防止

- ア. 冬期間の避難経路確保に留意する。
- イ. 落雪及び雪崩箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含むを行う）。
- ウ. 悪天候時における幼児児童生徒に対する休校措置を実施する。
- エ. 集団下校時には、必要に応じ引率者を配置する。
- オ. 水槽等の危険箇所を標示し、周辺への立ち入りを制限する。

(4) 通学道路の確保

道路の除雪については、北秋田地域振興局建設部などと緊密な連絡調整を行う。

(5) 学校施設等の保護

- ア. 木造体育館、老朽校舎の雪下ろしを励行する。
- イ. 防災施設等を補強する。
- ウ. 水源の確保、消火器の整備点検に努める。
- エ. 防火、防災思想の徹底を図る。

(6) 社会教育施設等の保護

- ア. 防災施設の除排雪を励行する。
- イ. 防災施設を補強する。
- ウ. 避難口の標示、除排雪に努める。
- エ. 防火、防災思想の普及、徹底を図る

(7) 社会体育施設等の保護

- ア. 防災施設の除排雪を励行する。
- イ. 防災施設を補強する。
- ウ. 避難口の標示、除排雪に努める。
- エ. 防災思想の普及、徹底を図る。

(8) 文化財の保護

- ア. 消防関係者との連携を図る。
- イ. 常時監視体制を確保する。
- ウ. 防災施設の除雪を励行する。
- エ. 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。
- カ. 文化財の修理、補強に努める。

(9) 冬山登山者への指導

- ア. 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。
- イ. 冬山登山の基礎訓練を実施する。
- ウ. 登山服装を点検する。

エ．登山届出を励行する。

第 9．豪雪地帯対策基本計画の推進

1．計画の方針

秋田県では、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき、県、市町村及び関係機関を実施主体とする豪雪地帯対策基本計画を作成し、雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関して、今後講ずべき豪雪地帯対策の基本方向を明らかにするとともに、豪雪地帯における快適で魅力ある地域づくりを推進している。

これを受け、市は県が作成した計画にのっとり、雪害防止上整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

2．計画の概要

次の 5 つの基本的方向に基づき、施策を実施している。

（1）交通及び通信の確保

冬期においても安全で円滑な道路交通が確保されるよう、雪害の防止や冬期の除排雪を考慮した道路の整備、防雪施設等の維持保全、道路の管理区分にとらわれない除雪効率化モデル事業の推進など、歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努める。

（2）農林水産業、商工業その他の産業の振興

農業用ハウス等の施設周りや果樹の樹体の除排雪、間伐等の森林整備を促進する。

（3）生活環境施設の総合的な整備

雪下ろしの注意を喚起する情報の提供や、広報紙、講習会等による安全対策の普及啓発を図る。

（4）国土保全施設の総合的な整備

雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防止するため、危険箇所調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進する。

（5）その他の豪雪地帯振興施策の推進

雪を活用した交流の促進やボランティアによる除排雪活動など地域住民の協力を得ながら、市町村との緊密な連携関係を築き、県民等と一体となって、本計画の推進に努める。

第 17 節 農林漁業災害予防計画

第 1．計画の方針

農地防災及び圃場整備等の農業農村整備事業を計画的に実施し、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第 2．農地及び農業用施設の改修

老朽化が進行している農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設については、補強改修を実施する。

第3．農作物

1．栽培技術の向上対策

気象条件や栽培技術水準により左右される収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や栽培技術の向上に努める。

2．農業気象情報の伝達

- (1) 定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む）を作成配布するほか、県ホームページ、こまちチャンネル、秋田県農業気象システム等を通じて、農家への周知徹底を図る。
- (2) 冷霜害等に関する気象情報の速やかな伝達、また報道機関等の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

3．栽培技術指導等

- (1) 気象条件に対応できる栽培技術の向上に努める。
- (2) 関係機関との連絡体制を確立し、相互に栽培技術の向上に努める。

第4．農林漁業災害対策

1．水害対策

(1) 予防対策

- ア．転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。
- イ．病虫害の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。
- ウ．農地や農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。
- エ．水害予防のための予防治山事業を実施する。

(2) 事後対策

ア．水稻

- (ア) 泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。
- (イ) 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないうちに浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。
- (ウ) いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病虫害防除を徹底する。

イ．その他作物

- (ア) 明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。
- (イ) 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。
- (ウ) 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。
- (エ) 早期に病虫害防除を実施する。

ウ．林業

林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

2．風害対策

(1) 予防対策

ア．水稻

深水管理により異常蒸散を防止する。

イ．果樹、ホップ等

- (ア) 風害軽減のため防風網・防風林等を設置する。
- (イ) 支柱の設置及び棚の補強等により倒木・倒伏を防止する。
- (ウ) 収穫適期における収穫作業の促進を図る。

ウ．施設園芸作物

- (ア) ハウス等の補修・補強を実施する。
- (イ) 防風網を設置する。

エ．林業

間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。

(2) 事後対策

ア．水稻

倒伏した場合は、早期に立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。

イ．果樹、ホップ等

- (ア) 倒木・倒伏棚等の早期立て直しを実施する。
- (イ) カスガイ等により裂開部の接着を実施する。
- (ウ) 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。
- (エ) 早期に病虫害防除を実施する。
- (オ) 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

ウ．その他作物

- (ア) 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。
- (イ) 早期に病虫害防除を実施する。
- (ウ) 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。

エ．林業

- (ア) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。
- (イ) 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。

3. 雪害対策

(1) 予防対策

ア．農作物

- (ア) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤・土・糞がら 炭等を散布し融雪を促進する。
- (イ) 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤等を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。
- (ウ) 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。
- (エ) 根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。
- (オ) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施し、大雪の時は共同で除排雪を実施する。
- (カ) 野ウサギ・野ネズミ被害を防止するため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。

イ．農業関係施設

- (ア) 降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。

(イ) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。

(ウ) 消雪パイプ・流雪溝等の設置を推進する。

ウ．畜産

(ア) 畜舎等の倒壊を防止するため、早期雪下ろしや畜舎周辺の除排雪に努める。

(イ) 輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないよう、余裕のある備蓄計画に努める。

(ウ) 輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。

(エ) 積雪による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。

(オ) 冬期間に多発する呼吸器疾病等を予防するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。

エ．内水面養殖業

(ア) 疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平常時の魚体の健康管理を強化する。

(イ) 越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。

(ウ) 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに、除排雪・割氷の実施により斃死を防止する。

オ．林業

適切な間伐の実施による密度調整を行い、雪に強い森林を造成する。

(2) 事後対策

ア．農作物

(ア) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。

(イ) 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。

(ウ) 枝折れ・食害による損傷部に薬剤を塗布し樹体を保護する。

(エ) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。

イ．林業

(ア) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

(イ) 雪により倒伏した林木のうち、一被害が軽微なものは雪起こしにより回復を図る。

4. 霜害対策

(1) 予防対策

ア．水稻

育苗期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。

イ．野菜・畑作物等

(ア) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。

(イ) 露地ではトンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。

ウ．果樹

固形燃料等を燃焼させて周辺温度を上げる。

(2) 事後対策

ア．水稻

育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。

イ．果樹

(ア) 結実量確保のために人工受粉を励行する。

(イ) 被害程度に応じた摘果を実施する。

5. 冷害対策

(1) 予防対策

ア. 水稻

(ア) 品種の適正配置により危険分散を図る。

(イ) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。

(ウ) 健苗育成により初期生育の促進を図る。

(エ) 適正な栽植密度により 目標生育量の早期確保に努める。

(オ) 深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。

(カ) 病虫害防除を徹底する。

イ. 野菜、花き等

(ア) 被覆資材の活用により保温に努める。

(イ) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

6. 雹害対策

(1) 事後対策

ア. 果樹

(ア) 傷害果実の適正摘果を実施する。

(イ) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。

イ. その他作物

(ア) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。

(イ) 病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。

(ウ) 中耕・培土・追肥等により育成の回復を図る。

7. 干害対策

(1) 予防対策

ア. 水稻

用水の計画的利用を推進する。

イ. その他作物

(ア) 有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。

(イ) スプリンクラー、うね間灌水施設等を設備する。

(ウ) 水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

第 18 節 文化財災害予防計画

第 1. 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る。

また、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制を構築し、文化財を保護するとともに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集を行う。

第2. 現況

文化財は災害に対して極めて弱く、特に防災対策が最も重要な課題となっている。また、記念物（史跡・名勝・天然記念物）は多種多様であり、これらを災害から防護するため、管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

なお、文化財の指定状況は下記のとおりである。

■ 文化財の指定状況(平成20年1月1日現在)

	有形文化財						無形文化財	民俗文化財		記念物		計
	建造物	絵画・書跡	彫刻	工芸	歴史資料・書籍・古文書	考古資料		有形民俗	無形民俗	史跡	天然記念物	
国	1	1					1			1	2	6
県			1			3		1	2	2	1	10
市	3	9	5	10	4				16	13	10	70
合計	4	10	6	10	4	3	1	1	18	16	13	86

第3. 有形文化財（建造物）

有形文化財（建造物）については下記の対策を進める。

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地进行を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第4. 有形文化財（建造物以外）

有形文化財（建造物以外）については下記の対策を進める。

- (1) 災害から文化財を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第 5. 記念物

記念物については下記の対策を進める。

- (1) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、災害時の危険個所の早期発見と改善に努める。
- (3) 災害等によるき損・減失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

第 6. 未指定の文化財

未指定の文化財については下記の対策を進める。

- (1) 所在情報の把握
未指定文化財の所在状況の把握に努める。
- (2) 保管者への助言
ア. 文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。
イ. 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

第 7. 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、住民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

1. 被災古文書等に対する注意事項

- (1) 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- (2) 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- (3) 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。
本の場合は体積の 5 分の 1 以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。
48 時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。
ア. 無理な水洗いをしないこと。
イ. 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- (4) 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第 19 節 特殊災害予防計画

第 1. 航空機災害

航空機災害対策の推進に当たっては、市、県及び防災関係機関は、その所掌する消防防災上の責任と相互協力により必要な措置を講ずる。

1. 情報の収集・公表

(1) 秋田地方気象台及び仙台航空測候所秋田空港出張所は、航空機の安全確保にかかわる気象、地象、水象の現象を正確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等を適時・的確に発表する。

また、局地的な気象変化を監視する航空気象観測施設の整備、並びに航空気象予報・警報の精度向上に努め、航空交通安全のための気象情報の充実を図る。

(2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごとに分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。

(3) 航空運送事業者は、分類・整理した各種情報を事業者相互において交換し、情報の活用を促進する。

2. 空港の保安管理

県及び東京航空局秋田空港・航空路監視レーダー事務所は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に定める保安上の基準に従い、当該施設保安管理の適切化と充実に努める。

3. 市・市消防本部

市及び市消防本部は、航空機災害発生時において、その責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進する。

(1) 消防力の強化

市及び市消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

(2) 各種計画の策定

市及び市消防本部は、航空機災害に関する消火活動、救助・救急活動等に係る災害応急対策について計画を策定する。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を空港管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

4. 関係機関

航空機災害に関して捜索活動等を迅速・的確に実施するため、必要な資機材、車両等の整備に努める。

第 2. 鉱山災害

市内の主要非鉄金属鉱山は閉山したが、設備等が稼働しているものに対しては危害・鉱害防止対策が必要であるため、状況に応じた適切な助言・要請を行うなど保全管理の徹底を図る。

第 3. トンネル災害

トンネルは、構造上の特殊性から大規模な災害に発展する危険性があるためトンネルに係る防災活動は、迅速かつ的確な救助・消火等が必要となる。

1. 対策

(1) 道路管理者、市消防本部及び県警察本部は、危険物積載車両の運行管理者及び運転者に対し、安全運転の励行を図る。

(2) 道路管理者、市消防本部及び県警察本部は有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。

- (3) 道路管理者は、トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。
- (4) 道路管理者、市消防本部及び県警察本部は、各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、防災関係機関相互の早期通報体制の確立を図る。

第4．危険物等運搬車両

危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、事故等による災害発生の危険性が予測される。

1 対策

- (1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。
- (2) 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。
- (3) 危険物等運搬業者に対して、安全運行計画の作成及び運行管理の徹底を図るとともに、運転者への交通安全の励行、関係法令の遵守による危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。
- (4) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送又は中和作業分担を協議するとともに、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。
- (5) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第5．放射性物質災害

放射性物質の災害応急措置の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という）及び放射性同位元素等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

1. 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者（以下「事業責任者等」という。）は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

2. 広報活動

市長及び事業責任者等は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合はその状況及び措置状況をすみやかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対して防災行政無線、広報車、有線放送等あらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に指示伝達する。

3. 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期する。

なお、近隣市町村にまたがる災害が発生した際、県及び当該近隣市町村と緊密な連携を図り、迅速的確な警備体制の整備を図る。また、放射性物質等による、汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を実施する。

4. 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、おおむね次の対応措置を実施する。

- (1) 人命救助、応急手当

- (2) 消防署及び関係機関への通報連絡
- (3) 初期消火
- (4) 二次災害回避のための交通整理

第 20 節 廃棄物処理計画

第 1. ごみ処理体制の整備

1. 計画の方針

災害発生時のごみ処理を迅速かつ衛生的に実施するため、ごみ処理施設の耐震性強化、仮置場の確保、仮設集積所の設置、収集運搬・処分業者の応援体制の整備により、ごみの収集・運搬・管理体制の強化や処理方法の検討を行い、ごみ処理体制の整備に努めるものとする。

2. 対策

(1) ごみ処理施設の耐震性の強化

大規模な災害が発生した場合には、多量のごみが市内各所において発生することが予想される。これらの処理の中核となるごみ処理施設が災害時にも円滑に機能するよう、平常時からごみ処理施設の保守管理を徹底するとともに、施設のオーバーホール時において定期的に検査を行い安全性・耐震性の強化に努める。

(2) 仮置場の確保

倒壊家屋の解体物の処理は、埋立地の延命を考慮すれば、中間処理が前提となるため、解体物の仮置場が数箇所必要となり、関係者と協議する。仮置場は、騒音等住民生活に支障のない場所を確保する。

(3) 避難場所における仮設集積所の確保

市は、各避難場所避難者数に応じた仮設集積所の場所を確保、指定する。処理施設は分別対応となっているため、原則として可燃・不燃・資源化物の三分別を実施する。

(4) 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。また、他市町村・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

(5) 収集運搬及び処理計画の作成

市は、収集搬送したごみの処理について、国、県、その他関係機関と協議して、収集運搬部門、中間処理部門及び最終処理部門における民間業者の可能動員数、処理能力を勘案した処理計画を作成し、応援体制の確立を図る。

第 2. し尿処理体制の整備

1. 計画の方針

し尿等の処理は、災害発生時における被災地域等の住民の生活環境の保全や精神的な安定を図るため重要となる。

したがって、被災地におけるし尿処理体制を迅速かつ衛生的に実施するため、仮設トイレ等を確保・設置するとともに、簡易処分場（埋立処分場）の設置及び収集体制の整備を図る。

2. 対策

（1）災害用仮設トイレ等の備蓄

市は、発災時に広域避難場所、避難場所・避難所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備するため、仮設トイレや災害用排便処理袋等の備蓄を進める。また、災害が大規模な場合や長期化する場合に備え、仮設トイレの調達先、調達方法及び受入ヤード等の検討を進める。

（2）仮設トイレの確保

市は、各レンタル業者の保有棟数のうち、災害時に確保できる仮設トイレ棟数及び使用料金等について各業者と覚書の締結等を進める。

（3）避難場所における仮設トイレの設置場所の確保

市は、被災地における防疫上、避難所等への仮設トイレの設置を最優先するため、避難場所において、収集が容易な場所を確保し、指定する。

また、短期間で仮設トイレの設置が行えるよう設置体制を検討し確立する。

（4）収集・搬送・管理体制の確立

避難場所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、災害規模に応じた許可業者の可能動員数及び近隣市町村への要請手続きなどを勘案した収集運搬計画を作成し、収集運搬体制の確立を図る。

（5）処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理については、関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置、下水処理場への投入及び近隣市町村処理場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第 21 節 医療救護計画

第 1. 救急・救助体制の整備

1. 計画の方針

市は、大館北秋田医師会、大館北秋田歯科医師会、大館北秋薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、北秋田市民病院等の関係機関と協力して、大規模災害時における広域的又は局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、住民の自主救護能力の向上と災害時における住民互助への理解と協力を得るよう広報活動に努める。

2. 対策

（1）救急・救助体制の整備

市消防本部は、指令装置や高規格救急車と各救急病院間の通信ネットワーク等を活用し救急医療の連携を強化するとともに、救急救命士の増員と教育体制の充実、また、高規格救急車と高度救命用資機材の整備を図り、救急業務の高度化を推進する。

また、より高度な知識と技術を持つ救助隊員・消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団員に対しても救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、救護活動能力の向上に努める。

(2) 住民の自主救護能力向上等の推進

大規模災害時における各防災機関の活動能力には限界があり、救急・救助活動を実効あるものとするためには、住民による応急措置の実施などの協力が不可欠である。

このため、住民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動を的確に実施するための事前準備として、普通救命講習を通じて応急救護知識と技術の普及活動並びに、災害時における救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

第2. 応急医療体制の整備

1. 計画の方針

市は北秋田保健所と連携をとりながら、大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするために、平常時から大館北秋田医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療関係機関等との協力体制を整備、確立する。

また、災害の規模が広域にわたり一度に多数の負傷者がでた場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備を促進する。

2. 対策

(1) 初期医療体制の整備

ア. 医療救護班の編成

市は北秋田保健所と連携をとりながら、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、大館北秋田医師会及び日本赤十字社秋田県支部等関係機関と協議して、緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制・情報収集体制の整備に努める。

イ. 救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

(ア) 設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、救護所にあてるべき建物等をあらかじめ調査し、把握しておく。

(イ) 臨時・移動救護所用設備の調達

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資器材等を秋田県災害医療計画に基づき、県の指示を受けて災害拠点病院から調達する。

ウ. トリアージ実施体制の整備

市は、初期医療措置の迅速化を図るために、負傷程度により治療の優先度を判定し負傷者をふりわけるとリアージ体制を整備する。

(2) 後方医療体制の整備

ア. 後方支援体制の整備

(ア) 市は北秋田保健所と連携をとりながら、対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指

定の医療活動拠点や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

(イ) 市は北秋田保健所と連携をとりながら、日本赤十字社秋田県支部の医療救護班等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

イ. 応援医療体制の整備

市及び市内災害拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進する。

ウ. 負傷者の搬送体制の整備

(ア) 陸上の搬送

市消防本部は、道路管理者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

(イ) 緊急時の搬送

市は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

エ. 医療関係者に対する訓練等の実施

(ア) 病院防災マニュアルの作成

病院の防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう努める。

(イ) 防災訓練の実施

防災は日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回以上の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域住民との共同による防災訓練の実施に努める。

(3) 広域的救護活動

ア. 市は北秋田保健所と連携をとりながら、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。

イ. 市は北秋田保健所と連携をとりながら、医師、医薬品等が不足した場合に、すみやかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。

ウ. 市は、県及び大館北秋田医師会等の協力体制の確立に努める。

エ. 市は、必要に応じて県に対し災害医療派遣チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するものとし、その要請方法について整理しておく。

第 22 節 要配慮者支援計画

第 1. 計画の方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、子供、乳幼児、心身障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者など何らかの介助支援を必要とする方々（要配慮者）の犠牲が多くなっている。

これら要配慮者の安全確保のため、市は「北秋田市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン」に基づき、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における避難準備情報等の伝達、及び避難誘導などの支援対策の確立に努める。

また、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収監等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努めるものとする。

■ 基本的考え方

- 1 地域住民は「要配慮者等」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
 - 2 地域住民は、要配慮者等自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
 - 3 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
 - 4 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し、準備する。
 - 5 市は、以上 4 点につき、自主防災組織等を通じ地域住民に対して必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
 - 6 市は、地域の検討した対策の実施に必要な支援、指導等を行う。
 - 7 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者等とそうでない住民とが共生できるよう計画的かつ総合的に推進する。
- また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。

第 2. 要配慮者避難支援計画

1. 北秋田市要配慮者プラン（個別計画）の作成

市は、要配慮者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設、自治会等と協力し、「北秋田市災害時要配慮者支援プラン」（全体計画）に基づき、（個別計画）の作成に努めるものとする。

要配慮者に対する避難支援は、自助・地域の共助を基本とし、市は対策と対応した避難準備情報（要配慮者を対象とした避難）を通知するものとする。

2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
- (2) 名簿の作成に際しては、必要な限度で市が保有する個人情報を利用できる。
- (3) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から市消防本部、警察、民生委員、市社会福

祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。

(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。

(5) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。

第3. 福祉のまちづくり

1. 計画の方針

市は、要配慮者に配慮したハード、ソフト両面における社会環境の整備を積極的に行い、福祉のまちづくりに努める。

災害発生時における被災者の救出、救援については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき自主防災組織等の育成強化に努める。

2. バリアフリー化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備はもちろんのこと、施設全般のバリアフリー化を促進していく。

3. 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害においては、行政が対応できる範囲に限界も生じるため、地域の住民やボランティア等と協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、市は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに要配慮者の対応を図る。

第4. 避難に関する配慮

1. 計画の方針

災害発生時における要配慮者の避難については安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は要配慮者の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などにおける支援体制の整備を図る。

2. 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握しておくこととする。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。

3. 避難誘導

市、福祉施設管理者及び関係機関は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行うとともに、家族の役割を啓発し、町内会及び自主防災組織等が平常時から近隣の要配慮者の実態把握を行い緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努める。

4. 災害情報の伝達

市、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある要配慮者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報などの的確な伝達手段の確立に努める。

聴覚障害者に対してはEメールやFAXにより、視覚障害者には携帯電話等により防災情報を配信する。

5. 避難生活

市、福祉施設管理者等の関係機関は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分などについては、要配慮者の特性に配慮した対応に努める。

この場合、平常時からホームヘルパー、民生委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の体制づくりに努める。

6. 地域との協調体制

市は社会福祉施設管理者と連携をとりながら、関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。

第5. 社会福祉施設等における対策

1. 計画の方針

市は社会福祉施設管理者と連携をとりながら、関係団体等と調整のもと、緊急時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会、自主防災組織等との協調体制の確立に努める。

2. 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えて、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全確保を図る。

3. 緊急応援連絡体制の整備

夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

したがって、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。また、施設管理者は、災害に備え、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努める。

また、市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

4. 防災資機材の整備、食料等の備蓄

各施設の管理者は、防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災教育、防災訓練の実施

各施設の管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動などについての教育

を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

また、市は、各施設の管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

第 6. 在宅で介助支援の必要な住民対策

1. 計画の方針

市は、在宅で介助支援を必要とする住民の安全確保対策として、自主防災組織等の住民組織を中心とした地域ぐるみの支援体制づくりに努めるとともに、災害時の避難援助のため、支援団体である日本赤十字社秋田県支部等の協力を仰ぎながら、必要な資機(器)材の計画的整備に努める。

また、防災上、介助支援を必要な住民の範囲は、在宅で生活を営む次のような高齢者、障害者、病弱者になるものと想定する。

区 分	対 象 者 の 範 囲
高齢者	常時寝たきりの状態にある者
	常時ひとり暮らしの者
障害者	重 度 の 身 体 障 害 者
	重 度 の 知 的 障 害 者
	重 症 心 身 障 害 者
病弱者	

2. 対策

(1) 介助支援の必要な住民の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するために、平常時から介助支援を必要とする住民の所在等について把握しておくことが必要である。

したがって、市は、要配慮者名簿に基づき、在宅サービスや民生委員活動及び巡回活動などの実施にあたり把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者名簿を常に最新の状況としておくよう努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(2) 自主防災組織等による介助支援体制の整備

市は民生委員・児童委員に「介助支援対象者名簿」を提供し、また、自主防災組織、地域の民生委員・児童委員のほか、NPOやボランティアとも連携し、これらのネットワークにより役割分担し、要介前者の見守り及び介助支援を行う。

(3) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、介助支援の必要な住民の防災行動マニュアルの策定など、住民に十分配慮したきめ細やかな防災に関する普及・啓発を図る。

第 7. 外国人及び旅行者等の安全確保対策

市、県及び関係機関は、国際交流の積極的な推進に伴い市内に居住又は来訪する外国人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び県外からの旅行者の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努めるものとする。

1. 外国人の安全確保対策

(1) 防災教育・広報

ア. 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、災害時に適切な状況把握が困難となりがちな外国人に対しても積極的に防災訓練に参加するよう呼びかける。

イ. 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、国際交流関係機関と協力して災害に関する知識、市内の災害環境及び避難場所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努める。

(2) 地域における救援体制

ア. 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

イ. 外国人が安心して生活できる環境の整備

(ア) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難所の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

(イ) 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその担当窓口を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

2. 旅行者等の安全確保対策

(1) 防災教育・広報

市は、避難場所等の防災上の心得について、旅行者等への広報に努めるものとする。

(2) 地域における救援体制

市は、観光施設管理者及び地域の自主防災組織の協力のもとに、地域ぐるみによる旅行者等の安全確保、救援活動を支援できる体制に努めるものとする。

第 23 節 災害ボランティア活動支援計画

第 1. 計画の方針

災害発生時には、避難所における避難者の生活支援、要配慮者や被災者個人の生活の維持、並び

に被災者の生活再建等、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大きい
ため、市及び防災関係機関は、災害時においてボランティア活動を効果的に行うことができるための
体制づくりに努める。

第2. 災害ボランティアの活動分野

1. 専門ボランティア

- (1) 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
- (2) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- (3) 福祉（手話通訳、介護等）
- (4) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- (5) 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- (6) 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- (7) 通訳
- (8) 特殊車両の操作（大型重機）
- (9) 災害ボランティアのコーディネーター
- (10) その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

2. 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

第3. 災害ボランティア活動への支援

1. 災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築することが必要である。

このため市と市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部その他のボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

2. 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成する。今後は適宜見直しに努める。

市は、市社会福祉協議会によるマニュアル作成及び見直しについて、積極的に協力・支援する。

3. 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 活動支援拠点

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておく。

- ア. 市におけるボランティア受付窓口
- イ. ボランティアの要請把握と振り分けなど
- ウ. 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所

(2) 活動拠点の整備

- ア. ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則として市が用意する。
- イ. 活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は、広域の活動拠点の設置が必要な場合は、県と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供を要請する。

(3) 災害ボランティア活動の環境整備

- ア. 市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。
- イ. 広報誌の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平常時からの体制整備に努める。

第 24 節 企業防災促進計画

第 1. 計画の方針

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。

市、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第 2. 企業の役割

企業は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動、教育・訓練の推進に努める必要がある。

1. 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、

派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

2. 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

3. 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておく。

4. 地域貢献・地域との共生

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平常時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- （1）援助金の提供
- （2）避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- （3）保有する水・食料等の物資の提供
- （4）地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- （5）社員のボランティア活動への参加

第3. 企業防災促進のための取り組み

市、県及び関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上を図る。

1. 防災訓練の実施

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

2. 事業継続計画（BCP）の策定促進

（1）普及啓発活動

市は県及び商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。

（2）情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に提供する。

3. 相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

4. 企業の防災に係る取組の評価

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の防災意識の向上を図る。

第 25 節 大規模停電対策計画

第 1. 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。

なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 非常用電源の用途及び容量
- (2) 非常用電源を供給する機器の選定
- (3) 機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

1. 避難所

市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

2. 防災拠点

市及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

3. 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

第 2. 非常用発電機の燃料確保

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

第 3. 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努める。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第 26 節 広域応援体制の整備

第 1. 計画の方針

市が大規模災害により被災した場合には、市だけですべての対策を実施することは困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

【資料編 第●章 広域応援協定書 参照】

第 2. 相互応援体制の確立

1. 協定の締結

市は、市の地域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

2. 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3. 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

さらに、地域の防災拠点となるべき施設・設備等災害支援の受入体制の整備に努める。

4. 県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

5. 公共的団体等との協力体制の確立

市は、災害時の応急対策等について、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

6. 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第 3. 県内消防機関相互応援協定

本部長（市長）は、消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援を要請する。

- (1) 「秋田県広域消防相互応援協定」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。
- (2) 「大規模災害消防応援実施計画」により、全国の消防機関に対し応援要請を行う。
- (3) 災害による同時火災が多発し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、緊急消防援助隊等の派遣を要請する。
- (4) 「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要綱」により、他の都道府県の市町村

によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。

第４．公共機関その他事業者間の相互応援協定等

市は、電気、電話、ガス、水道等のライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速かつ確かな応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実を図るよう努めるものとする。

第５．医療機関の広域応援体制

大規模災害の発生によって、医師等が不足し、又は医薬品、医療資器材等の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要でありその整備を進める。

１．基本方針

市は、北秋田保健所と連携をとりながら、大規模災害時における医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等の配置及び医療救護班の派遣体制の確立、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療器材の備蓄システムの構築等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため「秋田県災害・救急医療情報システム」に協力し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

２．具体的な対策

- (１) 災害発生時に必要とする応急医薬品及び衛生材料を、常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (２) 秋田県赤十字血液センターのほか、市内の病院に常時一定量の血液を備蓄し、供給の円滑化を図る。
- (３) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、すみやかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。
- (４) 県及び大館北秋田医師会等の協力体制の確立に努める。
- (５) 市は、必要に応じて県に対し災害医療派遣チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するものとし、その要請方法について整理しておく。

第2章 一般災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1. 計画の方針

市の地域に台風や豪雨などによる気象災害が発生した時、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、市長は、法令及び本計画で定める県及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動、並びに災害応急対策を実施する。

第2. 防災活動体制

1. 災害対策本部等

(1) 一般災害時の設置基準

市長は、災害が発生し、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。また、応急対策が終了したときに廃止する。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
北秋田市災害対策本部	本庁舎	1 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 2 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 3 積雪量が(2)における表の基準をこえた場合 4 特別警報(大雨[浸水害・土砂災害]、暴風、大雪、暴風雪、噴火)が発表された場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害の予防及び災害応急対策の実施 6 住民に対する広報	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長、各部長 事務局員：総務部職員
北秋田市災害対策部	本庁舎	1 相当規模の災害が発生し又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 2 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合 3 土砂災害警戒情報が発表された場合		部長：副市長 部員：各部・課長並びにそれぞれの課長が指名する職員 事務局員：総務部長の指名する職員

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
北秋田市 災害 警戒部	本庁舎	1 暴風雨、大雨、大雪その他の警報が発表された場合などで、防災対策上、総務部長又は市長が必要と認めた場合 2 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合 3 局地的又は小規模災害が発生した場合 4 積雪量が（２）における表の基準をこえた場合	1 警報等の受理伝達 2 災害情報の収集、資料の作成 3 関係機関との連絡調整	部長：総務部長 部員：総務部長の指名する職員

（２）積雪深による設置基準 （単位：cm）

観測点	鷹巣	米内沢	阿仁合	比立内
本部	100	100	150	150
警戒部	80	80	100	100

注１）２観測点の数値がこえた場合各体制に移行する。

注２）鷹巣、阿仁合観測点は、県消防防災システムの数値とする。

注３）米内沢、比立内観測点は、北秋田地域振興局（62-4482）の数値とする。

（３）設置及び廃止の周知

総務部長は、本部を設置又は廃止したときは、すみやかに次により通知及び公表する。

連絡担当部	報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
総務部	市各部局	庁内放送、市防災行政無線電話、電話、携帯電話、市防災情報配信システム、口頭、FAX、その他迅速な方法
	県、自衛隊、警察署	県防災行政無線、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	災害時相互応援協定締結市町村	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	防災関係機関	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
各部局	市出先機関	市防災行政無線、電話、携帯電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
総務部	住民	市防災行政無線、広報車、市防災情報配信システム、ラジオ、テレビ、市ホームページ、チラシ
	報道機関	電話、FAX、口頭、文言

（４）現地災害対策本部の設置

ア．災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

イ．現地災害対策本部長及び同本部長等については、災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。

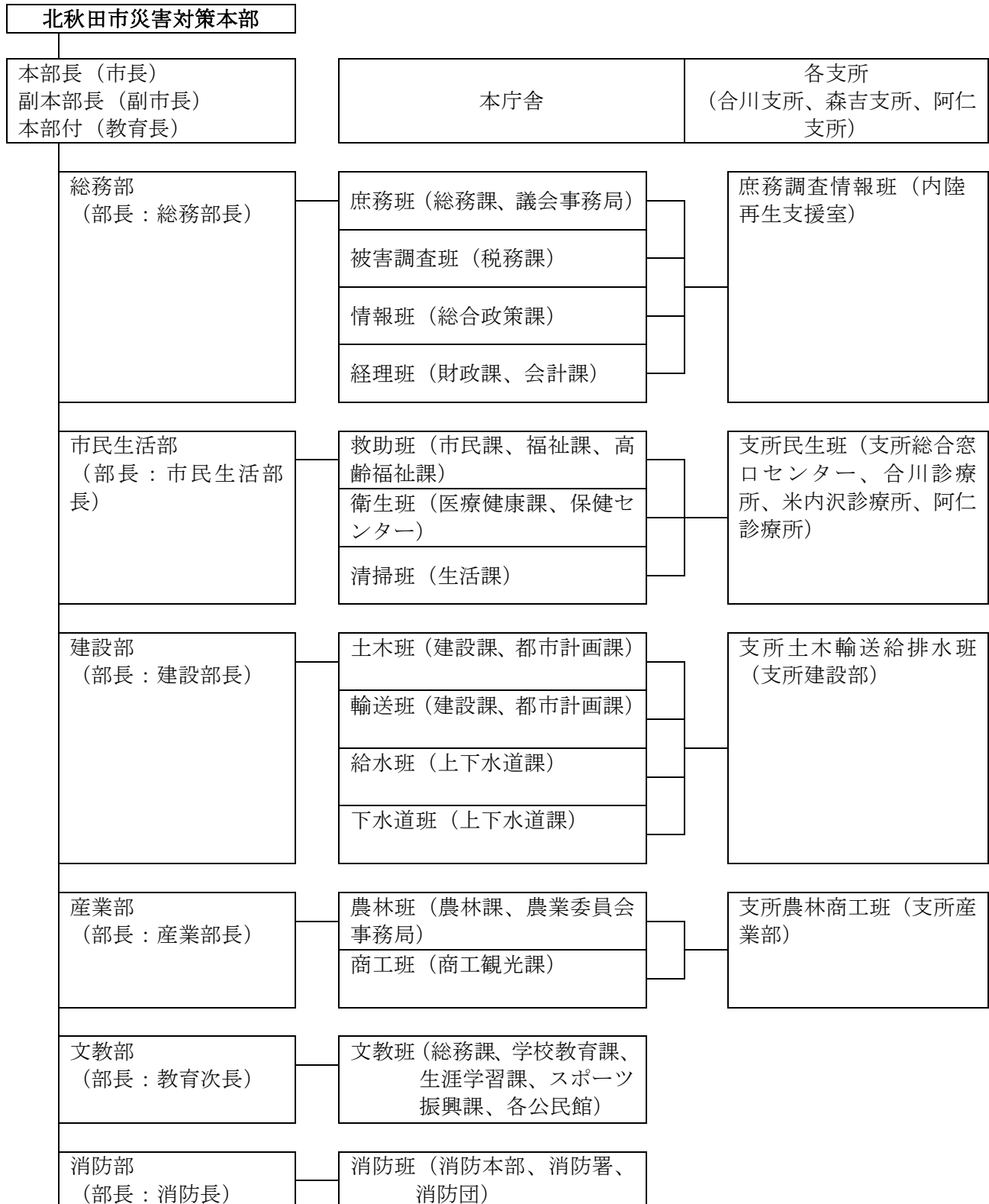
ウ．現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

2. 災害対策本部の組織・運営

(1) 災害対策本部組織図

災害対策本部は本部長に市長、また、副本部長に副市長、本部付に教育長をもって充て、本部には部を設け、各部長が本部員を構成する。

ア. 北秋田市災害対策本部組織図



イ. 災害対策本部の構成

災害対策本部	本部長		市長
	副本部長		副市長
	本部付		教育長
	本部員	各部長	総務部長、議会事務局長、財務部長、市民生活部長、産業部長、建設部長、教育次長、健康福祉部長、消防長、会計管理者、消防長
	事務局		総務部職員

(2) 運営

ア. 本部の運営

本部における各班の事務分担及び運営等については、「北秋田市災害対策本部条例」による。

なお、本部長に事故等があるときは、次の順により、その職務を代理する。

■ 本部長の職務代理者

本部長	代 理 者		
	副 本 部 長		
	1	2	3
市 長	副市長	教育長	総務部長

イ. 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、すみやかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮する。

ウ. 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的措置を講ずるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置をとる。

エ. 関係者以外の立入り制限

本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(3) 災害対策本部会議の開会

ア. 本部員の招集

本部長が、必要と認めるとき招集する。

イ. 報告事項

(ア) 災害情報

(イ) 配備体制

(ウ) 各対策部の措置事項

ウ. 協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 災害救助法の実施に関すること

(イ) 本部の活動体制に関すること

- (ウ) 被害状況視察隊の編成に関すること
- (エ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- (オ) 他市町村に対する応援要請の要求に関すること
- (カ) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び配備に係る調整に関すること
- (キ) 災害広報に関すること
- (ク) 県、国に対する要望に関すること
- (ケ) 見舞金の給付に関すること
- (コ) 災害対策本部の廃止に関すること
- (サ) その他重要な事項に関すること

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は庶務班が担当する。

(4) 設置場所

市役所本庁舎大会議室とする。庁舎が被災し、使用不能となった場合は、代替施設として、森吉支所大会議室に本部を設置する。また、必要に応じて報道室を災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(5) 災害対策本部等の事務局

市災害対策本部及び市災害対策部に事務局を置き、災害対策の調整事務に従事する。

ア. 市災害対策本部又は市災害対策部に総務課長を長とする事務局を置く。

イ. 事務局は、市災害対策本部会議又は市災害対策部会議若しくは本部長又は部長の指揮の下に情報を一元化し、緊急対応が円滑に行われるように市災害対策本部の各部（班）の連絡調整に当たる。

ウ. 事務局は総務部総務課に設置する。

(6) 職員の招集

招集の伝達は、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、原則として自主登庁とし、必要に応じて総務部長が電話、Eメール等を用い下記の伝達系統に基づいて職員を招集する。なお、大規模な災害時には職員自身が被災することにより、班によっては十分な人数の招集ができない可能性がある。その場合、本部長の判断により、その時点で優先度の高い業務の担当班に対し、他班より人員を補充する。

(7) 県との連携

県との間では、平時から定期的に担当者間の意見交換を行って意思の疎通を図っておくとともに、災害時には県の災害対策本部会議に連絡員を派遣する。また、秋田県総合防災情報システムにより被害情報及び対策活動情報の共有を行う。

(8) 各部・班の事務分掌

災害対策本部に置く部・班の事務分掌については、以下の表のように定める。ただし、特例として本部長は災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

■ 北秋田市災害対策本部の事務分掌

部名	班名	課名	分 掌 事 務
【本部長】 市長			災害対策本部の業務を統括し、指揮監督命令する。
【副本部長】 副市長	【 本 部 付】 教育長		本部長を補佐する。
各部・各班共通事項			・ 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。 ・ 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 ・ 所管する関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 ・ 本部長の指示による事務及び他部、他班への応援に関すること。
総務部 【部長】 総務部長 【副部長】 財務部長 会計管理者 【部員】 総務課長 総合政策課長 財政課長 税務課長 会計課長 議会事務局長	庶務班	総務課 議会事務局	・ 防災会議に関すること。 ・ 各部の総合連絡調整に関すること。 ・ 要請及び陳情に関すること。 ・ 動員及び非常招集に関すること。 ・ 関係協力機関等の連絡に関すること。 ・ 災害応急対策の立案に関すること。 ・ 応急公用負担に関すること。 ・ 災害関係財政に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 避難の指示に関すること。 ・ 県及び他市町村に対する応援要請に関すること。 ・ 議会との連絡に関すること。 ・ 職員の状況把握、健康保持に関すること。 ・ 被害見舞者（視察団等）の応接に関すること。 ・ その他、他の部に属さないこと。
	被害調査班	税務課	・ 被害状況調査に関すること。 ・ 被災者の調査把握に関すること。 ・ り災者台帳に関すること。 ・ り災証明発行に関すること。 ・ 危険区域の調査に関すること。 ・ 税の減免措置に関すること。 ・ その他災害予防調査に関すること。
	情報班	総合政策課	・ 通信の確保に関すること。 ・ 被害通報及び情報の収集、取りまとめに関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ 災害の記録写真に関すること。 ・ 広報・記録に関すること。 ・ その他情報全般に関すること。
	経理班	財政課 会計課	・ 災害関係の経理に関すること。 ・ 災害関係財政に関すること。 ・ 義援金、応援物資に関すること。 ・ 応急物資の調達に関すること。 ・ 補助、金融に関すること。

部名	班名	課名	分 掌 事 務
市民生活部 【部長】 市民生活部長 【副部長】 健康福祉部長 【部員】 生活課長 市民課長 福祉課長 高齢福祉課長 医療健康課長	救助班	市民課 福祉課 高齢福祉課	・民生関係の施設被害調査、応急対策に関すること。 ・被災者の救助に関すること。 ・要配慮者の避難支援に関すること。 ・避難行動要支援者名簿の作成、運用に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・救助物資に関すること。 ・生活資金に関すること。 ・避難及び収容所の開設、運営に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・炊き出し、その他食品の供給に関すること。 ・被害者の生活相談、義援に関すること。 ・その他、援助全般に関すること。
	衛生班	医療健康課	・現地医療班の編成に関すること。 ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・救護所の開設に関すること。 ・救護用の医療品及び衛生、防疫、諸機械の調達、配分に関すること。 ・傷病者の医療措置に関すること。 ・感染症患者の収容に関すること。 ・死体処理及び慰霊に関すること。
	清掃班	生活課	・死亡獣畜処理に関すること。 ・衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ・被災地の清掃に関すること。 ・被災地のし尿処理に関すること。 ・清掃施設及び斎場等施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・清掃用車輛及び清掃従事者の確保に関すること。 ・ペットの対応に関すること。 ・その他衛生全般に関すること。
建設部 【部長】 建設部長 【副部長】 建設課長 【部員】 都市計画課長 上下水道課長	土木班	建設課 都市計画課	・土木関係被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 ・交通確保、人命救助のための障害物の除去に関すること。 ・土木建築応急復旧用資器材の調達に関すること。 ・土木技術者及び従事者の確保に関すること。 ・住宅建築の融資に関すること。 ・建築物のり災証明に関すること。 ・通行不能箇所等の表示に関すること。 ・被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 ・その他土木、建築全般に関すること。
	輸送班	建設課 都市計画課	・避難者及び傷病者の輸送に関すること。 ・災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること。 ・援助物資の輸送に関すること。 ・応急及び復旧資材の輸送に関すること。 ・輸送車輛の調達に関すること。 ・その他輸送全般に関すること。
	給水班	上下水道課	・水道施設被害調査、応急及び復旧対策に関するこ

部名	班名	課名	分 掌 事 務
			と。 ・飲料水の確保及び供給に関すること。 ・水道施設技術者及び従事者の確保に関すること。 ・被害地の水道施設の衛生維持に関すること。 ・給水車輛の調達に関すること。 ・その他水道関係全般に関すること。
	下水道班	上下水道課	・下水道施設の被害調査に関すること。 ・下水道施設の応急及び復旧対策に関すること。 ・その他下水道全般に関すること。
産業部 【部長】 産業部長 【副部長】 農林課長 【部員】 商工観光課長 農業委員会事務局長	農林班	農林課 農業委員会事務局	・農地及び農業用施設被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・農作物及び森林の被害調査、応急対策に関すること。 ・農薬、肥料の確保、配分に関すること。 ・病虫害防除に関すること。 ・応急用食料の調達あっせんに関すること。 ・家畜伝染病予防対策並びに施設の被害調査、復旧に関すること。 ・飼料の確保、幹旋に関すること。 ・林業被害対策、復旧用木材の幹旋等に関すること。 ・農作物・森林のり災証明に関すること。 ・その他農林業全般に関すること。
	商工班	商工観光課	・商工業関係の被害調査に関すること。 ・被害時の労働力確保に関すること。 ・生活必需品の調達あっせんに関すること。 ・被害対策に要する物資、資材等の把握調達に関すること。 ・金融に関する調査、対策に関すること。 ・その他商工業全般に関すること。
文教部 【部長】 教育次長 【副部長】 総務課長 【部員】 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 公民館長	文教班	総務課 学校教育課長 生涯学習課 スポーツ振興課長 各公民館	・文教関係施設の被害調査、応急及び復旧対策に関すること。 ・被災児童生徒の避難及び救護に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・学校施設への避難者受入れに関すること。 ・保健衛生並びに学校給食保全措置に関すること。 ・学徒、ボーイスカウト等の動員要請に関すること。 ・学用品、教科書の調達配分に関すること。 ・その他災害時における学校教育全般に関すること。
消防部 【部長】 消防長 【副部長】 消防団長	消防班	消防本部 各消防署	・災害の予防警戒及び防御に関すること。 ・避難誘導に関すること。 ・被害者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 ・警防資材の点検整備・調達に関すること。 ・救助に関する人員及び警防資材の輸送に関すること。 ・災害時の動員計画に関すること。 ・消防団の指揮運用に関すること。 ・災害現場の連絡調整に関すること。 ・勧告・指示等の伝達に関すること。 ・所管する施設、設備の被害調査及び応急修理復旧

部名	班名	課名	分 掌 事 務
			- に關すること。 ・その他警防全般に關すること。
地域部(各支所) 【部長】 各支所長 【副部長】 内陸再生支援室長 【部員】 支所総合窓口センター 合川診療所長 米内沢診療所長 阿仁診療所長	庶務調査情報班	内陸再生支援室	・所轄管内の情報収集に關すること。 ・総務部庶務班との連絡調整に關すること。 ・他部への応援要請に關すること。 ・その他地域部内において他班に属さないもの
	支所民生班	総合窓口センター 合川診療所 米内沢診療所 阿仁診療所	・所轄管内の情報収集、応急対策に關すること。 ・被災者の救助に關すること。 ・被災者の生活相談、義援に關すること。 ・その他援助全般に關すること。 ・所轄管内の避難及び収容所の開設、運営に關すること。 ・救護所の開設に關すること。 ・傷病者の医療措置に關すること。 ・衛生施設の被害調査及び災害対策に關すること。 ・その他衛生全般に關すること。
	支所土木輸送給排水班	支所建設部	・土木関係被害調査、応急及び復旧対策に關すること。 ・応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に關すること。 ・交通の確保、人命救助のための障害物の除去に關すること。 ・通行不能箇所等の標示に關すること。 ・その他土木、建築全般に關すること。 ・援助物資輸送等の輸送全般に關すること。 ・上下水道被害調査、応急及び復旧対策に關すること。 ・その他上下水道全般に關すること。
	支所農林商工班	支所産業部	・農地及び農業用施設被害調査、応急及び復旧対策に關すること。 ・農作物及び森林の被害調査、応急対策に關すること。 ・家畜伝染病予防対策並びに施設の被害調査、復旧に關すること。 ・その他農林業全般に關すること。 ・商工業関係の被害調査に關すること。 ・災害対策に要する物資、資材等の把握調達に關すること。 ・その他商工業全般に關すること。

注) 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

第3. 職員の配備体制

災害発生時の市職員の動員は次による。

1. 配備計画

(1) 配備基準

市は、災害の規模、状況等に応じて次の第1動員から第3動員までの職員の配備体制を敷く。ただし、災害の種類、規模、発生 of 時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を敷くことができる。

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員 (災害対策部)	第3動員 (災害対策本部)
配備基準	1 暴風雨、大雨、大雪その他の警報が発表された場合などで、防災対策上、総務部長又は市長が必要と認めた場合 2 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合 3 局地的又は小規模災害が発生した場合 4 積雪量が基準をこえた場合	1 相当規模の災害が発生し又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 2 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で、市長の指示があった場合 3 土砂災害警戒情報が発表された場合	1 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 2 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 3 積雪量が(2)における表の基準をこえた場合 4 特別警報(大雨[浸水害・土砂災害]、暴風、大雪、暴風雪、噴火)が発表された場合

(2) 配備動員計画

【資料編 第●章 動員職員の指定及び動員計画 参照】

(3) 特に必要と認めるときの配備体制の決定

総務部長は、防災対策課長の報告をもとに、必要があると認める場合には、市長に具申し、市長が配備体制を決定する。総務部長が不在かつ連絡不能の場合は総務部課長が代行する。なお、配備決定代理者は、次のとおりとする。

■ 配備体制の決定者・代決者

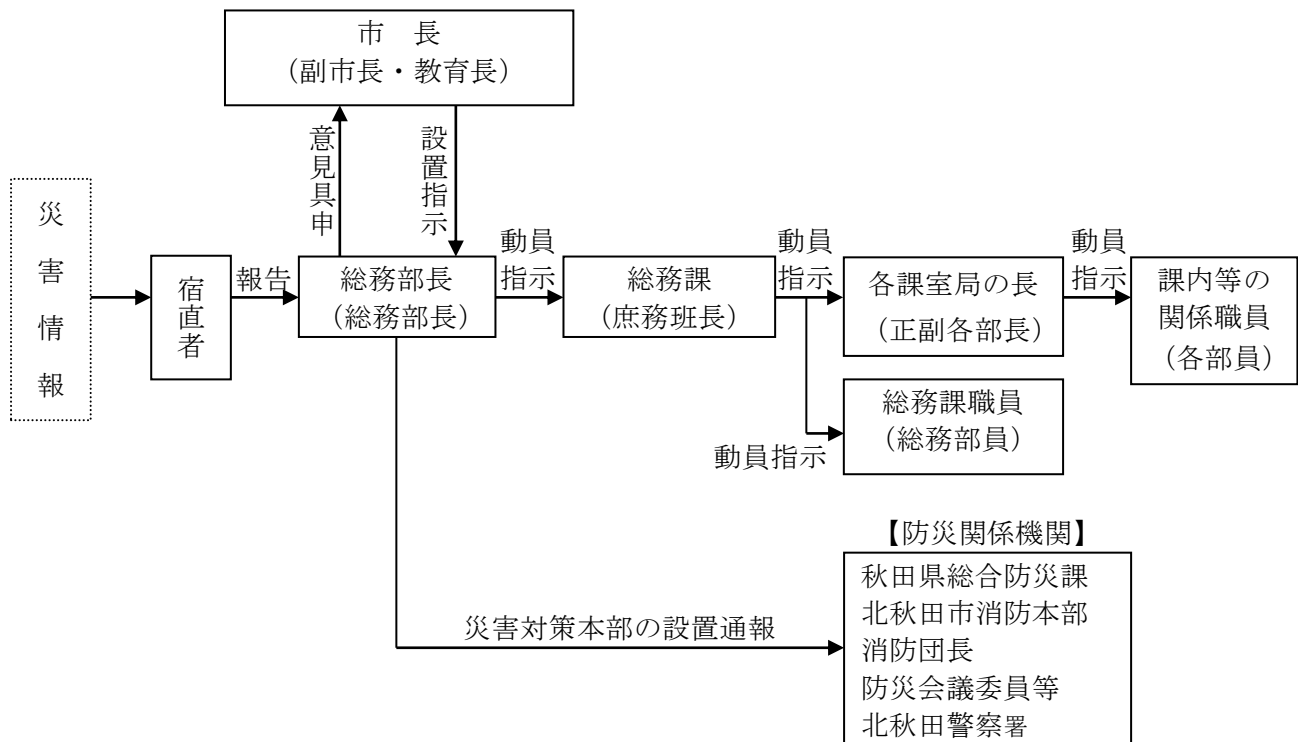
	決定者	代 決 者		
		1	2	3
第1配備 第2配備 第3配備	市 長	副市長	教育長	総務部長

2. 配備方法

総務部長は、配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の配備を行う。

(1) 動員連絡の系統

職員の配備指令等の系統は次による。



(2) 配備の伝達手段

ア. 勤務時間中における配備の伝達

(ア) 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、配備の伝達をする。

(イ) 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部局長に配備の伝達をする。

各部局長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

イ. 勤務時間外における配備の伝達

(ア) 電話による伝達

総務部長は総務課長を通じ、一般加入電話、携帯電話、市防災情報配信システムを用い各部長に伝達をする。

各部局長は各課長に、各課長はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常連絡系統により一般加入電話を用いて配備の伝達をする。

(イ) ラジオ・テレビによる伝達

加入電話が使用不能の場合、市長は、県を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき NHK 及び ABS 秋田放送、エフエム秋田等の放送機関に配備に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合、職員は、災害後すみやかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努める。

3. 配備時の留意事項

(1) 配備状況の報告

各部局長は、職員の配備状況をすみやかに把握し、総務部長に報告する。また、総務部長は

市長に報告する。

報告事項は次のとおりとする。

ア. 部・班名

イ. 配備連絡済人員数

ウ. 配備連絡不能人員数及び同地域

エ. 登庁人員数

オ. 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員

カ. その他

第２節 自衛隊への災害派遣要請計画

第１．計画の方針

大規模で広範囲にわたる災害が発生し、市及び県の救助・救急能力を超える場合は、自衛隊への災害派遣を県に要請することとし、自衛隊の災害派遣要請に必要な事項を定める。

第２．災害派遣要請の範囲・対象

１．災害派遣の範囲

- (１) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請した時。
- (２) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めた時。
- (３) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣する時。

ア. 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる時。

イ. 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められる時。

ウ. 航空機事故及び鉄道運転事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

エ. その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

２．要請基準

- (１) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- (２) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- (３) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (４) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。

- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第3. 自衛隊の任務

- (1) 被害情報の把握（被災地の偵察）
- (2) 避難の援助
- (3) 救急医療、救護・防疫
- (4) 人員、物資の緊急輸送
- (5) 給水・炊き出し
- (6) 遭難者の搜索活動
- (7) 通路・水路の応急啓開
- (8) 水防活動
- (9) 消防活動
- (10) 危険物の除去・保安
- (11) 救援物資の無償貸付・譲与

※「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与

- (12) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第4. 自衛隊の災害派遣要請手続き

1. 派遣要諸要求の手続等

- (1) 本部長（市長）は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請要求をしようとする場合は、知事等に対し、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、県総合防災情報システム又は電話等により依頼し、事後すみやかに文書を提出する。

ア. 災害の概況と派遣要請の事由

イ. 派遣を希望する期間

ウ. 派遣区域及び活動内容

エ. その他、派遣活動上の参考事項

- (2) 本部長（市長）は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なおこの通知をした場合には、その旨をすみやかに知事に通知する。
- (3) 本部長（市長）は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等に要請・依頼のいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後すみやかに所定の手続きを行う。

2. 災害派遣連絡窓口

区分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜 間（休日を含む）
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田（018）845-0125 内線 236、238 FAX 239	駐屯地当直司令 秋田（018）845-0125 内線 302、402 FAX 239

		衛星 197-59 衛星 FAX 197-50	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田 (018) 886-3320 内線 252、253 FAX 251 衛星 198-59 衛星 FAX 198-50	当直 秋田 (018) 886-3320 内線 225 FAX 270
	第 33 警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿 (0185) 33-3030 内線 205 FAX 209	当直 男鹿 (0185) 33-3030 内線 211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	連用課 三沢 (0176) 53-4121 内線 2354 FAX 2359	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204、3900 FAX 2439

第 5. 災害派遣部隊の受入れ

1. 自衛隊連絡所の設置

市は、市庁舎内に自衛隊連絡所を設置し、自衛隊が市と緊密に連携して救援活動を円滑に実施できるようにする。

2. 集結場所等の提供

(1) 本部長（市長）は、自衛隊、施設管理者等との協議のもと、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定する。

これらの集結場所等は、広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。

(2) 本部長（市長）及び施設管理者等は、自衛隊の効率的な活動を支援するため、次の措置の実施に最大限協力する。

- ア. 県及び派遣部隊との連絡責任者の指定
- イ. 派遣部隊誘導のための要員の派遣
- ウ. 集結場所等に係る図面等の提供
- エ. 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用
- オ. 近隣住民等との調整など

3. 連絡員への対応

本部長（市長）は、自衛隊から派遣された連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。

4. 職員の派遣

本部長（市長）は、災害派遣部隊等との調整を図るため、必要に応じて関係職員を派遣する。

5. 活動報告の受取り

本部長（市長）は、知事等より、自衛隊の連絡員、偵察班及び災害派遣部隊等の指揮官の職・氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材など必要な事項を活動報告として受取る。

6. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、本部長（市長）等、警察官がその場にいない時に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとった時は直ちに、その旨を本部長（市長）に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作場等の除去等
- (4) 住民等の応急措置業務への従事

第6. 自衛隊の自主派遣

1. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2. 自主派遣における措置

- (1) 指定部隊の長は、可能な限り早急に知事等に対し自主派遣について連絡する。連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。
- (2) 知事等は、自主派遣の連絡を受けた時は、直ちに本部長（市長）等に通知する。
- (3) 本部長（市長）等は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、本節第5.「災害派遣部隊の受入れ」に定める措置に準じた措置をとる。

第7. 派遣部隊の撤収

本部長（市長）は、災害派遣の目標を達し、派遣部隊の必要性がなくなつたと認めたときは、知事に対し、派遣部隊の撤収要請を行う。

第8. 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがたいものについては、その都度協議の上決定する。

1. 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

2. 市が負担するもの

市が派遣を受けた場合の負担範囲は、1.に掲げた経費以外の経費について負担する。

第3節 広域応援計画

第1. 計画の方針

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたり発生し、市単独での対応は困難を極め、十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、市は被災を受けていない近隣市町村への協力依頼を行い、さらには国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する。

また、平常時から、行政機関や民間企業等と協定を締結するなど応援体制の整備に努め、その実効性を検証するため、大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要や状況に応じた各種訓練を実施する。

第2. 応援の要請

1. 地方自治体等との相互応援

(1) 広域応援要請の判断

災害発生後市長は、災害規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づきすみやかに他の地方公共団体及び災害関係機関に応援を要請する。

(2) 県・他市町村・指定地方公共機関等への要請

ア. 県に対する要請

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請を行う。

(ア) 要請の手続き

知事に応援要請又は応急措置の指示を要請する場合は、とりあえず県総合防災情報システム、又は電話等をもって処理し、後日すみやかに文言を送付する。

(イ) 要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機材、器具等の品名及び数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条

イ. 他市・指定地方公共機関等への要請

(ア) 協定締結市町村への要請

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」「県内 13 市による災害時における相互援助に関する協定」に基づき、応援要請を行う。

a. 協定締結市町村への要請

協定締結市町村への要請については、「災害時における相互援助に関する協定書」に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ要請を行い、後日すみやかに文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1 食料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 被災者を一時入所させるための施設の提供 5 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 6 前各号に定めるものの他、被災地域が特に必要があると認めるもの	1 被害状況 2 援助を受ける場所及びその経路 3 援助を受ける期間

(イ) 指定地方公共機関等への要請

指定地方公共機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、知事に対し、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日すみやかに文書を送付する。なお要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

応援の要請	事 項	根拠法令
応援の要請	1 災害状況及び応援のあつせんを求める理由 2 応援を希望する機関名 3 応援を必要とする期間 4 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容 7 その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条、第 74 条
職員の派遣の要請	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
緊急放送の要請 NHK 秋田放送局 A B S 秋田放送 A K T 秋田テレビ A A B 秋田朝日放送 エフエム秋田	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時・送信系統 4 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条

消防本部、水道課等において独自の応援要請をする場合は、総務部長を通じて本部長の許可を得る。

なお、緊急を要する場合はこの限りでないが、事後すみやかに報告する。

また災害状況については、防災対策課と密接な連絡を取り合う。

- a. 自治法第 252 条の 17（職員の派遣）
- b. 災対法第 21 条（関係行政機関等に対する協力要求）
- c. 第 22 条（地方防災会議等相互の関係）
- d. 第 29 条（職員の派遣の要請）
- e. 第 30 条（職員の派遣のあっせん）
- f. 第 45 条（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
- g. 第 67 条（他市町村長等に対する応援の要求）
- h. 第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- i. 第 72 条（都道府県知事の指示等）
- j. 自衛隊法第 83 条（災害派遣）

2. 緊急消防援助隊

（1）応援要請

本部長（市長）は、災害規模及び被害状況を考慮して、市消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

（2）受入体制の整備

市消防本部は、知事より緊急消防援助隊の応援要請実施の通知を受けたときは、各応援部隊を円滑に受け入れるため次のとおり受援体制を整備する。また、市消防本部は、県の設置する消防応援活動調整本部に職員を派遣し、緊急消防援助隊等と協力して災害対策に当たる。

- ア. 管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
- イ. 市災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
- ウ. 応援都道府県隊に対して、貸出可能な資機材の準備
- エ. 管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備
- オ. 宿営場所の提供 など

3. 民間団体等に対する要請

（1）協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、町内自治会組織、赤十字奉仕団、女性団体等の民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- ア. 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- イ. 避難誘導、負傷者の救出・搬送等住民に対する救助・救護活動
- ウ. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- エ. 被害状況の調査補助業務
- オ. 被害地域内の秩序維持活動
- カ. 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ. 応急仮設住宅の建設業務
- ク. 生活必需品の調達業務
- ケ. その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

（2）協力要請の方法

ア．応援要請の手続き・方法

（ア）本部長は、被害状況等により応援要請の必要性を判断する。

（イ）応援要請は、下記イ．の事項について、電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理する。

（ウ）応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請する。

イ．応援要請時に明らかにすべき事項

（ア）被害の状況、応援を求める理由

（イ）参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路

（ウ）応援を希望する物資、食料、資機材等の品名、数量及び受領場所

（エ）応援を希望する活動内容

（オ）その他必要な事項

4．他市町村被災時の応援

（1）計画の方針

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

（2）連絡体制

ア．密接な情報交換

震災が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を行う。

イ．被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

（3）他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合は、以下の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

ア．被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集をすみやかに行う。

イ．応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことかできる自己完結型の体制とする。

ウ．被災者受入れ施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあつせんを行う。

第3．他都道府県からの被災者の受入・支援

1. 他都道府県からの被災者の受入れ

市は、大規模災害が発生した際は、直ちに市有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査し、県より他都道府県の被災者の受入要請があった場合には、県と連携を図り速やかに被災者の受入を行うなど、被災者のニーズに応じた支援を行う。

2. 支援対策

- (1) 市は県と連携して、市内の受入被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。
- (2) 市は被災市町村と連携して、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行うなどきめ細やかな対応を実施するため、受入担当課から避難情報を早めに入手し、受入体制を整備するなどの検討を進める。
- (3) 市は県及び被災市町村と連携し、受入被災者の就労ニーズ把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。
- (4) 市は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒が本市の小中学校に転入した場合、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。
- (5) 市は、大規模災害により被災した乳幼児が、本市の幼稚園又は保育所に入園（入所）する際の負担を軽減するために、県及び私立幼稚園・私立保育園等と連携した支援策を講ずる。

第4節 気象予報等の発表及び伝達計画

第1. 計画の方針

気象予警報等の発表基準、火災警報及び水防警報の発令基準、並びに伝達体制を明確にすることにより、応急活動体制を確立する。

第2. 気象に関する特別警報・警報・注意報

市は、秋田地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適切に受領し、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保するため、分かりやすく、かつ明瞭な伝達に努める。

特に、特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっており、住民は直ちに命を守る行動をとる必要がある場合に発表される情報であり、気象業務法において、市から住民への周知が義務づけられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達する。

また、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

1. 対象区域

気象に関する特別警報・警報・注意法等で用いられる区域の細分は次による。

	一次細分区域	二次細分区域	対象となる市、郡
秋田県	内陸	北秋鹿角地域	北秋田市、大館市、鹿角市、北秋田郡、鹿角郡

2. 防災気象情報の種類・発表基準

■ 気象業務法に基づき秋田地方気象台が発表する防災気象情報

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

種 類		概 要
注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのある時に発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのある時に発表される。
気象情報		台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 （１）予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 （２）特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合
土砂災害警戒情報		県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。
記録的短時間大雨情報		県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、１時間雨量が 100 ミリ以上を観測した場合に発表される。

（注１）地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報

及び気象注意報に含めて行う。

(注2) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、洪水についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

■ 特別警報基準

現象の種類	基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成24年7月 九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

■ 大雨特別警報発表の指標

地域			50年に一度の値			警報基準
府県予報区	市町村をまとめた地域	市町村	R48	R03	SWI	SWI
秋田県	北秋鹿角地域	北秋田市	295	108	191	101

(注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。

(注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

(注3) SWIの警報基準の欄の値は、平成25年7月時点の値である。

(注4) 降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。

各市町村の警報基準については気象庁HPに掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html)

(注5) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

(注6) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象とする。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

■ 大雪特別警報の指標

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最新積雪（cm）
秋田県	鷹巣	150	131
	阿仁合	212	188

（注１）50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

（注２）特別警報は、府県程度の広がりて50年に一度の値となる現象を対象とする。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

■ 警報・注意報発表基準一覧表

（平成22年5月27日現在）

発表官署 秋田地方気象台

北秋田市	府県予報区		秋田県	
	一次細分区域		内陸	
	市町村等をまとめた地域		北秋鹿角地域	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	101
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm	
		流域雨量指数基準	阿仁川流域＝27、小阿仁川流域＝24、 小猿部川流域＝13	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	米代川〔鷹巣〕	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高	－	
	高潮	潮位	－	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm	
		土壌雨量指数基準	70	
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	阿仁川流域＝22、小阿仁川流域＝14、 小猿部川流域＝10	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	米代川〔鷹巣〕	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 20cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	－	

	高潮	潮位	—
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 65% ②実効湿度 70%、風速 10m/s 以上	
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40 cm 以上 ②積雪が 50 cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温 -7℃ 以下、②最低気温 -5℃ 以下が数日続くとき* ¹	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※ *1 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

※ 平坦地：おおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率(ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地＋幹線交通用地) / (全て一河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が 25 パーセント以上の地域

※ 平坦地以外：上記以外の地域

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

第 3. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同し作成・発表する情報である。

1. 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(1) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。

(2) 情報の伝達は、発表者(秋田県及び秋田地方気象台)から地域防災計画等で定めた伝達経路により行う。

なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。

(3) 情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。

(4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。

(5) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。

そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。

(6) 秋田県及び秋田地方気象台は、市町村を始めとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよ

う、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとする。

(7) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2. 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

(2) 土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表対象とするものではない。

(4) 市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断する。

3. 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）により、秋田県（建設部河川砂防課）と秋田地方気象台が共同で発表する。

4. 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市、市消防本部へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。

さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネットなどにより、広く提供する。また、前兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

5. 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表対象地域とする。

6. 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

発表基準	発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。 この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。 なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議する。
解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第 2 タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上で警戒を解除できる。

第 4. 指定河川洪水予報

1. 実施機関

気象業務法及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、県が共同し指定河川洪水予報を発表する。

2. 洪水予報の種類・発表基準

種 類	情報名	発表基準
洪水警報（発表）又は洪水警報	はん濫発生情報	・はん濫が発生したとき ・はん濫が継続しているとき
	はん濫危険情報	・はん濫危険水位に到達したとき ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	はん濫警戒情報	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）
洪水注意報（発表）又は洪水注意報	はん濫注意情報	・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報（警報解除）	はん濫注意情報（警戒情報解除）	・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	はん濫注意情報解除	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中にははん濫中水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

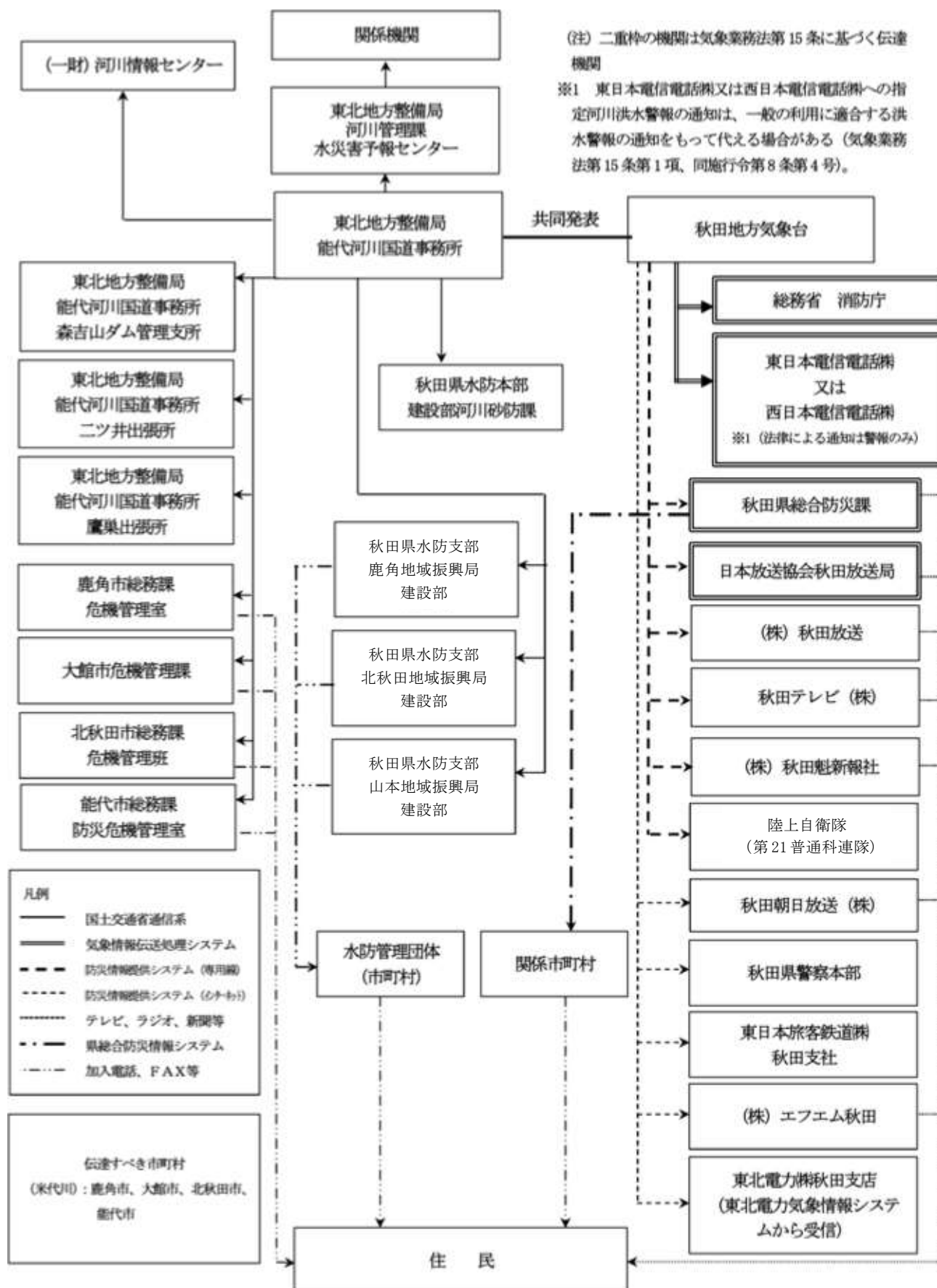
注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注 2：堤防の損傷等により、はん濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

3. 洪水予報の実施区間及び基準地点

予報区域名	実施区間	洪水予報基準地点	担当官署名
米代川 （藤琴川を含む）	米代川 左岸：秋田県大館市比内町扇田宇本道端 77 番地先から日本海まで 右岸：秋田県大館市山館宇大樽木地先から日本海まで	十二所 鷹巣 二ツ井 向能代	国土交通省 能代河川国道事務所 秋田地方気象台
	藤琴川 左岸：秋田県能代市二ツ井町荷上場宇荒田 9 番地先（高岩橋下流）から米代川合流点まで 右岸：秋田県能代市二ツ井町荷上場宇岩堰 31 番地先（高岩橋下流）から米代川合流点まで	二ツ井	

■ 米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）



第 5. 火災気象通報

秋田地方気象台は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められる時は、その状況を直ちに知事に通報しなければならない。知事は、気象庁からこの通報を受けた時は、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

通報基準	最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みの時
	実効湿度 70%以下で、平均風速 8 m/s 以上の見込みの時
	平均風速が沿岸 12m/s(秋田は 13m/s)内陸 10m/s の見込みの時

(注) 雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

第 6. 火災警報

市長は、火災気象通報を受け、下記の火災警報発令の基準を超えた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令する。

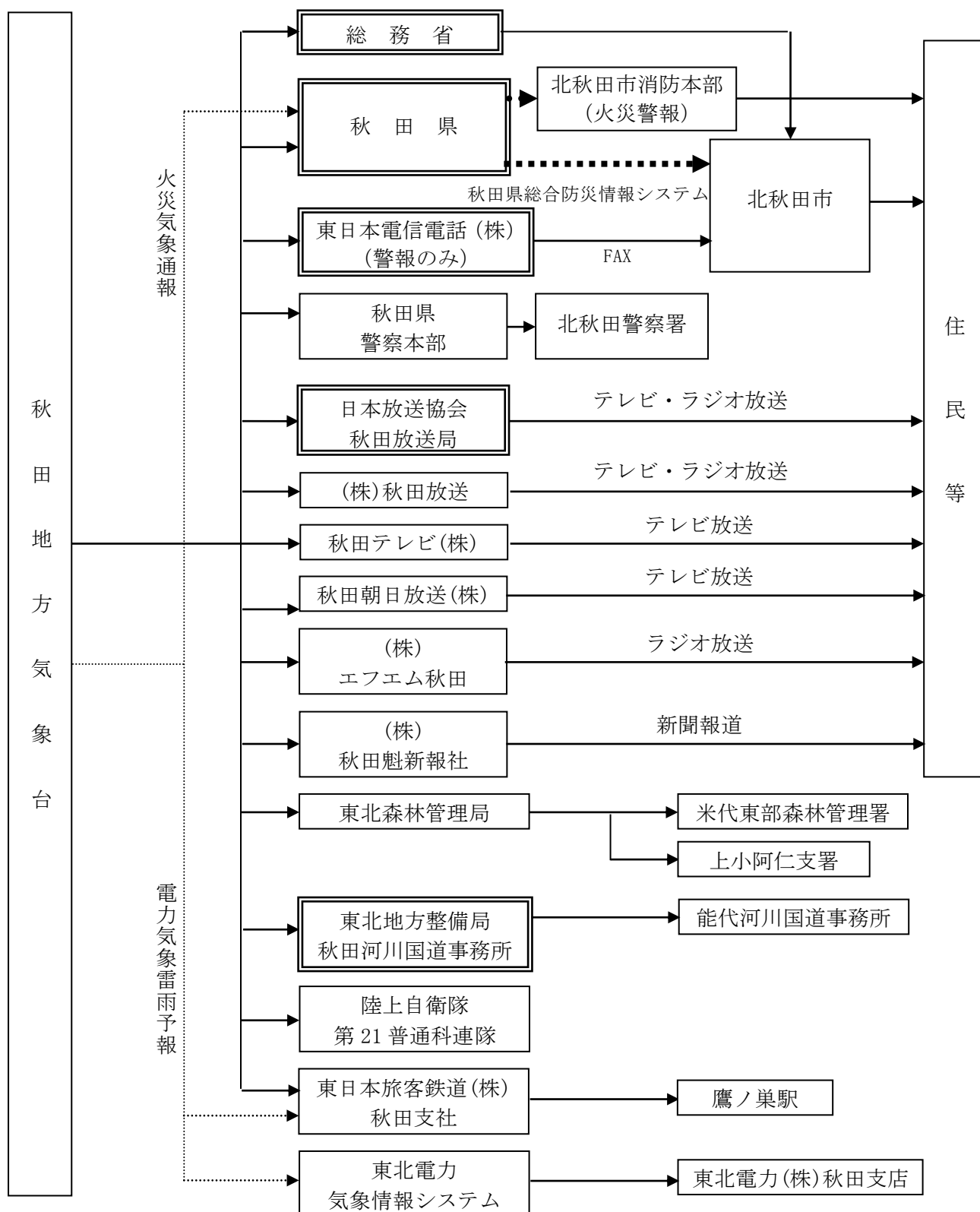
警報発令基準	1 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みの時 2 実効湿度 70%以下で、平均風速 8 m/s 以上の見込みの時 3 平均風速が 10m/s の見込みの時
周知方法	1 サイレン 2 吹流し 3 広報車 4 E メール
対 策	1 住民への周知 2 地域内のパトロール

第 7. 気象予警報等の伝達

1. 気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の伝達系統

気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の伝達系統は次のとおりとする。

■ 気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の伝達系統図



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関

注) 太点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

2. 市における気象通報、警報等の取扱要領

(1) 市における措置

- ア. 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）また、水防法に基づく水防警報は、総務部総務課及び消防本部が受信する。
- イ. 総務部総務課は、すみやかに関係各部局課へ伝達する。
- ウ. 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は、宿直室で受信し伝達する。
- エ. 情報の伝達を受けた場合は、すみやかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。
- オ. 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、異常低温注意報等の予警報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は農林部農林課が報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知するよう努める。
- カ. 住民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や防災行政無線、広報車による巡回広報、Eメール等により、住民に周知を図る。
- キ. 防災関係機関の措置
防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

第5節 災害情報の収集、伝達計画

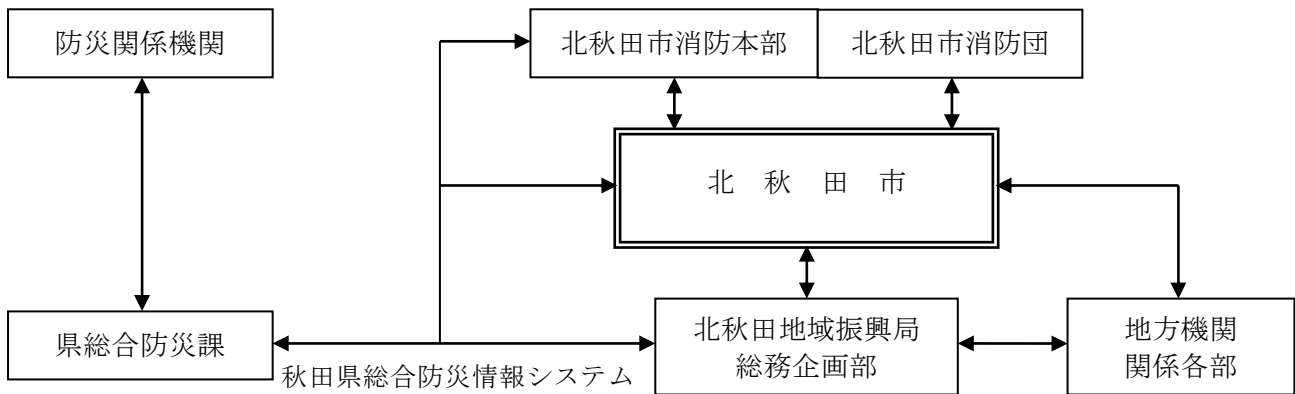
第1. 計画の方針

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、市、県及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ住民の不安の解消に重要な役割を担うこととなるため、災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図る。

第2. 情報連絡体制及び伝達系統

- (1) 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。
- (2) 市及び防災関係機関は、次により所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行い、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達する。
 - ア. 航空機による目視・空撮などによる情報収集
 - イ. 被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告
 - ウ. 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換
- (3) 市は、災害対策本部を設置した場合は、北秋田振興局を通じて県防災課と協力し、積極的に災害情報収集を行う。

■ 災害情報の収集・伝達系統



第3. 異常現象発見時の措置

1. 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。
また、通報を受けた市長等は速やかに秋田地方気象台、県、その他関係機関に通報する。

(注) 通報を要する異常現象等はおおむね次のとおりである。

事 項	異 常 現 象 等
◎気 象	○著しく異常な気象現象(竜巻、大粒な降ひょう等)
◎地 象	○噴火現象及びこれに伴う降灰砂等

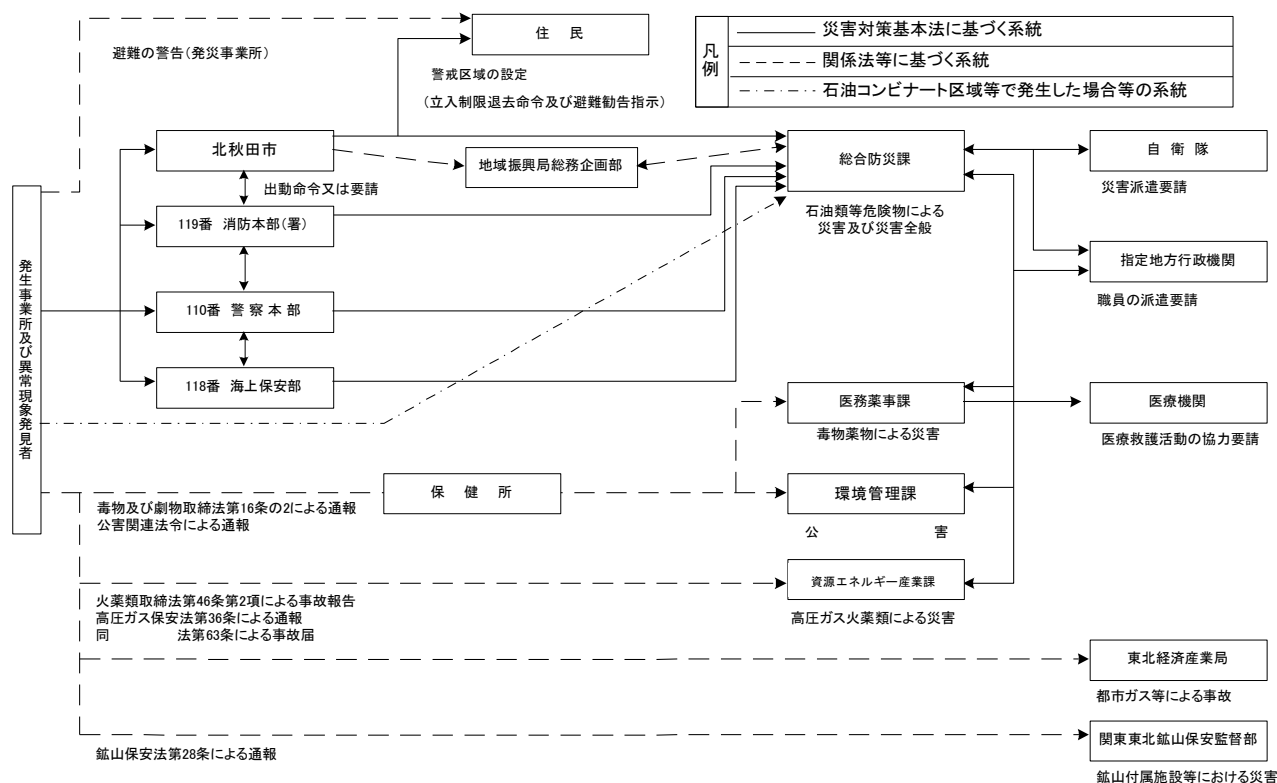
2. 被害発生のおそれがある場合

雨量、水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象を観測又は察知したときは、市長に報告する。

第4. 特殊災害発生時の措置

大規模な災害、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。

■ 特殊災害発生時の連絡系統図



第5. 被害状況の収集・伝達

1. 計画の方針

災害発生後の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防及び警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し、市災害対策本部にてとりまとめる。

ただし、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡がとれない地区については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して積極的な情報収集を行う。

2. 情報の収集、伝達等

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき内容はおおむね次のとおりとする。

ア. 人的被害

イ. 物的被害

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたるほか、自主防災組織などからも情報を収集する。市有建築物及び施設の調査については、施設管理者と建設部が協力して実施する。

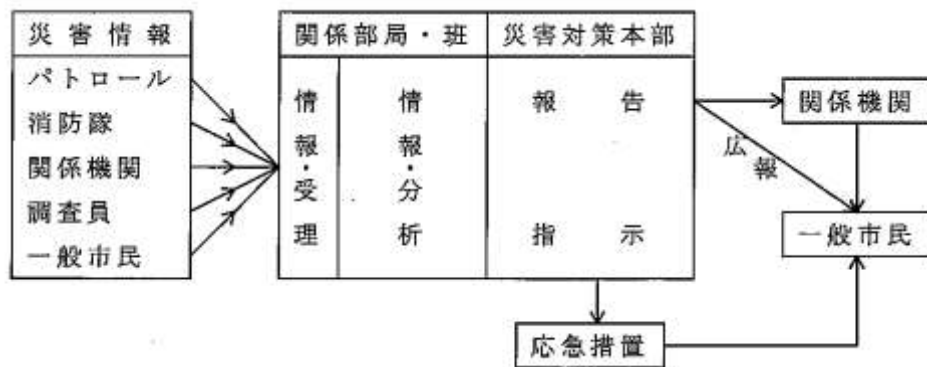
市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は次のとおりである。

■ 市及び防災関係各機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	○所管施設の来訪者、入所者、職員等の人的被害 ○所管施設の物的被害及び機能的被害
	職務上の関連部課	○商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 ○その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 ○住家の被害（物的被害） ○要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○避難道路及び橋梁の被災状況 ○避難の必要の有無及びその状況
	市消防本部消防署・分署・出張所	○死傷者の状況 ○火災発生状況及び火災による物的被害 ○危険物取扱施設の物的被害 ○その他消防活動上必要ある事項
北秋田警察署		○震災発生の日時、場所 ○被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） ○避難者の状況 ○交通規制及び緊急交通路確保の要否 ○ライフラインの状況 ○治安状況及び警察関係被害 ○その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関		○市の地域内の所管施設に関する被害状況

（３）情報の収集・報告

情報の収集、報告系統は、次のとおりである。



情報の収集や報告には、一般電話による被害情報のほか、カメラ付き携帯電話、パソコン、デジタルカメラ等も活用する。

（４）住民への伝達

ア．電話及びサイレン並びに警鐘によるほか、防災行政無線、広報車、拡声器、Ｅメール、市ホームページによるものとする。

イ．ラジオ、テレビ等の放送による。

（５）防災関係機関との連携

市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部は

集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

(6) 速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。

また、現場の状況等により具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、り災人員は平均世帯人員により計算し速報するものとする。

(7) 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等をすみやかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

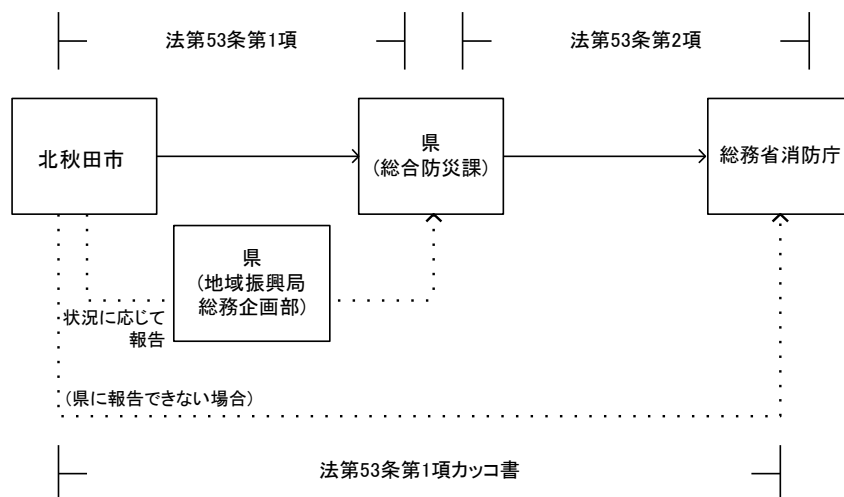
3. 県に対する報告

(1) 報告の実施

市は、災害が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後すみやかに提出するものとする。県総合防災課へ報告できない場合は、直接消防庁へ連絡することとし、報告ルートは次のとおりとする。

なお、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

■ 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



■ 消防庁連絡先

時 間 帯		平日（9:30～17:45）	平日（左記以外）・休日
報 告 先		応急対策室	宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

消防防災無線	電 話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

(注) *：各団体の交換機の特番

(2) 報告の様式

ア. 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、災害発生時の第1報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、「秋田県災害通報ハンドブック」の1号様式を用いて報告する。

(ア) 災害の概況

発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入する。

(イ) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

風水害	降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など
雪害	降雪状況、積雪深、雪崩、溢水など
火山	噴火の状況、溶岩流、火砕流、溶岩ドーム、泥流、火山弾、降灰など
その他	これらに類する災害の概況

(ウ) 応急対策の状況

当該災害に対して、市及び市消防本部が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、対象避難範囲、避難世帯・人数等について記入すること。

イ. 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

ウ. 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

エ. 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを3号様式により翌年4月30日まで報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

(3) 被害の認定基準

被害の判定は、「被害の認定基準」を参照して行う。

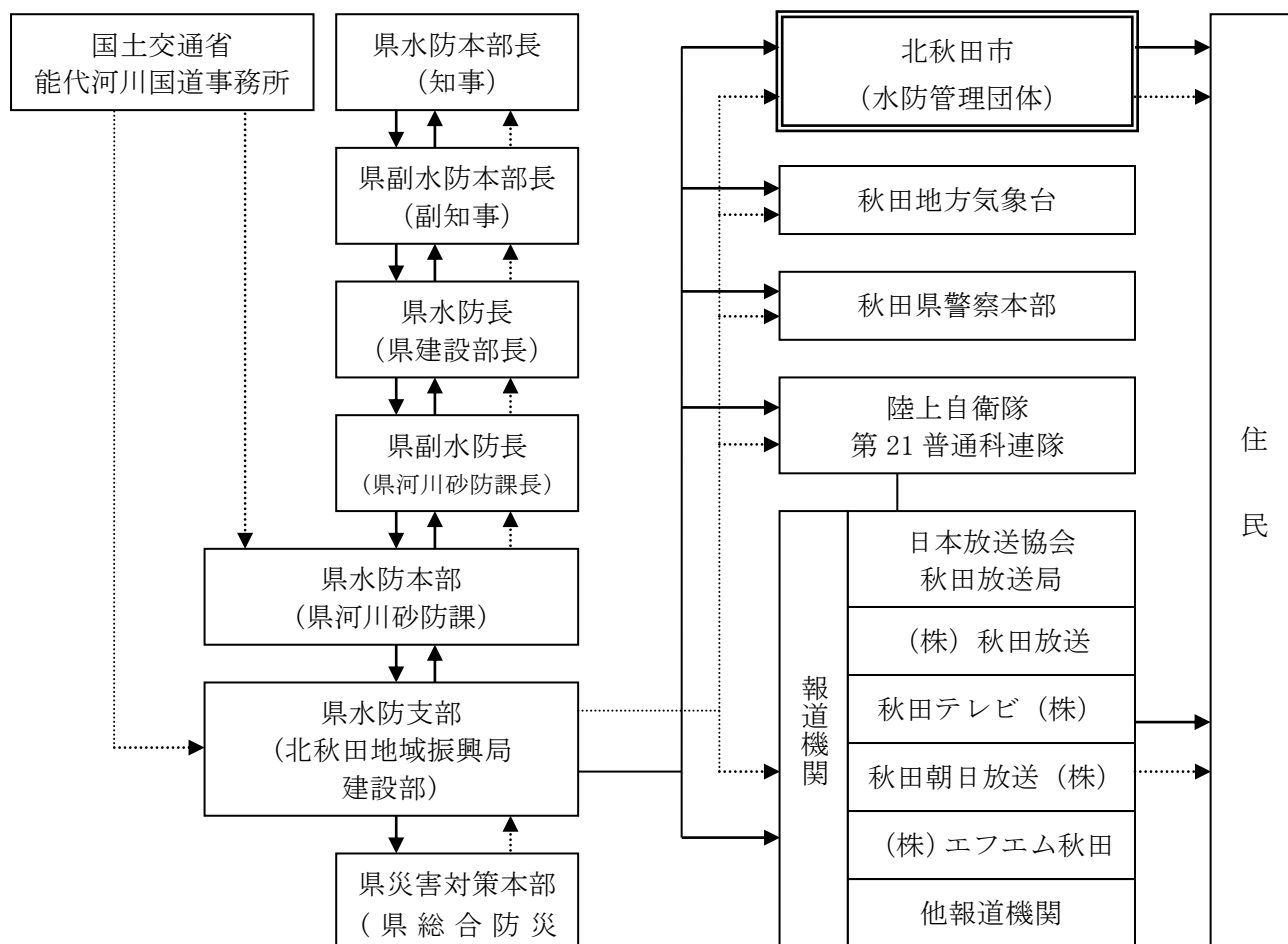
第6. 洪水情報の収集・伝達

(1) 知事は、水防法第16条第1項の規定による水防警報をした時、又は同条第2項の規定により能代河川国道事務所から水防警報の通知を受けた場合は同条第3項の規定により直ちに関係機

関及び一般住民に通知する。

(2) 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

■ 洪水情報の伝達系統図（水防本部）



注) 実線は知事発令の水防警報

注) 点線は国土交通大臣発令の水防警報

第7. 洪水予報

1. 東北地方整備局と秋国地方気象台共同で発表する指定河川洪水予報

指定河川	米代川
通知内容 通知先等	国土交通大臣は、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済に重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した上記河川について、気象庁長官と共同し洪水のおそれがあると認められる時は水位又は流量を、はん濫後においては水位若しくは流量、又ははん濫により浸水想定区域及びその水深を示して当該河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて発表する。 通知を受けた知事は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知する。

第 8. 水位情報

指定河川	米代川、小阿仁川、小猿部川、綴子川
通知内容 通知先等	知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記河川について、避難判断水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注） 避難判断水位（水防法第 13 条に規定される特別警戒水位）

【資料編 第 1 章 危険箇所 参照】

第 9. 浸水想定区域の公表

1. 浸水想定区域の指定

国土交通大臣又は知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、洪水予報河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、市に通知する。

2. 洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県から浸水想定区域の指定があった時は、洪水ハザードマップを作成・配布し、住民説明会を実施する。

市は、地域防災計画に浸水想定区域、洪水予報の伝達手段、避難誘導の方法、避難場所及び避難所を定める。

また、浸水想定区域内に地下街、要配慮者などが入居している社会福祉施設等がある時は、これら施設の名称及び所在地を掲載し、周辺住民への周知を図る。

【資料編 第 1 章 危険箇所 参照】

第 10. 土砂災害警戒情報

県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

市長は、土砂災害警戒情報を受け、これを直ちに市防災行政無線等で住民等に広報し、住民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び防災関係機関との連携・協力体勢の整備を図る。

第 11. 安否情報の収集・伝達体制

1. 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録(報告)し、国、県及び防災関係機関との間で情報共有を図る。

2. 行方不明者相談対応班の設置

大規模な災害が発生した際に警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、県警察本部及び北秋田警察署に行方不明者相談対応班を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、市等に寄せられた情報の共有等を行う。

(報告の様式)

(1) 災害概況報告

1号様式

()受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

(2) 被害状況即報・災害確定報告

2号様式

市町村				区 分		被 害		
災害名	災害名			田	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
報告番号	第 () 報 月 日 時現 (在)			畑	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
報告者名				文教施設		箇所		
				病院		箇所		
区 分		被 害		道路		箇所		
人的被害	死者		人			橋梁	箇所	
	行方不明者		人			河川	箇所	
	負傷者	重傷	人			港湾	箇所	
		軽傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟			の 清掃施設	箇所	
			世帯			崖くずれ	箇所	
			人			他 鉄道不通	箇所	
	半壊		棟			被害船舶	隻	
			世帯			水道	戸	
			人			電話	回線	
	一部破損		棟			電気	戸	
			世帯			ガス	戸	
			人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水		棟			農地・農業用施設	箇所	
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟			り災世帯数	世帯	
			世帯			り災者数	人	
			人			火 建物	件	
	非住家	公共建物		棟			災 危険物	件
その他		棟			生 その他	件		

区 分		被 害	備 考	
公立文教施設	千円		1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. 避難の勧告、指示の状況 6. その他	
農林水産施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小 計	千円			
そ の 他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
被害総額		千円		
市 町 村 災 害 対 策 本 部	名称			
	設置	月	日 時	
	解散	月	日 時	
消防職員出動延人数		人		
消防団員出動延人数		人		

(注) 即報にあっては被害額を省略することができる。

(3) 災害年報

3号様式

市町村名

区 分 災害名 発生年月日								計
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家災害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の	田	流失・埋没	Ha					
		冠水	Ha					
	畑	流失・埋没	Ha					
		冠水	Ha					
	学校		箇所					
	病院		箇所					
	道路		箇所					
	橋梁		箇所					
	河川		箇所					
	港湾		箇所					
	砂防		箇所					
	水道		箇所					
	清掃施設		箇所					
	災害名							

発生年月日								
区 分								
その の 他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	水道被害	戸						
	通信被害	回線						
	電気被害	戸						
	ガス被害	戸						
	ブロック塀等	箇所						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他公共施設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害 市町村数		団体						
その の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	住家被害	千円						
	非住家被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

(4) 被害の認定基準

分類	用 語		被害程度の認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊、全焼又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、 1. 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2. 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
	半壊又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被害の程度		非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	

分類	用 語	被害程度の認定基準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告場上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。

分類	用 語	被害程度の認定基準
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 22 年法律第 247 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第 1 条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員をいう。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

第 6 節 孤立地区対策計画

第 1. 計画の方針

市は、災害による孤立想定地区(中山間地集落、限界集落等)を定め、これら地区等の孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落、いわゆる限界集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態

を踏まえたきめ細かな対策を実施する。

第２．交通路の確保

市、県及び国の道路管理者は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、国、県及び防災関係機関等と連絡調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第３．通信手段の確保

市は、一般公衆電話施設が被災した通信の途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第４．電力の確保

市は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第５．救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

市は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

第６．緊急物資の備蓄

市は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備 考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	１．米 ２．保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など ３．乳児用ミルク ４．その他	

生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

第 7. し尿、ごみの処理

洪水、又は積雪時において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

第 7 節 通信運用計画

第 1. 計画の方針

市、県及び防災関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要通信を迅速・的確に実施するため、通信システムの徹底した維持管理、機能の高度化に努めるとともに、訓練を通じ通信システムの機能及び運用体制を検証し、これを各機関における通信運用計画に反映させる。

第 2. 通信手段

市及びその他防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、以下の通信手段をもって迅速に行う。

- (1) 秋田県総合防災情報システム
- (2) 防災無線、消防無線、災害監視システム、専用線等の自営通信網
- (3) 固定電話・携帯電話を利用した重要通信（災害時優先通話）

優先電話については、番号、設置場所（携帯電話であれば使用者）、利用方法を平素から周知しておくとともに、緊急時には、優先電話の回線は発信用として使用し、一般電話はできるだけ着信用とする。

- (4) 衛星通信、第 3 世代携帯電話、PHS

ふくそうの可能性が低い衛星通信や第 3 世代携帯電話、PHS 等、災害時優先電話以外の公衆通信ネットワークを併用する。

- (5) インターネット

Eメール、掲示板を活用するほか、IP 電話の活用も検討する。

第 3. 非常時における通信連絡

1. 県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県総合防災情報システム及び市防災無線設備を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

専用の無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には早期復旧に努める。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を図る。

保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

2. 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次にかかげる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておくものとする。

- (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、電気通信事業者の承認を受けた災害時優先電話
- (2) 地域の孤立防止のため、市役所等に常設の孤立防止用衛星通信装置
- (3) 被災地の避難所（施設）等に設置された有線、又は可搬型衛星通信装置による特設電話

3. 他の機関の通信設備の使用

市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第 55～57 条）

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第 79 条）。

(1) 使用又は利用できる通信設備

- ア. 警察通信設備
- イ. 消防通信設備
- ウ. 気象通信設備
- エ. 鉄道通信設備
- オ. 電力通信設備
- カ. 自衛隊通信設備

(2) 事前協議の必要

ア. 市長は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と協議して定めた手続きによりこれを行う。

イ. 災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(3) 警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。

(4) 利用の申し出

次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

- ア. 利用又は使用しようとする通信施設

- イ. 利用又は使用しようとする理由
- ウ. 通信の内容
- エ. 発信者及び受信者
- オ. 利用又は使用を希望する時間
- カ. その他の必要な事項

4. 防災相互通信用無線機の使用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線機（1583.35MHz）を利用する。

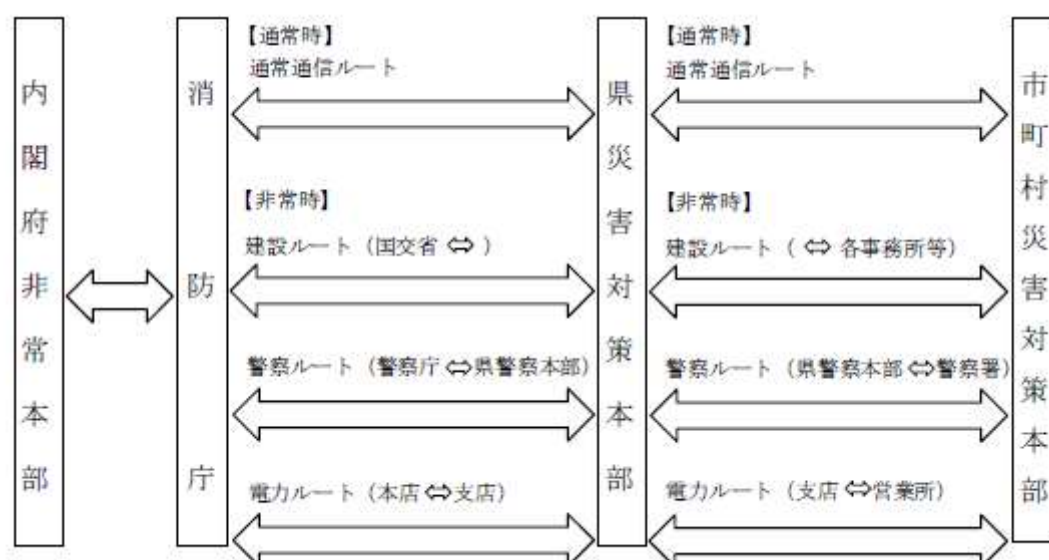
この防災相互通信用無線機の使用の際には、お互いに協議するものとする。

5. 非常通信の実施

災害等により一般通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の定めるところにより、非常通信により防災業務を遂行する。

なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局に報告する。

■ 非常通信ルート概念図



6. 放送局に対する放送要請

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、知事を通じて、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を NHK 秋田放送局等に要請する。

7. 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

8. 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。

9. アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入体制の確保

市消防本部は、災害発生後直ちに「受入窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア. ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ. 県担当窓口との連絡調整
- ウ. その他

(3) アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ア. 非常通信
- イ. その他の情報収集活動

第4. 通信の統制等

1. 通信統制

災害の発生時においては、有線及び無線がふくそうすることが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を行う。

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限する。

(2) 無線通信の監視

ア. 回線の監視

災害対策本部では、防災行政無線の回線使用状況を常に監視し、回線ふくそうの状況を把握する。

イ. 通信の統制

回線がふくそうし、情報及び指令、命令の送受に支障を及ぼすと判断された場合は通信統制を行い、統制中の通話は災害関係通話を最優先し、原則として一般行政通話は行わない。

2. 通信施設の管理者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設の管理者及び通信依頼主は相互の連携を密にするとともに、通信施設の管理者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努める。

3. 行政用FAXの優先活用

災害情報を迅速、的確に把握するため消防用FAX、防災関係機関等に配備されているFAXを災害時は優先的に活用することとし、災害対策本部及び市各部出先機関、防災関係機関間の指令の伝達及び報告等をFAXによる文書連絡によって行う。

第5. 防災行政無線施設の応急対策

1. 基本方針

災害によって、万一通信施設が被災した場合は、情報通信機器の作動確認を行うとともに、被災状態を早期に把握、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

2. 応急復旧対策

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア. 要員の確保
- イ. 予備電源用燃料の確保
- ウ. 機器作動状態の監視強化
- エ. 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア. 職員による仮復旧の実施
- イ. 移動局による臨時無線回線の設定
- ウ. 復旧工事に伴う要員の確保

第8節 広報計画

第1. 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、住民生活の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分把握し、効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、市及び県が行うもののほか、報道機関等と密接な連携を維持し、被害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、要配慮者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図る。

第2. 広報の内容

1. 住民に広報する情報

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、おおむね以下の事項について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るものとする。

- (1) 災害対策本部などの設置に関すること。
- (2) 死傷者、並びに住宅被害に関すること。
- (3) 避難勧告等発令状況、避難者（特に要配慮者）、避難所の開設・運営等に関すること。
- (4) 安否情報に関すること。
- (5) 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること。
- (6) 燃料油に関すること。
- (7) 電話、道路、鉄道など公共施設被害に関すること。
- (8) 警備などの治安状況に関すること。
- (9) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (10) 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。

- (11) 二次災害の防止に関すること。
- (12) 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること。
- (13) 災害ボランティアの募集に関すること。
- (14) 避難経路に関すること。
- (15) 警察施設の代替施設に関すること。
- (16) 警察ホームページの代理掲載に関すること。
- (17) その他

2. 近隣市町村に対する広報内容

市及び防災関係機関は、近隣市町村の住民に対して、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (1) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (2) 流言飛語の防止の呼びかけ
- (3) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (4) 見舞い電話自粛の呼びかけ(被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (5) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (6) 全般的な被害状況
- (7) 防災関係機関が実施している対策の状況

3. 事前の措置

災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておくものとする。

第3. 市広報活動の手段・実施手順

1. 計画の方針

災害の規模や状況に応じて最も有効とみられる媒体により広報する。なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化し、かつ迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨むものとする。

2. 緊急広報

(1) 報道機関への情報提供

災害対策本部が被害状況や救護対策の情報をとりまとめ、定期的な情報提供と、緊急時の突発的な情報提供を行う。まとめた情報は、すみやかに情報班に連絡する。

(2) 広報誌・テレビによる広報

主に救援対策の詳細な情報に関しては、すみやかに施策の内容をまとめ、情報班に連絡する。

名称	担当部局	電話	FAX
日本放送協会秋田放送局	放送部	018-825-8141	018-831-0585
(株) 秋田放送	報道部	018-824-8520	018-824-8558
秋田テレビ (株)	報道部	018-866-6131	018-888-2252
秋田朝日放送 (株)	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
(株) エフエム秋田	放送部	018-824-1155	018-823-7725

(3) 広報車・航空機等

より緊急を要する情報提供については、広報車やヘリコプターなどを手配して周知に努める。

(4) インターネット（市ホームページ）

市内に限らない広域的な支援の呼びかけ等については、報道機関のほかインターネット（市ホームページ）も活用する。

(5) Eメール配信

事前登録者（防災メーリングリスト）のパソコンや携帯電話に対し、Eメールでの情報送信について検討する。

(6) 安否確認

N T Tによる災害別伝言ダイヤルやN T Tドコモによる i モード災害用伝言板サービス、報道機関などによる安否情報提供を活用する。安否確認の機能を取り込んだ災害情報提供システムの構築を検討する。

3. 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は情報班において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実施する。

(1) 広報誌（号外含む）・チラシ・ビラ等による広報

ア. 災害対策広報誌の発行

市は、各班より住民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報誌を発行する。広報誌においては号外の発行も考慮する。

イ. チラシ等の作成配布

必要に応じて、チラシを作成し、提示・配布する。

ウ. 印刷所への協力要請

災害時に、市内の印刷所が稼働できなくなった場合、すみやかに代替の印刷所（市外にあらかじめ確保）に協力を要請する。

(2) 広報車・航空機等による広報

各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。航空機は秋田県消防防災ヘリコプターや秋田県警察ヘリコプターを活用して実施する。

(3) テレビ・ラジオ・新聞・電光ニュースによる広報

市は、必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供を迅速かつ的確に行わなければならない。

ア. テレビ……A B S、A K T、A A B、N H K、C A T V

イ. ラジオ……A B S、エフエム秋田、N H K

ウ. 新聞……魁、朝日、河北、毎日、読売、産経、日経、秋北、県北、大館、北鹿

エ. 電光ニュース

(4) 同報無線による広報

通信施設が利用できる場合、市内127箇所に設置している同報無線により実施する。

(5) 掲示板等の活用

市は、避難所その他、防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供する。

(6) インターネットによる情報提供・広報

市は、広報誌の内容等についてインターネットを利用した情報サービス（市のホームページに災害情報を掲載、メールマガジンの発行等）を実施する。

（７）自主防災組織との協力

広報誌の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請する。

４．要配慮者への広報

（１）障害者、高齢者等への広報

ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者、高齢者等に対し広報誌を各戸配布するよう努める。

また、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等による情報の提供を行う。

（２）外国人に対する広報

通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、総務部において広報誌の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

第４．報道機関への発表・協力要請方法

１．計画の方針

災害対策本部長、副本部長又は総務部長のいずれかが記者会見室を設けて定期的に概況を発表する。

また、記者会見を開く場合は、会議応接室（予定）を記者会見室とし、午前９時、正午、午後３時、午後６時の４回、定期記者会見を開くほか、緊急時には随時、記者会見又は、資料提供等による情報提供を行う。

２．広報事項

- （１）災害の種別
- （２）被害発生場所及び発生日時
- （３）被害状況
- （４）応急対策の状況
- （５）住民に対する避難勧告、指示の状況
- （６）一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

３．報道活動への協力

報道機関の独白の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

４．報道機関への発表

- （１）災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、すみやかに実施するものとする。
- （２）発表は、原則として災害対策本部長、副本部長又は総務部長のいずれかが実施するものとする。
なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ情報班に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後すみやかにその内容について報告するものとする。
- （３）指定公共機関及び指定地方公共機関の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則と

して本市災害対策本部に連絡した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後すみやかにその内容について報告するものとする。

- (4) 災害対策本部情報班は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。
- (5) 事故・災害により、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、市・消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に対して緊急連絡を行うものとするが、特に緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

第5. 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため極めて重要であるので、情報班は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。

資料は、おおむね次に掲げるものを作成、収集するものとする。

- (1) 情報班の撮影した災害写真、災害ビデオ等
- (2) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (3) 災害応急対策活動取材した写真、その他

第6. 広聴活動

1. 計画の方針

被災した住民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。また、開設の実施にあたっては、相談事項のすみやかな解決を図るため関係各部及び関係機関の協力を得るものとする。

2. 実施機関

広聴活動は情報班が担当する。

3. 被災者等のニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、次のようなニーズの把握にあたる。

- ア. 家族、縁故者等の安否
- イ. 不足している生活物資の補給
- ウ. 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- エ. メンタルケア
- オ. 介護サービス
- カ. 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

高齢者、外国人、心身障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努める。

ア. 高齢者、障害者

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等の次のようなニーズの把握について、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムのスタッフによる巡回訪問を通じて行う。

- (ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 縁故者への連絡

イ. 外国人

円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問などにより、次のようなニーズの把握に努めるものとする。

- (ア) 生活情報（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 国内の縁故者や母国への連絡

4. 相談窓口の開設

(1) 災害相談窓口の開設

情報班及び救助班は、大規模な災害が発生した場合もしくは本部長の指示があった場合は、本庁舎に被災者又はその関係者からの問い合わせや相談などに応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。相談の内容に応じ、各課所室及び各機関と連携しながら災害相談にあたるものとする。

(2) 臨時住民相談所の開設

情報班及び救助班は、災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に市臨時住民相談所を開設し、各課所室及び各機関と連携しながら被災した住民の相談、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

(3) 専門相談窓口の設置

情報班及び救助班は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、住民のための専門相談窓口を設置する。この場合、必要に応じて法律相談、登記相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害相談業務の実施等について専門家の協力を要請する。

なお、想定される相談事項には、以下のようなものが考えられる。

- ア. 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ. 家電製品（感電、発火等の二次災害等）
- ウ. 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ. 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ. 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ. 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ. 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク. 消費（物価、必需品の入手等）

- ケ．教育（教育の再開、学費の免除等）
- コ．福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- サ．医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ．廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体等）
- ス．金融（融資、税の減免等）
- セ．ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通等）
- ソ．手続き（り災証明、死亡認定等）

5. 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道等その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

6. 要望等の処理

総務部は、災害相談窓口などにおいて聴取した要望及びその他陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部へFAX等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録をとる。

第9節 避難計画

第1. 計画の方針

災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、市は避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない避難場所、避難所及び避難路を定め、これを町内会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。

特に、要配慮者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努める。

また、電車や航空機などの公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、市及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努める。

第2. 避難の区分

1. 区分

(1) 住民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は、住民自らの判断で避難するものとし、特に病人、高齢者等は早期に親戚、知人宅等に避難させる。

(2) 勧告、指示による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため、危険が切迫する前に十分な余裕を持って避難の勧告又は指示を行う。

2. 避難の態様

(1) 事前避難

災害情報（大雨・暴風・洪水の警報又は河川の警戒水位の突破等）により、災害発生の恐れがある場合に、事前に住民を安全な場所へ避難させることをいう。

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（火災・洪水等）で、災害がまさに発生しようとし、又は発生した場合に、当該地域の住民全員を緊急に安全な場所へ避難させることをいう。

(3) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ輸送計画により移送収容するもの及び避難の遅れたものを救出収容し避難させることをいう。

第3. 避難の勧告・指示及び警戒区域の設定

1. 避難情報の発表に関する実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市長	災害全般		災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般	ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市長から要求があった時。	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時	災害対策基本法第 60 条
自衛官	災害全般	警察官がその場にいない場合に限る。	自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市長）	洪水	洪水等についての避難の指示	水防法大 29 条
知事又はその命を受けた職員	地滑り	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第 25 条

2. 避難情報等の種類

市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び住民に求める行動、自主避難所の開設基準及び住民に求める行動は以下のとおりとする。

避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断される時、市長は要配慮者の迅速、かつ安全な避難を確保するために通知する。 この避難準備情報の通知により、要配慮者は、家族又は介護者などと共に避難を開始する。
避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。 例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断される時など。
避難指示	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。 例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、又は災害を覚知

	し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時など。
屋内での待機等の指示	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる行為である。 例えば、既に河川がはん濫している場合に避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められる時など。

	発令時の状況	住民に求める行動
自主避難所の開設	①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、住民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡	①住民は、必要に応じ、自主的に地区集会所等へ避難 ②自主避難の際、必要な食料、飲物、日用品等を持参 ③要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備（要配慮者避難）情報	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

3. 避難の準備情報、勧告及び指示の基準及び報告

(1) 避難の基準

災害時における避難の準備情報・勧告・指示の基準は次のとおりとする。

ア. 要配慮者等の早期避難

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったと認められるとき

イ. 緊急避難

災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるとき

ウ. 発災時避難

災害発生後、二次的災害により、地域住民を安全な場所へ避難させる必要があると認められるとき

(2) 局地的な災害による避難の準備情報・勧告・指示

地域を限定した避難の勧告・指示を行う要件は次のとおりである。

- ア. 河川の上流が災害により被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- イ. 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ウ. 爆発のおそれがあるとき。
- エ. ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- オ. 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- カ. 大規模な災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- キ. その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(3) 広域的な災害による避難の勧告・指示命令

広域的な避難の勧告・指示発令を行う要件は次のとおりである。

- ア. 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。
- イ. ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ. その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(4) 避難準備情報・勧告・指示の基準

避難準備情報・勧告・指示の判断は、次の基準によりの確に判断する。

ア. 水害に関する基準

種 別	基 準
避難準備情報	1. 下記の基準雨量に達するか、達するおそれのあるときで、災害を知覚し、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったと判断されるとき 2. 町内の水位観測所ではん濫注意水位を超えたとき
避難勧告	1. 下記の基準雨量に達するか、達するおそれのあるときで、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき 2. 町内の水位観測所で避難判断水位を超えたとき
避難指示	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2. 災害を知覚し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき 3. 町内の水位観測所ではん濫危険水位を超えたとき
避難勧告等の解除	解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

【資料編 第1章 危険箇所 参照】

■ 警戒、避難基準雨量表

		前日までの総雨量が 100mm 以上で当日の雨量が次の場合		
		1 時間	3 時間	24 時間
第 1 警戒	危険区域の警戒、巡視住民に対する広報	15mm	30mm	50mm
第 2 警戒	住民の避難準備、指示勧告	30mm	50mm	80mm
		前日までの総雨量が 40～100mm 以上で当日の雨量が次の場合		
		1 時間	3 時間	24 時間
第 1 警戒	危険区域の警戒、巡視住民に対する広報	30mm	50mm	平地 60mm 山地 80mm
第 2 警戒	住民の避難準備、指示勧告	50mm	80mm	平地 110mm 山地 150mm

		前日まで降雨がないが当日の雨量が次の場合		
		1 時間	3 時間	24 時間
第 1 警戒	危険区域の警戒、巡視住民に対する広報	40mm	60mm	100mm
第 2 警戒	住民の避難準備、指示勧告	60mm	100mm	150mm

注 基準雨量に達するか、又は達するおそれがある場合とする。

イ. 土砂災害に関する基準

種 別	基 準
避難準備情報	以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 1. 当市に大雨警報（土壌雨量指数基準が 101 以上の場合）が発表されたとき 2. 土砂災害警戒情報が発表され、かつ「秋田県河川砂防情報システム」において、土砂災害警戒情報の「2 時間以内に避難基準に達すると予想される区域」に達したとき及びその区域 3. 市内にて前兆現象の発見があったとき （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
避難勧告	以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 1. 当市に大雨警報（土壌雨量指数基準が 101 以上の場合）が発表されたとき 2. 降り始めからの雨量の目安が 100mm を超え、又は土砂災害警戒情報が発表され、かつ「秋田県河川砂防情報システム」において、土砂災害警戒情報の「1 時間以内に避難基準に達すると予想される区域」に達したとき及びその区域 3. 国土交通省及び県より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき 4. 気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され、更に降雨が予想されるとき 5. 近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等） 6. 土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
避難指示	以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 1. 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき 2. 土砂災害警戒情報が発表され、かつ「秋田県河川砂防情報システム」において、土砂災害警戒情報の「現在避難基準に達しており、危険な区域」に達したとき及びその区域 3. 国土交通省及び県より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき 4. 市内で土砂災害が発生したとき 5. 市内で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき （山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等）
注意事項	1 避難勧告等の発令に当たっては、市内外の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 2 土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 3 上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の	解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状

種 別	基 準
解除	況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

4. 避難情報の実施範囲

(1) 市長

避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断される時、市長は要配慮者の迅速、かつ安全な避難を確保するために通知する。 この避難準備情報の通知により、要配慮者は、家族又は介護者などと共に避難を開始する。
避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。 例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断される時など。
避難指示	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。 例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時など。
屋内での待機等の指示	避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる行為である。 例えば、既に河川がはん濫している場合に避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められる時など。

(2) 警察官

警察官職務執行法による措置	災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。
災害対策基本法による指示	市長による避難指示ができないと認める時、又は市長から要求があった時、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。
報告・通知	警察官職務執行法に基づき警察官がとった処置は、順序を経て公安委員会に報告する。 災害対策基本法により避難のため立退きを指示した時、並びに避難の必要がなくなった時は、市長に通知する。

(3) 自衛官

避難等の措置	自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、(2)の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。
報告	上記により自衛官がとった処置については、順序を経て防大臣の指定する者に報告する。

(4) 水防管理者

指示	洪水等により著しい危険が切迫していると認められた時は立退くことを指示する。
通知	避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

(5) 知事又はその命を受けた職員

地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認めた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通知	避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

5. 避難の準備情報、勧告及び指示の要領

(1) 避難準備情報

市長は、避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、要配慮者の安全で円滑な避難を確保するため、避難準備情報を発表する。

避難準備情報が発表された場合、「北秋田市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、要配慮者をあらかじめ定めておいた場所（避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

(2) 避難勧告・指示等

市長は、避難勧告、避難指示等の発表を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

ア. 避難の対象地域

イ. 避難勧告・避難指示の理由

ウ. 避難勧告・避難指示の期間

エ. 避難先

オ. 避難経路

カ. その他必要な事項

(3) 住民への周知等

避難の準備情報、勧告又は指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、すみやかに関係機関に対して連絡する。

ア. 住民への周知徹底

(ア) 直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Eメール等を活用する。

(イ) 市消防本部、警察、町内会長等を通じて周知する。

(ウ) テレビ・ラジオなど報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

イ. 関係機関相互の連絡

避難の準備情報、勧告又は指示、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

ウ. 消防職員・団員の巡回

消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し市長に報告する。

(4) 報告

避難の措置を実施したときは、市長はすみやかにその旨を知事に報告する。

(5) 助言の要請

市長は、避難勧告及び避難指示の対象地域・判断時期について、必要に応じて国土交通省能代河川国道事務所、秋田地方気象台、県総合防災課、県河川砂防課等に助言を求める。

6. 警戒区域の設定

市長は被害状況に応じた警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

- (1) 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (2) 警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- (3) 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。
- (4) 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、又はロープ等で明示する。
- (5) 市防災行政無線、広報車、Eメール、市ホームページ、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置等によって周知徹底を図る。

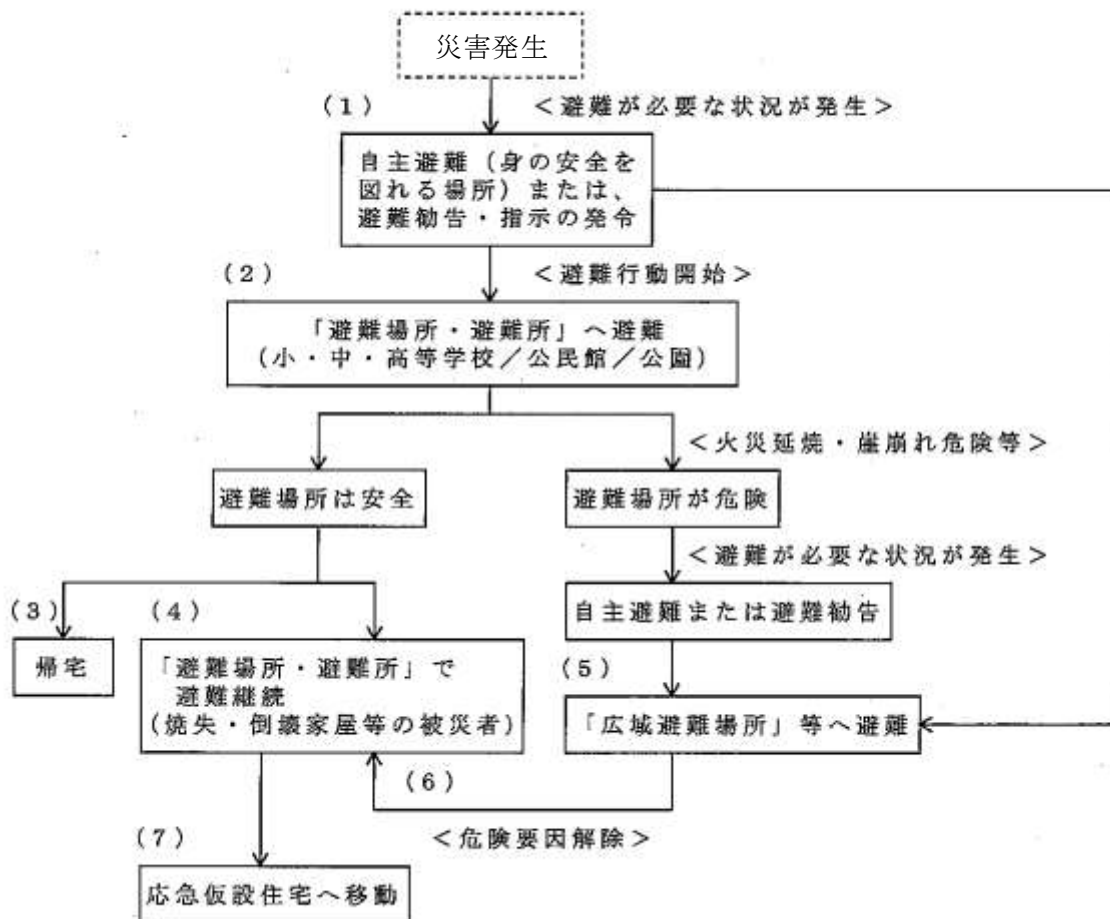
■ 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根拠法規
市長	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災害対策基本法第 63 条
警察官	市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市長、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	災害（水害を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 28 条、第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条

第4. 避難誘導

1. 避難所等への避難

指定避難所等への避難は次に基づく。



2. 警戒区域設定時の避難

本部長は、住民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に市消防本部に対し、区域内の住民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、町内会組織、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難場所へ誘導する。

3. 警戒区域以外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

- (1) 避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。
- (2) 本部長は、必要と認める避難場所及び広域避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の確認及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

4. 学校、事業所等の避難

学校、幼稚園、保育園、事業所、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、近隣住民等の協力を得るとともに安全な場所への避難誘導に努める。

5. 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基

づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

6. 避難誘導の方法

市、市消防本部、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意してすみやかに行うものとする。

- (1) 高齢者、乳幼児、小児、心身障害者、外国人等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、警察や市消防本部・消防団員、近隣住民（自主防災組織）やボランティアなどの協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- (2) 避難経路の選定にあたっては、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設を避け、その他火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれなどのない経路を選定する。また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。
なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
- (3) 避難経路の要点に誘導員を配置する。また、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ町内会単位で集団で行う。
- (6) 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。
- (7) 危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (8) 本部長は必要と認める場合は、知事に対し車両、航空機などによる避難の移送を要請する。

第5. 避難路及び避難場所の安全確保

1. 計画の方針

大規模災害が発生し、住民の避難が開始された場合、市消防本部は警察機関と相互に協力し、避難路及び避難場所の安全確保を図るものとする。また、被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

2. 市消防本部・消防団の任務

- (1) 市消防本部は、避難の勧告又は指示が出された地域の住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全な避難経路について災害対策本部及び警察機関に通報する。
- (2) 住民の避難が開始された場合には、広報車及び当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して住民の誘導、避難の勧告、指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。
- (3) 火災が発生し、避難勧告、指示が出された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先で行い、避難路、避難場所の安全確保に努める。

3. 警察署の任務

- (1) 警察機関は、避難の勧告又は指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。
- (2) 避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう、適切な誘導を

実施する。

- (3)避難場所等には、所要の警成員を配置し、関係機関の職員と綿密に連絡をとりながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保特に努める。

第6．来訪者、入所者等の避難

1．避難誘導

市の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画に基づき避難誘導を行う。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

2．避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令され各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、所轄部、本部へ避難の完了を報告する。なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。

第7．避難に関する留意事項

1．避難勧告、指示の周知徹底

実施責任者は、勧告、指示をしたときは、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、市防災行政無線、広報車、伝達員等により、住民に周知徹底する。避難勧告・指示実施後は、避難先において速やかに避難人員・世帯の掌握を行う。

2．住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、心身障害者等要配慮者の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする

ア．家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ．1人3食分住の食料と2～3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ

ウ．服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

(3) 自動車等による避難の中止

自動車による避難及び家財の持ち出しは危険なので中止させる。

(4) 避難者の移送

避難者の移送は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量移送とする。

第8．避難所の開設、運営

1．避難場所等に関する事項

市は、公共施設等を対象に、各種災害や地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、対象とする施設は、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行う。

（１）指定緊急避難場所

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

（２）指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

１．避難所の開設

（１）避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は次のとおりとする。

- ア．住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ．現に被害を受け、すみやかに避難しなければならない者
- ウ．災害によって、現に被害を受けるおそれがある者

（２）避難所の開設

避難所の開設は以下の点を踏まえて行う。

- ア．開設に先立って、予定避難所や、そこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。
- イ．避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。
- ウ．市は、避難準備情報、避難勧告・指示が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各避難所を開設する。
- エ．避難所の開設は市民生活部が行う。
- オ．避難所は原則として事前に指定した施設とする。
- カ．避難所におけるプライバシーの確保等良好な生活環境の確保に努める。

（３）臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置する。

- ア．既存の他の公共施設を利用する。

イ．既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。

ウ．公共用地にテント等を設置する。

（４）避難所開設の報告

市長は避難所を開設したときは知事に対し次の事項を報告する。

ア．避難所開設の日時、場所、施設名

イ．避難者数

ウ．開設期間の見込み

（５）避難所の開設期間

開設期間は、災害が発生した日から７日以内とする。ただし、「災害救助法」が適用された場合は、同法の定める期間とする。

（６）避難所開設の周知

市長は、避難所を開設したときは、すみやかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導する。

（７）代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、県の協力を得て近隣市町村への収容、あるいは建物等を借り上げて開設する。

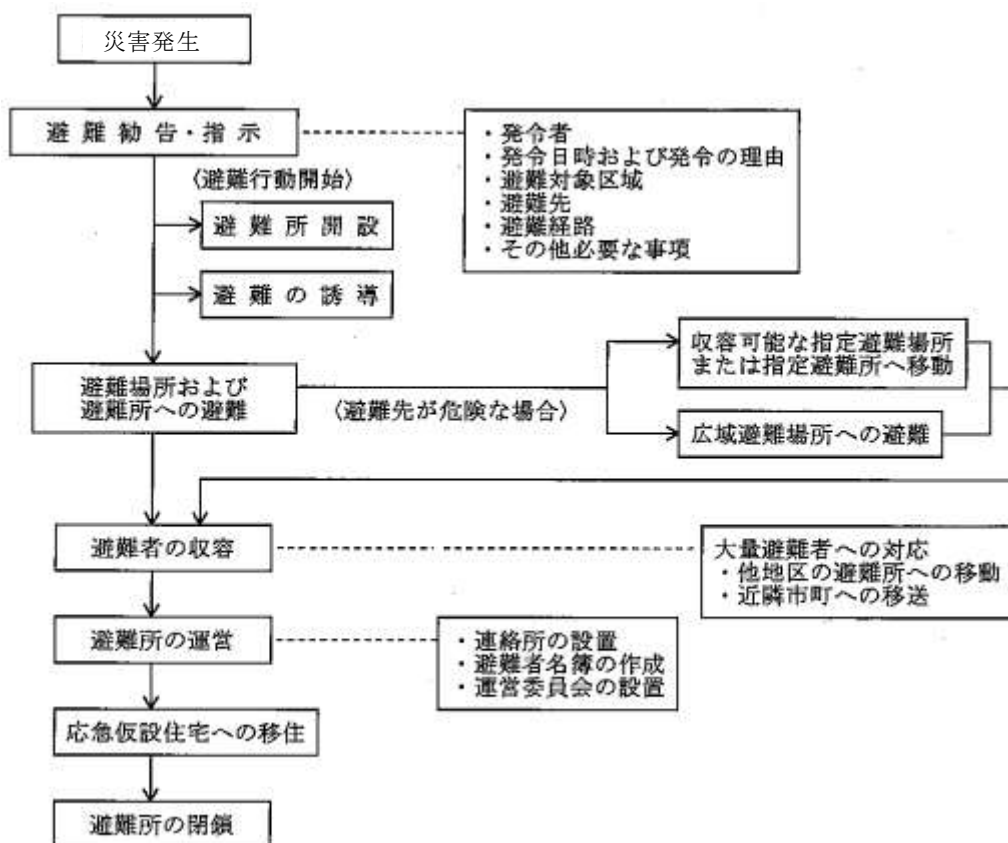
２．避難所の運営

（１）計画の方針

避難所には担当職員を適切に配置し、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の需給配分、所内の清掃の維持にあたる。

なお、避難所における情報伝達、食料、飲料水等の給付、清掃等の業務は、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て運営する。

■ 避難所等の開設フロー図



(2) 管理運営体制

避難所の運営は、市民生活部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者及び地域の代表者等と連携をとりながら行う。

管理運営責任者は、避難者による自治組織を結成し、業務ごとのリーダーとあわせてそれをサポートする者を要請するとともに避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。

ア. 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等）

イ. 避難者に対する情報伝達

ウ. テレビ、ラジオ、ミニ広報誌、伝言板等の利用

エ. 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底

オ. 各避難所の管理運営責任者は、避難所の情報を災害対策本部へ電話、FAX 等により連絡する。なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、ボランティア、自主防災組織等により行うものとする。

また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営についても協力するものとする。

(3) 運営方法

ア. 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

イ. 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となるため、避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、管理運営責任者は、各世帯単位の避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

ウ. 避難所内の居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（町内会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度をめどとする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

エ. 食料、生活必需品の請求、受け取り及び配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部長に報告し、本部長は市民生活部へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、各居住区域ごとに配給を行う。

オ. 避難所の運営状況の報告

報告は、各避難所の管理運営責任者が、本部へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

カ. 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として「避難所収容台帳」及び避難所日誌を記入する。

（４）避難所における生活環境の保護

避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。

ア. 避難者情報の管理

市民生活部は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

イ. 高齢者・障害者対策

（ア）管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。

（イ）管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

（ウ）また、必要に応じて、高齢者福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

ウ. 医療・保健体制

市は北秋田保健所と連携をとりながら、避難者の健康・精神的ケアについて、医師や医療救護班を巡回派遣する。

避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置を執る。

エ. 避難所生活長期化への対応

市は、避難所生活の長期化に対応するため、必要な設備・機器を業者等から調達する。

（ア）生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備充実に努める。

(イ) 入浴施設及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

(ウ) プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置するよう努める。

(5) 女性の視点を取り入れた避難所対策

市は、避難所の開設及び運営に当たり、女性等の視点を取り入れた対策を実施する。

ア. 男女別ニーズの違いへの配慮

(ア) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。

(イ) 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講ずる。

イ. 妊産婦、乳幼児などへの配慮

(ア) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。

なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。

(イ) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

(ウ) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮する。

(6) 避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

ア. 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ. 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ. 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(7) 避難所等の周知

避難所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、避難所、避難方法、避難経路等について、住民への周知徹底を図る。

(8) 管理運営上留意すべき事項

ア. 避難所の維持管理体制の確立

イ. 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知

ウ. 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告

エ. 自治組織、施設管理者及び行政による連携

オ. 避難者の要望、苦情等のとりまとめ

カ. 環境衛生保護と維持

キ. 避難者の精神的安定の維持

- ク. 施設の保全管理
- ケ. トラブル発生の防止
- コ. その他の留意事項

- (ア) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にする。
- (イ) 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりとする。
- (ウ) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置する。

2. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、次の項目等から構成される「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、これらのマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜これを見直す。

(1) 水害の記載内容

ア. 警戒すべき区間・箇所

- (ア) 堤防破堤や越水はん濫等、対象河川で想定される災害
- (イ) 警戒すべき区間
- (ウ) 対象河川の特性や、被害の特徴
- (エ) 堤防等の施設の整備状況
- (オ) 特に注意を要する区間・箇所

イ. 避難すべき区域

- (ア) 過去に水害実績のある区域
- (イ) 軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域
- (ウ) 浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域
- (エ) はん濫水の勢いによって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域

ウ. 避難勧告等の発令の判断基準

- (ア) 河川の水位（はん濫注意水位、避難判断水位等）
- (イ) 観測所における雨量（1時間雨量、3時間雨量、累計雨量）
- (ウ) 河川管理施設の異常（堤防の漏水や亀裂等の発生）
- (エ) 浸水被害（床上・床下浸水、道路冠水等）の発生
- (オ) その他、気象警報の発表、今後の気象予報や河川巡視者からの報告等

(2) 土砂災害の記載内容

ア. 警戒すべき区間・箇所

- (ア) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数
例：土石流危険溪流箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所
- (イ) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布
- (ウ) 土砂災害の発生しやすい気象条件

イ. 避難すべき区域

- (ア) 土砂災害の発生のおそれのある避難区域と対象地区（土砂災害危険箇所単位）
- (イ) 想定される被害

ウ．避難勧告等の発令の判断基準

(ア) 近隣での前兆現象の通報等

前兆現象の例：湧き水、地下水の濁り、量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等

(イ) 雨量に基づく土砂災害危険度情報

(ウ) 土砂災害警戒情報の発表及び土砂災害警戒判定メッシュの情報

(3) 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等を発令する場合は、多様な情報伝達手段により、住民への周知を図る旨を記載する。

ア．情報伝達手段を記載

例：市防災行政無線、登録制メール、エリアメール、緊急速報メール、広報車等

イ．具体的な周知文の例を記載

3. 避難情報の伝達手段

市は、市防災行政無線、携帯電話メール、広報車、警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者など、避難情報の伝達体制の整備に努める。

また、消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておく。

4. 避難者の優先順位の設定

避難の順位は要配慮者を優先するが、市は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難する体制を整える。

5. 要配慮者対策

(1) 要配慮者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は広報等を通じたその取組みの促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。

(2) 市は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障害者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、要配慮者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの避難場所、避難経路の状況把握の促進に努める。

(3) 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄するとともに、ホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

(4) 社会福祉施設の管理者は、市町村及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて町内会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。

(5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。

- (6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

6. 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

7. 避難者の健康管理

市は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等の実施体制を整備する。

8. 避難所の開設・運営マニュアルの作成

市は、次の項目等から構成される「一般避難所の開設・運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の開設・運営マニュアル」を作成する。この作成過程においては、地域を構成する多様な主体の意見を聞き、協議するものとする。

また、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、おおむね次の項目を参考に作成に努める。

(1) 「一般避難所」の開設・運営マニュアル

ア. 対象とする避難者

- (ア) 災害によって現に被害を受けた者
- (イ) 災害によって被害を受けるおそれがある者
- (ウ) 在宅被災者

イ. 平常時に行う避難所対策

- (ア) 避難所の指定（市地域防災計画）
- (イ) 避難所の周知（避難ルートの検証）
- (ウ) 避難所の設置期間
- (エ) 避難所の耐震診断・補強（震災対策）
- (オ) 付帯設備の確認・補充
- (カ) 災害対策本部との通信手段
- (キ) 緊急物資の備蓄
- (ク) 収用可能人員の把握
- (ケ) 避難所管理者との協議・覚書の締結（学校施設等）
- (コ) 災害救助法適用時における想定業務
- (サ) 支援物資の保管
- (シ) 調整役、責任者の決定・確保
- (ス) その他

ウ. 避難情報の伝達基準

- (ア) 避難準備情報
- (イ) 避難勧告
- (ウ) 避難指示

エ. 避難誘導

要配慮者等に対する避難誘導対策

オ. 避難者の行動想定

(ア) 発災直後の行動想定

(イ) 災害種別による行動想定

カ. 避難所の設置・運営

(ア) 床面積の割り当て

(イ) 避難所運営委員会の設置

(ウ) 情報管理（安否情報等）

(エ) 水・食料、生活物資の支給

(オ) 保健・衛生管理

(カ) プライバシーの確保、防犯対策

(キ) 被災者支援制度の運用（仮設住宅・資金貸付等）

(ク) 要配慮者・女性対策

(ケ) その他

キ. 災害ボランティア

災害ボランティアの受入れ等

ク. その他

必要のある事項

(2)「福祉避難所」の設置・運営マニュアル

ア. 対象とする避難者

(ア) 要配慮者

(イ) 要配慮者の家族、介護人等

(ウ) 要配慮者に準ずる者

イ. 平常時に行う避難所対策

(ア) 避難所の指定（市地域防災計画）

(イ) 避難所の周知（避難ルートの検証）

(ウ) 避難所の設置期間

(エ) 避難所の耐震診断・補強（震災対策）

(オ) 付帯設備の確認・補充

(カ) 災害対策本部との通信手段

(キ) 緊急物資の備蓄

(ク) 避難所管理者との協議・覚書の締結（社会福祉施設等）

(ケ) 災害救助法適用時における想定業務

(コ) 支援物資の保管

(サ) その他

ウ. 避難情報の伝達基準

(ア) 避難準備情報

(イ) 避難勧告

(ウ) 避難指示

エ. 避難誘導

- 要配慮者・女性に対する避難誘導対策
- オ. 災害ボランティア
 - 災害ボランティアの受入れ等
- カ. その他
 - 必要のある事項

第 9. 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市、防災関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

1. 市の実施範囲

市は、防災関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

また、市のみでは帰宅困難者支援を十分に行うことができないと判断した場合は、県に対し一時滞在施設の確保及び物資の提供について応援要請を行う。

2. 防災関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅・空港等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供する。

3. 県の実施範囲

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請する。また、市及び防災関係機関から、帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

9. 帰宅困難者支援

市は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平常時から広報に努める。

また、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努める。

第 10. 関係機関の避難計画の整備

1. 文教関係

市教育委員会は、学校及び幼児教育施設ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、幼児児童生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

2. 医療関係

市及び医療機関は、入院患者並びに外来患者の避難及び避難誘導、並びに他の安全な施設への入院患者の移送について定める。

3. 福祉関係

市及び福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等について定める。

4. 交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者及び駅・空港等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努める。

第 11. 広域一時滞在

市は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

また、必要に応じ、次により受入れを要請する。（災害対策基本法第 86 条の 8）

- (1) 市長が他市町村への広域避難が必要と判断した場合は、県内の他の市町村へ広域避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への広域避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められる時は、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。
- (3) 市は、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在についての助言を県に求める。
- (4) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市・及び県に代わって行う。また、市及び県の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市及び県からの要求を待ついとまがない時は、市及び県の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

なお、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第 12. 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

市は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平常時において応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備する。

- (1) 応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- (2) 建設に必要な資機材の調達先・供給体制

- (3) 入居の選考基準・手続き等
- (4) 借り上げ可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
- (5) 公営住宅の空き家の把握

第 13. 避難所等の飼養動物対策

- (1) 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。
- (2) 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。

第 10 節 消防・救助活動計画

第 1. 計画の方針

災害発生時において、市及び市消防本部は火災予防及び消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。

第 2. 消防活動

大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、迅速かつ的確な組織の確立と関係機関との連携による消防・救急救助活動を実施し、住民の生命身体の安全確保と被害の軽減を図る。

1. 組織

(1) 活動体制

災害が発生し、被害が予想される場合は、直ちに消防本部に「消防災害対策本部」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各隊へ活動を指示する。

(2) 動員体制

消防職員は、管内に大規模な災害が発生した場合、又は大規模な災害による被害の発生が予想される場合は、別命を待つことなく直ちに所定の場所に参集する。

2. 初動措置

災害が発生し、被害が想定される場合、消防本部及び各消防署・各分署は、直ちに次の初動措置をとる。

(1) 消防本部の初動措置

「消防災害対策本部」は、情報収集にあたりとともに、状況の把握と消防活動方針策定・指揮命令の伝達にあたる。

(2) 消防署・各分署の初動体制

- ア. 車両を車庫前に移動し、出動体制を整える。
- イ. 無線を開局し、無線通信を確保する。
- ウ. 高所見張を実施し、火災の早期発見に努める。
- エ. 管内重要地区の出火防止巡回広報を実施する。
- オ. 消防車両が出動不能となった場合は、小型動力ポンプ等を活用した徒歩隊を編成する。

3. 消火活動

大規模な災害発生後の火災発生が人的被害の多少を左右することから、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注することとし、災害発生時の火災防ぎの部隊運用の基本は、1件の火災に対し消防隊1～2隊とし、以下、震災時活動の基本に基づき、消火活動を行う。

(1) 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

(2) 消火可能地域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

(3) 市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先して活動する。

(4) 避難場所・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を行う。

(5) 火災現場活動の原則

ア. 出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断し活動を行う。

イ. 火災の規模により消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。

ウ. 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

4. 消防団の活動

大規模災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除にあたるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火及び人命救助等とする。

(1) 出火防止

大規模な災害の発生により火災等の災害発生が予想される場合は、付近の住民に対し出火防止及び飛火警戒を呼びかける。出火した場合は、付近住民に協力を求めて通報、初期消火にあたる。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について単独もしくは消防隊と協力して行う。

(3) 救急救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動にあたり、負傷者等については応急手当、保護にあたりとともに安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導活動

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に明確に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら安全に避難させる。

(5) 情報収集活動

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害状況、特異事象の収集と報告及び消防本部あるいは分署からの指示命令の伝達を行う。

5. 応援要請

市は、災害の規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、市の消防力だけでは対処できない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

第3. 情報通信

1. 情報収集

災害に係わる情報は、施設、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

大規模な災害においては、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

(1) 被害状況の把握

119 番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2. 通信運用

災害時における災害対策本部と署、分署の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

3. 無線通信の優先順位

災害活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 災害の覚知
- (2) 車両の出動命令
- (3) 応援の要請
- (4) 救助又は救急状況の報告
- (5) 災害状況の報告

第4. 自主防災組織等による消火活動

1. 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努めるものとする。

2. 消火活動

火災を発見した場合、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行い、また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第5. 火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによるものとする。

第6. 救急・救助活動

同時多発的に多数の要救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

1. 活動体制及び活動の原則

(1) 活動の体制

ア. 発災初期の活動体制

発災当初(被害状況が把握されるまでの間)は、原則として署所周辺の救助・救急を行い、以後大規模救助事案の確認、並びに救急病院等の受入体制を把握し、広域的救助・救急体制に移行する。

イ. 火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく救助・救急事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に救助・救急体制を確保する。

(2) 関係機関の活動

ア. 警察は、災害規模によりすみやかに救助・救急活動を実施する。

イ. 自衛隊は、市の派遣要請要求に基づく県の要請により、必要な救援活動を実施する。

ウ. 市消防本部と各関係機関は、活動にあたり、担当区域を定める等、重複又は取り落としのないよう十分な打合せに基づき活動する。

2. 救助の現場活動

(1) 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。

(2) 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。

(3) 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。

(4) 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽症者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助本案が併発している場合は、多くの人命を救護できる本案を優先に、効果的な活動を行う。

ただし、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

(5) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急本案が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助の時期を失うことのないよう活動を行う。

(6) 救出後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

3. 救急の現場活動

(1) 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽症者には、応急処置用品を支給し、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。

(2) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効

率的な活動を行う。

- (3) 傷病者の緊急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

- (4) 市消防本部は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救急隊等に対して情報伝達する。
- (5) 重度傷病者等の搬送について、ドクターヘリコプターや県消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

4. 救助資機材の調達

災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、知事に対して必要な資機材の要請を行う。

また、家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

5. 警察のとりくみ

警察は、市、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施したのちは救急隊に引き継ぎを行う。

(1) 救出、救護

警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

ア. 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ. 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ. 救出・救護にあたっては、各関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ. 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊等に引継ぐか、又は警察車両等を使用し、すみやかに医療機関に引き継ぐ。

6. 自主防災組織等による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

7. 応援要請

市は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市は、県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

第 7. 林野火災等の措置

災害により広域的に、しかも重大な被害をもたらす恐れのある広域的な林野火災等の災害の応急対策は、次のとおりとする。

1. 林野火災等の災害

災害により広域的な林野、大量の可燃物集積所等において火災が発生した場合は、現場指揮本部を設置するとともに県、東北森林管理局等の関係機関と連絡調整を図り、以下の対策を講ずる。

- (1) 林野火災が発生し、また他の地域に火災等が多発している場合には、市街地火災優先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えたうえで活動にあたる。
- (2) 林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災が発生していない場合は、すみやかに消火体制を整え活動にあたる。
- (3) 市長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 市長は、火災が広域に拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- (5) 市長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けた時は、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。
- (6) 県及び東北森林管理局は、空中消火用資機材の輸送や空中消火剤の補給作業隊等を編成し、消火体制を整える。

第8. 防災業務従事者の安全対策

- (1) 市は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。また、安全靴等、消防活動上必要な安全装備の整備に努める。
- (2) 市消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努める。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努める。

ア. 主な内容

- (ア) 警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂
- (イ) ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
- (ウ) 消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

第11節 消防防災ヘリコプター活用計画

第1. 計画の方針

災害時において道路の遮断や通信の途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、傷病者の救急搬送、火災防御活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2. 秋田県消防防災ヘリコプターの運航体制

秋田県防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及

び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

1. 体制

365 日常駐体制とする。

2. 運航時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。

3. 夜間搬送

昼間運航時間内(原則：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)に出動要請があった時に実施する。

第3. 臨時ヘリポート

1. 臨時ヘリポートの設定基準

(1) 離着陸（発着）のための必要最小限の地積

区分	標準	応急
小型 (OH-6)		
中型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)		
大型 (CH-47)		

(注1) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点

(注2) 無障害地帯とは、離着に障害とならない地域

(注3) 夜間については、発着場に簡易な照明必要

(2) 地表面

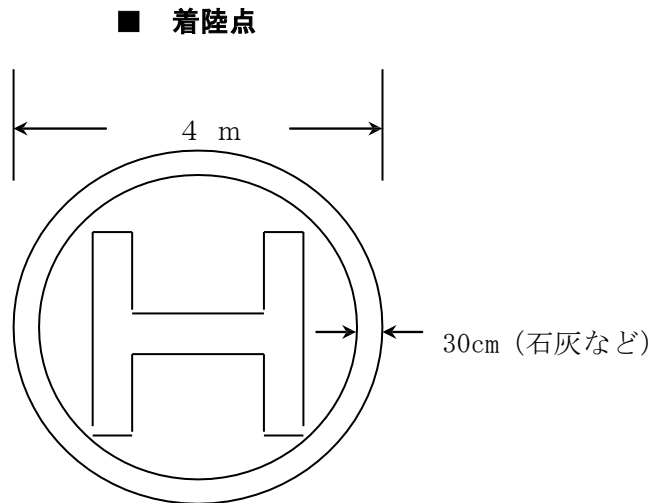
ア. 舗装された場所が最も望ましい。

イ. グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ. 草地の場合は硬質低草地であること。

(3) 着陸点

着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 4 m以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて標示する。



(4) 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

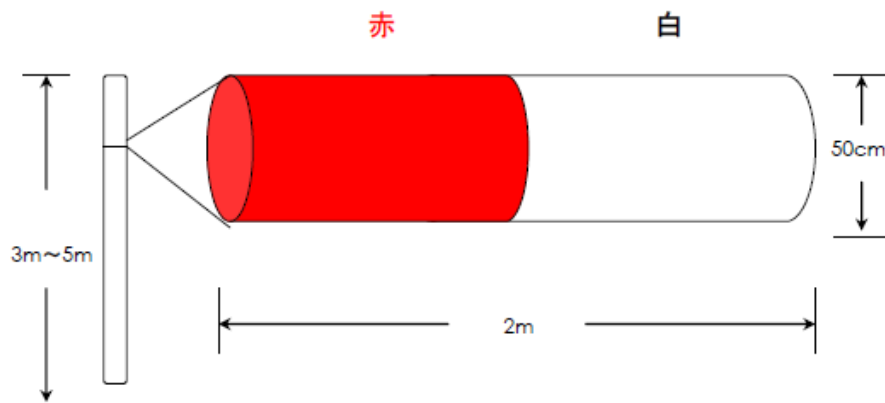
ア. 布製

イ. 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

ウ. 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

エ. 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。

オ. 電話など、通信手段の利用が可能であること。



2. 臨時着陸場

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

No	臨時離着陸場等の名称	所在地	緯度	緯度	備考
1	鷹巣陸上競技場	坊沢字下上野 79	40° 13' 58"	140° 21' 24"	緊急離着陸場
2	米内沢丹平河原	米内沢字柳田地内	40° 07' 21"	140° 22' 38"	緊急離着陸場
3	阿仁運動場	阿仁水無字畑町 東裏 76	39° 59' 35"	140° 24' 14"	緊急離着陸場
4	合川中学校グラ	李岱字家向 1	40° 09' 25"	140° 18' 52"	緊急離着陸場

	ンド				
5	北秋田市民病院 ヘリポート	下杉字上清水沢	40° 10' 06"	140° 21' 16"	飛行場外離着陸場

※座標は世界測地系

出典：秋田県地域防災計画 資料編

第4. 緊急運行

1. 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材は、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。

2. 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア. 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

イ. 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ. 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。

エ. その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合。

(2) 救助活動

ア. 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防だけでは対応できないと認められる場合。

イ. 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合。

ウ. 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合。

エ. その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合。

(3) 火災防ぎょ活動

ア. 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合。

イ. 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合。

ウ. 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送

交通遠隔地の火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合。

エ. その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア. 台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。

イ. ガス爆発での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故等での大規模事故等が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。

ウ. 被災地等への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合。

エ. 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合。

オ. その他運用責任者が特に必要と認めた場合

第5. 緊急運航要請手続等

1. 緊急運航の要請

市長等は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」(様式第1号)によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて市長等に回答する。

2. 受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手続
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他の必要な事項

3. 報告書

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）によりすみやかに消防防災航空隊に報告する。

■ 連絡先

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL : 018-886-8103 FAX : 018-886-8105 ※秋田県総合防災情報システム 衛星電話 110-59	秋田市雄和椿川山籠 40-1

第6. 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づく次の基準、その他に該当するものとする。

1. 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として以下の全てに該当する場合に実施する。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすものであること。
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

2. 要請時間

昼間運航時間内(原則：午前8時30分から午後5時15分)に出動要請があった時に実施する。

3. 指定臨時着陸場

あらかじめ指定した次の臨時着陸場を使用する。

地 区	圏 域 名	名 称
県北	北秋田	大館能代空港（飛行場）

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 F A X			
1 要請機関名	TEL		発信者		
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3) 火災 (4) 災害応急 (5)その他				
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()				
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村 番地				
	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃				
5 気象条件 (現場)	視程 風速	m m/s	天候 気温	雲量 ℃	(高 m) 風向 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名				
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)				
8 傷病者等	氏名		年齢	歳	性別 男 ・ 女
9 傷病名・症状					
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出勤先 所在地 及び 目標 (病院名)		出勤先 所在地 及び 目標 (病院名)		
11 要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分				
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名 機数 機				

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン	
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分	
3 活動予定時間	時間 分	
4 必要資機材		
※その他の特記事項		
		航空隊担当者

緊急活動速報

要 請 活 動 種 別	(1)火災 (2)救助 (3) 救急 (4) 偵察 (5)その他		
要 請 者			
発 生 場 所			
発 生 目 時 (要請日時)	平成 年 月 日 () :	天候 ()	
	年 月 日 () :	天候 ()	
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者 名	
	計 名	うち重症 名	
	行方不明 名	中等症 名	
要 救 護 者 数 (見込み)	(名)	救助人員 名	
活 動 の 状 況			
その他参考事項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者 名	

第 12 節 水防活動計画

第 1. 計画の方針

災害による洪水等の水災の警戒及び防ぎよ等、市内各河川等に対する水防上必要な措置対策の大綱は、「北秋田市水防計画」によるものとし、水防法第 32 条の規定に基づき、洪水等に際し、水害を警戒・防御し、及びこれによる被害の軽減を図り、公共の安全を保持するほか、水防のための市消防本部・水防団の活動・水防に必要な器具・資材・設備の整備運用及び通信・連絡・輸送について定め、もって市の水害防止に万全を期するため必要な措置を講ずる。

【資料編 第 1 章 危険箇所 参照】

第 2. 水防に関する責任の範囲

1. 水防に関する責任の範囲

団体名	責任の範囲等	根拠法令
市	市はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。	水防法第 3 条
県	県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	水防法第 3 条の 6
気象庁長官 (秋田地方気象台長)	気象等の状況により、洪水等のおそれがあると認められた時は、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第 10 条第 1 項
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長)	1. 米代川に洪水のおそれがあると認められるときは、秋田地方気象台長と共同して、その状況を水位または流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量または氾濫により浸水する区域及び水深を示して当該河川の状況を秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。また、関係市町村の長に通知に係る事項を通知しなければならない。 2. 米代川について、洪水等により損害が生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、秋田県知事に通知しなければならない。	水防法第 10 条第 2 項 水防法第 13 条第 2 項
知事	1. 知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。 2. 国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けた時及び知事が指定した	水防法第 10 条第 3 項 水防法第 16 条第 3 項

団体名	責任の範囲等	根拠法令
	河川について水防警報をした時は、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	
量水標管理者	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（法第 12 条で規定される通報水位）を超える時は、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	水防法第 12 条
水防団員	洪水等において、次に掲げる事項に留意して水防活動を実施するものとする。 避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。	水防法第 7 条第 2 項
一般住民	水防管理者、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要がある時は、付近の住民をして水防に従事させることができる。	水防法第 24 条

2. 通信施設の優先利用（法第 27 条第 2 項）

国土交通大臣、知事、水防管理者（市長）、水防団長、消防長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

第 3. 水防体制と出動

災害による堤防の漏水、沈下、又は気象庁より気象情報（警報及び注意報含む）を受けた時も同様に、次により水防体制をとる。

1. 水防本部の体制

（1）準備体制

大雨・洪水の各注意報を受理した時は、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

（2）警戒体制

水防要員をもってこれに当たり、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

（3）非常体制

水防計画に定めてある水防要員全員をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。なお、事態が長びく時、水防長は適宜交代させるものとする。

2. 水防管理団体の体制

水防管理者（市長）は、情報判断を適正に行い、市水防計画を定め万全の体制を保持する。

3. 出動準備

水防管理者（市長）は、次の場合には、直ちに市消防本部・消防団に対し、出動準備をさせる。

（1）水防警報が発せられた時

（2）河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測する時

（3）その他気象状況により、洪水等の危険が予知される時

4. 出動

市消防本部・消防団は、あらかじめ定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

- (1) 河川の水位が警戒はん濫注意水位（法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知した時

第4. 水防警報の種類・内容及び発表基準

■ 水防警報の種類・内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待機	水防団員の足止めを行う。	雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められる時
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められた時
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他河川状況等によりはん監注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなった時
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

出典：秋田県水防計画

第5. 巡視及び警戒

1. 巡視

水防管理者（市長）及び消防長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条）

2. 非常警戒

水防管理者（市長）は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県水防支部（北秋田地域振興局建設部）に連絡するとともに水防作業を開始する。

- （1）裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- （2）表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- （3）天端の亀裂又は沈下
- （4）堤防の越水状況
- （5）樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合不良
- （6）橋梁その他の構造物との取付部分の異常

第6. 水門、樋門、ダム、ため池等の操作・措置等

水防管理者（市長）は、堰、水門、樋門、その他の河川に設置されている工作物の管理者に対する設備の点検整備や必要に応じて検査を行うなど適切な指導監督を行う。

第13節 災害警備計画

第1．計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、迅速な警備体制の確立と情報の収集に努めるものとし、市はそれに協力する。

第2．県警察本部

1．警備活動

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

2．警備体制

- (1) 災害警備本部の設置

災害により甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。

- (2) 災害警備対策室の設置

災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置まで至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

- (3) 災害警備連絡室の設置

災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

- (4) 警察署（現地）警備本部等の設置

北秋田警察署は、管内の災害実態に応じて災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

第3．地域安全対策

市や警察は、被災地における安全な生活を確保するため、市及び地域住民の協力を得て災害の発生に便乗した悪質情報、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を実施する。

- (1) 犯罪の予防等

ア．地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

イ．地域安全活動

(ア) 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

(イ) 困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(2) 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。

第 3．保安対策

(1) 鉄砲火薬類に対する措置

鉄砲火薬類の製造・販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸もしくは所有権をめぐる紛争等の本案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を緊密に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。

第 14 節 緊急輸送計画

第 1．計画の方針

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んで、あらゆる災害応急対策の基盤となるものであるため、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について必要な事項を定める。

第 2．道路の交通規制

1．計画の方針

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。関係機関は、輸

送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要な人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

2. 道路被害状況の把握

(1) 道路管理者による調査

市及び道路管理者は、緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、災害発生後すみやかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官又は市災害対策本部に通報するものとする。

3. 交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、おおむね次によるものとする。なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、市は、警察、防災関係機関、道路管理者との連絡を平常時から密にし、有事における協力体制を確立しておく。

(1) 「道路法」(昭和27年法律第180号)に基づく規制(同法第46条)

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は交通を禁止又は制限(重要制限を含む。)するものとする。

(2) 「道路交通法」(昭和35年法律第105号)に基づく規制(同法第4条・第5条・第6条)

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、秋田県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 「災害対策基本法」に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

4. 交通規制の要領

警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施することになっている。

一方、本部長は、避難の勧告又は指示を行うなど、その必要があると認める場合は、直ちに警察署長に連絡し、交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に努める。

詳細については、秋田県地域防災計画の「交通規制の要領」による。

第3. 輸送の対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。輸送の対象は次のとおりとする。

1. 第1段階－避難期

(1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

(3) 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応

急対策に必要な要員等

(4) 負傷者等の後方医療機関への搬送

(5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2. 第2段階－輸送機能確保期

(1) 上記1. の続行

(2) 食料、水等の生命の維持に必要な物資

(3) 物及び被災者の被災地外への輸送

(4) 施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3. 第3段階－応急復旧期

(1) 上記2. の続行

(2) 災害復旧に必要な人員及び物資

(3) 生活必需品

第4. 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類及び数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

1. 緊急輸送ネットワークの整備

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

また、災害時の物流拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を指定する。

2. 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(3) ヘリコプターによる輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

3. 輸送力の確保

災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施にあたり必要とする自動車等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に調達を要請し、輸送力を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア. 市保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、市は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、災害対策本部長に報告する。

イ. 民間車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、民間業者に車両の調達を要請する。

(ア) 調達の方法

車両が不足する場合、市は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、要請する。

(イ) 車両の待機

市内の各輸送業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

(ウ) 借上げ料金

借上げに要する費用については、市が当該輸送業者と協議して定める。

(エ) 県への要請

市内での調達が不可能な場合に、必要がある場合は県に対し調達の要請を行う。

ウ. 配車

市は、各部局で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

(ア) 総務部長は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部局に対し、要請する。

(イ) 市長の指示により、輸送計画を樹立し、活動の停滞のないように努める。

(ウ) 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、すべて指定された場所に待機する。

(エ) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務部長に報告する。

(オ) 配車指令にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適性を期する。

(カ) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部局及び事業所の要員をもってあてる。

(キ) 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

エ. 燃料の確保

車両等の燃料の確保については、市指定の供給業者に対してあらかじめ定められた方法により燃料の供給を要請するものとするが、確保が困難な場合は、知事や秋田県石油商業組合等の関係機関に対して協力を要請する。

(2) 鉄道輸送の確保

市は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請する。

(3) ヘリコプター輸送の確保

市は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

応援要請は、県総合防災課あてに、電話等により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて自衛隊に派遣を依頼する。

4. 緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

(1) 通行禁止及び制限

緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路が必要あるときは明示し、一般交通に支障のないようにする。

(2) 緊急通行車両の申請

ア．緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

イ．確認手続等

(ア) 緊急通行車両の確認

市の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章及び確認証明書の交付を受け運行する。

(イ) 緊急通行車両の事前届出・確認

市の保有する車両は、あらかじめ県公安委員会に届出をして届出済証の交付を受ける。

なお、運行するときは、県警察本部・警察署等に届出済証を提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

第 5．運転者のとるべき措置の周知徹底

1．走行中の車両運転者に対する措置

- (1) できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。
- (2) 停止後は、カーラジオなどにより、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないこと。駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐-車しないこと。

2．避難のための車両使用の禁止

要配慮者の避難等やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

3．交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア．道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。
 - イ．区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所とする。
- (2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
- (3) 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わない時、又は運転者が現場にいないために措置をとることができない時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

第 6．輸送拠点・集積場所

1．救援物資等の避難所への配送

(1) 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、市職員からなる専門班を集積場所

に設ける。

ア. 業務内容

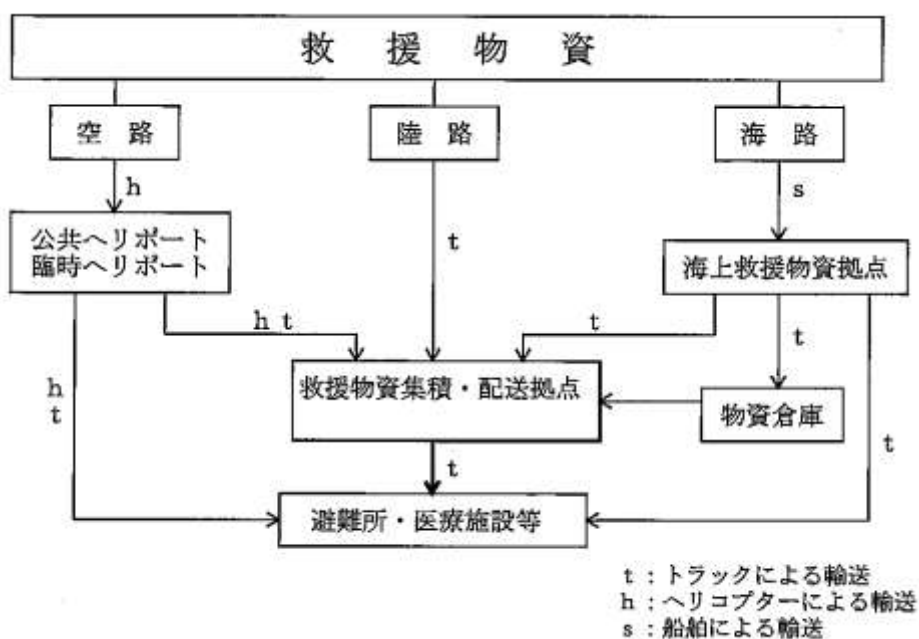
- (ア) 救援物資の受付
- (イ) 救援物資の集積状況の把握
- (ウ) 救援物資の配送指示
- (エ) 集積、配送状況等の情報の提供
- (オ) 救援物資配送計画の作成
- (カ) 食料、生活必需品等の調達
- (キ) 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

(2) 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、輸送班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務にあたる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各部局への動員要請やボランティアの協力による。
なお、配送システムについては以下に示す。

■ 救援物資等の各避難所への配送システム



第6. 緊急輸送道路の確保

1. 計画の方針

道路管理者は、道路、橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事をすみやかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保し、特に応急工事にあたっては、緊急輸送道路を優先する。なお、災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関しては工作隊を編成し対応する。

2. 緊急輸送道路の確保

- (1) 住民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、秋田県が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害対策用緊急道路として確保す

る。

- (2) 地域によっては、指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。
- (3) 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から警戒作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。
- (4) 道路の復旧にあたっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。

3. 緊急輸送道路啓開の実施

市は、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、すみやかに北秋田地域振興局建設部に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、警戒作業を実施する。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図る。

なお、震災時の緊急輸送活動を支援する道路警戒作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておく。

(1) 実施機関

- ア. 国が管理する道路、橋梁は、東北地方整備局能代河川国道事務所が実施する。
- イ. 県が管理する道路、橋梁は、北秋田地域振興局建設部が実施する。
- ウ. 市が管理する道路、橋梁は、市建設部が実施する。

(2) 応急対策方法

- ア. 応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
- イ. 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。
- ウ. 一路線が途絶する場合は、道路管理者は適当な迂回路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うものとする。
- エ. 道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で代替の道路が得られない場合は、同地域の道路交通が最も効果的で比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊等の協力を得て集中的応急対策を実施し、必要最小限の交通の確保を図る。

4. 応急復旧用資機材等の整備

市建設部は、道路警戒に必要な資機材を確保するために、事前に建設業協会等の協力を得て、その状況を把握しておくものとする。

5. 応急復旧作業

(1) 土木班

市建設部長は、本部長の指示又は本部長の要請があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

- ア. 緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告する。
- イ. 本部長から指示又は要請された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、北秋田警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規

制を行った場合は、すみやかに北秋田警察署長に通知する。

ウ．緊急輸送路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、すみやかに本部長にその旨を報告する。

(2) 東北地方整備局能代河川国道車務所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることをめどとする。

(3) 北秋田地域振興局建設部

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることをめどとする

(4) 北秋田警察署

北秋田警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡し、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

第7．鉄道交通の確保

鉄道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事をすみやかに行うとともに、迂回運転などにより交通を確保する。

第8．臨時ヘリポートの開設

1．開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長の指示によるものとする。

総務部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模な災害の発生を感知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

2．解説の方法

臨時ヘリポートの設定基準に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

【本章 第11節 消防防災ヘリコプター活用計画 参照】

第15節 救援物資の調達、輸送、供給計画

第1．計画の方針

災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救援活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であるため、これらの調達・輸送・供給方法等について、必要な事項を定める。

第2. 救援物資の供給

1. 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の救援物資の給与又は貸与は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び市当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「第2章 第32節 災害救助法の適用計画」も参照のこと。

2. 生活必需物資の範囲

災害のため供給する生活物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資を供給する。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 日用品雑貨（石鹸、タオル、手拭き、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- (3) 衣料品（作業着、靴下、洋服、作業服、子供服等、運動靴等）
- (4) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (5) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切、炊飯器、ガス器具等）
- (6) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- (7) 光熱材料（ろうソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、木炭等）
- (8) その他（上敷きゴザ、ビニールシート等）

3. 救援物資の給与及び貸与の対象者

対象者は、災害による住家の全半壊（焼）、流失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

4. 救援物資の確保及び配分

市は、各避難所の避難者数や、地区町内会等から提出された避難者以外避難住民数を取りまとめ、生活必需品等の品目、数量等を算定し、市の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。

なお、物資の輸送は、総務部が担当し、関係部局の協力を得て行う。

(1) 配布についての配慮

物資の配布は避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所自治会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。また、避難所間での配布要望に対し格差の生じないよう配慮することが必要である。

(2) 人員の確保

供給に際しては、備蓄倉庫からの搬出、小分け、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらにはボランティアの協力を得るような計画が必要となる。

6. 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品等の調達が困難と認めたとき

は、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品等の調達及び給（貸）与を行う。救援物資の輸送は、一次物資集積拠点までは県が実施し、一次物資集積拠点から、市内集積所及び各避難所までは市が実施する。

第 16 節 給食、給水計画

第 1. 計画の方針

災害発生直後の食料及び飲料の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であるため、炊き出し等による食料の給与及び給水車等による給水について、必要な事項を定める。

第 2. 給食

1. 計画の方針

災害によって、炊事はもちろんのこと食料の確保さえも困難になった場合には、被災者の生命・身体の安全を確保するために、迅速に食料の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食料の供給を行う。なお、災害救助法が適用された場合については、「第 2 章 第 32 節 災害救助法の適用計画」も参照のこと。

2. 実施機関

市は、本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、食料の調達及び炊き出しを行う。また、食料の供給については市民生活部が担当する。

3. 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者
- (3) 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

4. 災害時における食料の応急供給の基準

(1) 応急供給を行う場合

災害が発生し、又はそのおそれのあるときで市長が必要と認めたとき

(2) 炊出しその他による食品の給与

ア. 避難所に収容された者、住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

イ. 被災者が直ちに食することのできる現物による。

ウ. 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ. 実施期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分を現物により支給する。

(3) 米穀の供給基準量及び供給方法

配食対象	1人当たり配給限量	配給の方法等
り災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合	1食当り 精米 150 グラム	1. 知事又は市長は取り扱い者を指定して配給又は給食を実施させる。 2. 原則として米穀を配給するが、実情によっては乾パン又は麦製品とする。 3. 期間は災害発生から7日以内、ただし、り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分を現物で支給する。

(4) 緊急措置

市は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い事後すみやかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

5. 食料の供給品目

(1) 災害に応じた品目選定

食料の給与にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与する。

(2) 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に要配慮者に配慮した品目の供給に配慮する。

(3) 基本的な品目

米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて、肉類・乾加工品類・缶詰類・子葉類及び漬物等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料類等を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

6. 食料の確保

(1) 食料の調達

米穀は、市内の米穀小売、卸売業者から調達するが災害救助法が適用され、小売、卸売業者の所有米穀で不足の場合は知事に要請する。この場合、市長はあらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ秋田農政事務所長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（平成18年18総食第294号）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

(2) 食品の調達

市は、災害の状況及び配給を必要とするり災者数を確認し、市が備蓄する食品及び応援協定に基づく締結業者等から食品を調達し、り災者に給与する。

(3) 副食、調味料及び野菜の調達

副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油等）、野菜等は小売業者及び応援協定締結業者などから調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県及び援助協定締結市町村に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局など粉ミルク販売業者から調達する。

(4) 食料集積地の選定及び管理

ア．食料集積地の選定

市は交通及び連絡に便利な公共施設その他適当な場所を食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。

イ．集積地の管理

市は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

7．食料の配分及び炊き出しの実施

市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食料の給与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に行う。

また、必要に応じ婦人会、日赤奉仕団に協力を求める。

(1) 炊き出しの実施方法

ア．炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ．配分もれ又は重複支給者がないようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。

(2) 現場責任者

市民生活部が責任者を配置する。

(3) 炊き出し実施上の留意点

ア．献立は栄養価を考慮するが被災状況により食器等が確保されるまでは握り飯や乾パン、缶品等を配給する。

イ．炊き出しにあたっては食品衛生に心がける。

8．県、近隣市町村への協力要請

市は、市内で多大な被害が発生し、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。手続きについては総務部が行う。

第3．飲料水の供給

1．計画の方針

生命を維持していくために飲料水は不可欠である。災害によって水道機能の停上等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は、水道施設等のり災と同時に活動を開始し、飲料水の供給に万全を期する。

活動にあたっては、飲料水の確保と給水に必要な資材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「第2章 第32節 災害救助法の適用計画」も参照のこと。

2．実施機関

被災者又は断水地域における住民の飲料水の確保については、市が実施する。

3．飲料水の供給対象者

災害のため現に飲料水が得られない者に対し、供給する。

4．応急飲料水の確保

(1) 応急給水計画の作成

市は、応急給水計画を作成し、飲料水を確保する。

ア. 水道機能の被害状況の早期把握

飲料水の供給にあたっては、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立する。

イ. 供給目標水量の設定

被災から3日間は一入1日約3リットルとし、4日目以降は20リットルの供給を目標とする。

(2) 緊急（特別）に給水を要する人工透析実施病院等に対し応急給水をする。

(3) 応急給水資機材の調達

市は、あらかじめ定められた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請する。

(4) 取水（水源）

ア. 飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。

イ. 消火栓取水が不能のときは、各浄水場の貯水池とする。

ウ. 上記のア. 及びイ. が使用不能のときは、備蓄飲料水、飲料水貯水槽から取水する。

エ. 災害のため水道の浄水機能が著しく低下している場合は、配水池等構造物の貯留水を利用する等により応急飲料水を確保する。

オ. 近隣市町村の水道水を利用

カ. 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して飲料水として利用

キ. 耐震性貯水槽の水を利用

(5) 水質検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉、河川等を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。必要があれば、県に水質検査の実施を要請する。

5. 応急飲料水の供給方法

(1) 計画の方針

水道事業管理者は、被災地区の道路事情を勘案し、指定避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。

また、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

(2) 給水拠点

市の給水拠点は資料編に示す。

(3) 車両（給水車等）による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で、災害対策本部長が必要と認めた被災者に対して拠点給水する。

(4) 角型ポリ容器等による給水

ア. 病院、診療所等で緊急給水の必要があると災害対策本部長が認めたものに対し、20リットル容器を必要個数配備する。

イ. 一般被災者に対し、災害対策本部長が必要と認めた場合は、10リットル容器でピストン輸

送り配給する。

(5) ポリ袋による給水

避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器等の備えのない被災者や一般の被災者に対し配給する。

6. 災害時の協力体制の確立

(1) 水道事業管理者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請するとともに、他の協定書や相互応援計画に基づき応援要請する。

(2) 上記の災害時応援に関する協定書によっても処理できない場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

7. 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

(1) 計画の方針

災害によって水道機能の停上等により生活用水の確保が困難になった場合は、市は、水道施設等のり災と同時に活動を開始し、水道事業管理者は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量及び供給に努める。

(2) 供給目標水量

発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯あたり1日200リットル以上を使うと言われており、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくる。このため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次、1人あたり給水量を増やしていく。

8. 応急給水時の広報

市は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、給水の場所や時間等の内容について、防災無線、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

9. その他

(1) 給水活動の配慮事項

給水活動の実施にあたっては次のような点に配慮する。

ア. 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して、優先的に給水を実施する。

イ. 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

ウ. 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や身障者等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

エ. 住民の協力

給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼する。

（２）水質検査の実施及び飲料水の調達体制並びに耐震性貯水槽の整備

市は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めることとする。

第 17 節 医療救護計画

第 1. 計画の方針

同時多発的で大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者が一斉に一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、住民の生命を最優先に守るため、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。

また、市は、大館北秋田医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

◆災害時

- （１）災害規模に応じ、「災害拠点病院」又は「地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
- （２）大館北秋田医師会と情報連絡体制を確保する。
- （３）応急救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- （４）応急救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- （５）応急救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等に努める。

第 2. 初動医療体制

1. 実施体制

（１）実施責任者

ア. 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

イ. 同法が適用されない場合は、被害の程度等により適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

（２）医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア. 診療

イ. 薬剤又は治療材料の支給

ウ. 処置、手術その他の治療及び施術

エ. 看護

オ. 助産

(3) 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(4) 初動体制の確保

ア. 市長は、大館北秋田医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、応急救護所設置及び傷病者の手当並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。

イ. 市長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県に応援を要請する。

ウ. 大館北秋田医師会は、市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。

また、災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員及び医療関係者は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

なお、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に応急救護所を設置し、応急医療を行う。

(5) 医療救護班による医療活動

ア. 医療救護班の出動要請

(ア) 市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ大館北秋田医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。

(イ) 市長は、災害の状況に応じ知事に対して、医療救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

イ. 医療救護班の出動要請の方法

災害の発生により、市長が大館北秋田医師会又は知事に対して、医療救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後すみやかに文言を送付するものとする。

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 出動を要する人員（班）及び器材

(エ) 出動の期間

(オ) その他必要な事項

ウ. 医療救護班による医療活動

(ア) 医療救護班の編成

a. 医療救護班の編成にあたっては、大館北秋田医師会と十分協議しておくものとする。

b. 医療救護班員は災害の規模及び状況により増員するとともに、医療を必要とする被災者の増大により医療活動が十分でないと認められるときは、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

(イ) 医療救護班の輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

エ. 医療救護班の業務

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- (ア) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 遺体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置
- (キ) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

2. 応急救護所

(1) 応急救護所の設置

ア. 応急救護所を設置する場合

- (ア) 災害の発生により、医療機関が不足し、又は機能が停止した場合
- (イ) 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
- (ウ) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

イ. 医療救助を受ける者

医療救助を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず応急的治療の必要があるものとする。

ウ. 応急救護所の指定順位

応急救護所は、おおむね次の順位により開設する。

- (ア) 傷病者の多発地域の病院、診療所
- (イ) 外科施設を有する病院又は診療所
- (ウ) 前号以外の病院
- (エ) 病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で収容できないきは、保健センター、学校、集会所、公民館等

エ. 応急救護所の表示・広告

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

(2) 医療

ア. 診療

イ. 薬剤又は治療材料の支給

ウ. 処置、手術その他の治療及び施術

エ. 看護

オ. 助産

3. 災害拠点病院（北秋田市民病院）

(1) 被災状況等の報告

災害が発生した場合には速やかに自院の被災状況、受入可能傷病者数等を調査し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、県災害医療対策本部や地域災害医療対策本

部等からの被災状況の問い合わせに応じる。

(2) 傷病者の受入

入院患者の退院調整等を行い、可能な限り傷病者を受け入れる。

(3) 傷病者の搬送調整

受入れ困難な傷病者等の搬送を県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等と協力して調整する。

(4) 医療救護班の派遣

県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等の要請に応じて医療救護班を派遣する。

なお、災害の状況により、病院長の判断で医療救護班を派遣することができる。

4. 災害協力医療機関の役割

北秋田市民病院以外の市内の医療機関は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療活動の実施に必要な協力を行う。その役割は以下のとおりとする。

(1) 北秋田市民病院の災害医療活動を補完する。

(2) 県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。

(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を通じて、災害医療情報の収集・提供を行う。

(4) 市の要請により、応急救護所の開設に協力する。

5. 応援要請

市の能力を超える場合は、県に災害医療コーディネーター・災害医療派遣チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

(1) 災害医療コーディネーターの派遣要請

市長は、県に災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調査等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）の派遣を要請する。

(2) 災害医療派遣チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

災害により市外・県外の医療の支援が必要と判断される場合、市は知事を通じて、災害医療派遣チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

第3. 傷病別搬送体制

1. 計画の方針

応急救護所から医療機関への搬送は、原則として医療救護班が市消防本部の協力を得て行う。市の組織で対処できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

市及び関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

2. 災害・救急医療情報システムの活用

(1) 災害・救急医療情報システムの運用

ア. 医療機関、保健所、市消防本部、市及び大館北秋田医師会、県医師会、大館・北秋田郡歯科医師会、大館北秋薬剤師会、県看護協会の関係団体等が「秋田県災害・救急医療情報システム」によりインターネット等で接続されており、市は、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「秋田県災害・救急医療情報システム」を活用する。

イ. 災害発生時には、「秋田県災害・救急医療情報センター」に「秋田県災害医療救護対策本

部」を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図る。

(2) 災害医療情報システムの内容

「秋田県災害・救急医療情報センター」に集積される防災・医療情報については、各関係機関との間で共有されるものとし、災害医療情報のバックアップ機構として確保する。

また、災害規模が甚大である場合は、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」により、全国都道府県や国の機関等に対する支援要請の連絡体制を確保する。

主な「災害医療情報」は次のとおりである

ア．被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況の把握

イ．「災害拠点病院」及び「災害協力医療機関」の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報

ウ．「災害拠点病院」等による医療救護班・災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣状況及び医療救護活動の補完・支援体制の把握

エ．「常用備蓄」及び「流通備蓄」に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報

オ．初動後の医薬品、医療機材、血液等の後方支援体制の確認

カ．県内外の医療ボランティア登録情報の把握

3. 受入れ先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

市消防本部は、「秋田県災害・救急医療情報システム」を利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設を確保する。

4. 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて「秋田県災害・救急医療情報システム」の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて市消防本部又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

北秋田警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた市消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合は、市又は県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入体制を確保する。

ア．離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ．患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 県外の医療機関への搬送

県災害医療対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施するものとする。

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。また、広域医療搬送患者は、広域医療搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域医療搬送拠点で再トリアージを実施の上、県外に搬送を行う。

5. トリアージの実施

(1) トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重症患者は原則として、「災害拠点病院」（北秋田市民病院）への搬送を指示するとともに、重症患者の症状等により、「災害協力医療機関」等への搬送を指示する。

(2) 連絡体制の確保

医療救護班は、重症患者の「災害支援病院」等への搬送指示にあたっては、「地域災害医療対策本部」及び「災害協力医療機関」等との連絡体制を確保する。

6. 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対しても提供することが必要である。このため、市は、市内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

7. 在宅医療機器使用患者等への対応

市は、県と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。

8. 死体検案

(1) 災害発生時には、市は災害時の死体検案のため、「検案医師班」の派遣を県に要請する。

(2) 多数の犠牲者が発生した場合には、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えとともに、近隣市町村に火葬の受入等を要請する。

第4. 収容医療機関

1. 収容医療機関

負傷者は原則として次の施設に収容する。

(1) 救急告示医療機関

(2) その他の医療機関

(3) 応急救護所

2. 医療機関の受入体制の確立

市は、大館北秋田医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。

3. 受入れ可能施設の把握

市は、市消防本部と協力して、医療機関の受入状況を常に把握し、関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示する。

第5. 医薬品・資器材の確保

1. 常用備蓄と流通備蓄

医療救護班が使用する緊急医薬品等及び搬送重傷病者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務のなかで可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する。備蓄品（常用備蓄）、及び薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する形態での備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速的確に供給する。

- (1) 被災地外の「災害拠点病院」の「常用備蓄」に係る医薬品等については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (2) 災害の初動時以降に必要な「流通備蓄」に係る災害用医薬品については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (3) 災害時に緊急に必要な応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の医療救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。

2. 後方供給支援

- (1) 災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（「支援医薬品等」という。）の受け入れた「支援医薬品集積センター」は、災害規模に応じて、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給体制を確立する。
- (2) 市災害対策本部は、医薬品・資器材等の搬送を行うための緊急車両や空輸手段を確保する。
- (3) 薬剤師会の協力を得て、「支援医薬品等」の仕分け等に携わる要員を確保する。
- (4) 災害時には、「秋田県災害・救急医療情報システム」に「支援医薬品等」の物品管理状況の情報提供を行う。
- (5) 「支援医薬品集積センター」は、「県災害医療対策本部」又は「地域災害医療対策本部」の指示に基づき、搬送車両等を「緊急通行車両」として活用するとともに、他の「支援医薬品集積センター」への搬送及び医療救護所等への配送体制の確保をする。
- (6) 「支援医薬品集積センター」は、梱包の際に、現地での仕分け作業を容易にするため、メーカーごとに風邪薬、胃薬等と分けるなどの工夫を行う。

3. お薬手帳の活用

秋田県薬剤師会は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。市は、救護所等において、お薬手帳の配布及び有用性の啓発を行う。

4. 血液製剤の供給

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、「県災害医療対策本部」の要請により、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (2) 献血者登録の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実に努める。

5. 医療用ガスの確保

県災害医療対策本部は、日本産業・医療ガス協会秋田県支部の協力を得て、災害時における

医療用ガスの安定供給を図る。

市は、災害時に医療用ガスが不足した場合、必要に応じて県に対し、供給要請を行う。

第6. 関係機関との情報収集・共有

1. 県への医療情報の報告

市は、市内の災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、県（県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部）に速やかに報告を行う。

- (1) 市域の被災状況
- (2) 市内の医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- (3) 市内の医療機関の稼働状況
- (4) 医薬品及び医療用資機材の需要状況
- (5) その他必要事項

2. 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、県の広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、関係機関等において以下の情報を共有する。

- (1) 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- (2) 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- (3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- (4) 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

3. 災害医療情報の提供

市は、医療機関、医療救護所等に関する情報について、住民に対し適宜提供する。

第7. 医療ボランティアの活用

1. 計画の方針

災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

2. 受入窓口の設置

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力し災害発生後直ちに「受入窓口」を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

3. 受入窓口の運営

「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (2) 県担当窓口との連絡調整
- (3) その他

4. 医療ボランティアの活動内容

(1) 医師・看護師

ア. 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。

イ. 被災地の医療機関において医療活動を行う。

ウ．後方医療施設において医療活動を行う。

(2) 薬剤師

ア．医療救護班に加わり、調剤業務等を行う。

イ．「支援医薬品集積センター」において、医薬品の仕分け・在庫管理・供与等の業務を行う。

(3) 保健師、栄養士、臨床心理士、精神保健福祉士

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。

(4) 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

第8．助産活動

1．計画の方針

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

2．実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

(2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

3．災害救助法が実施された場合の実施基準

(1) 助産の対象

災害発生の日以前又は以降の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 助産の範囲

助産は次に掲げる範囲で行う。

ア．分娩の介助

イ．分娩前後の処置

ウ．脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 費用

支出できる費用は、医療救護班、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第 18 節 災害ボランティア活動支援計画

第 1. 計画の方針

大規模災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、市は、災害ボランティアの派遣・受入れについて、市社会福祉協議会等関係機関と提携し、効果的な活動が行えるよう体制の整備に努める。

第 2. ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」である。

(1) 一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障害者等の介護など労務を提供するボランティア

(2) 専門ボランティア

医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、外国語・手話通訳者などの専門家

第 3. ボランティアの活動分野

(1) 一般ボランティア

ア. 炊き出し、給食の配食

イ. 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達

ウ. 清掃及び防疫の補助

エ. 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送

オ. 応急復旧現場における危険を伴わない作業

カ. 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助

キ. 献血、募金活動

ク. 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助

ケ. その他被災者の生活支援に関する活動

(2) 専門ボランティア

ア. 救急・救助活動

イ. 医療・救護活動

ウ. 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定

エ. 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動

オ. 災害ボランティアのコーディネート

カ. その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

第 4. ボランティアとして活動する個人、団体

(1) 個人

ア. ボランティア登録者

イ. 地域住民

ウ. その他

(2) 団体

ア. 日本赤十字社秋田県支部

イ. 北秋田市社会福祉協議会

ウ. 日本アマチュア無線連盟秋田県支部

オ. その他ボランティア活動団体

第5. 受入体制の確保

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

1. 災害ボランティアセンターの設置

市災害対策本部は、関係各機関と連携を図り、北秋田市社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターの開設を支援し、その事務局の設置場所を市庁舎内あるいは、近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。

(1) 災害ボランティアセンターの業務

ア. 市災害対策本部との連絡・調整

イ. 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

ウ. 各種情報の収集・整理・提供

エ. ボランティアの受付・派遣・コーディネート

オ. 被災者ニーズの把握

(2) ボランティアへの対応

市は、あらかじめ北秋田市社会福祉協議会に災害時のボランティアへの対応を要請し、日頃から市内の災害ボランティアの育成を行うとともに、両者で、災害時に各地から駆けつけるボランティアへの対応方法についても協議しておく。

(3) コーディネーターの確保

災害ボランティアセンターの開設にあたっては、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。

ア. 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること

イ. 市と信頼関係がある、又は作ることができること

ウ. 被災地の中で中立的な立場を保つことができること

エ. ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること

オ. 集団や組織のマネジメントができること

これらのコーディネーターを核として、民間諸団体及び個人ボランティアをネットワーク化し、市や被災住民の要請に応えた活動を展開する。

(4) 偽ボランティア対策

災害ボランティアセンターでは、登録したボランティアに対し、証明書あるいはワッペンを発行し、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

2. ボランティアの受入体制の整備

市災害対策本部は、市が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、ボランティアセンターとの接点となる窓口を各班に設置し、窓口では、ボランティアについて、班内のニーズ把握、センターへの派遣要請、班内での割り振り、活動場所の提供等の調整を行う。

■ボランティアの受入窓口

区 分		活動内容	受入れ窓口
一 般		炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	市民生活部
専 門	医 療	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）等	保健所
	応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定士）、被災宅地の危険度判定（被災宅地危険度判定士）	建設部
	要配慮者の支援	要配慮者の介護等（各種支援団体）	市民生活部
	語 学	外国語通訳・翻訳等	総務部
	アマチュア無線	非常通信等	総務部
	応急救護活動等	応急救護活動等（消防職・団員 OB による消防支援隊）	消防本部

第 6. 連携体制の確保

市災害対策本部はボランティア活動について以下の支援を行う。

1. 活動拠点の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

2. 資材・機材・設備等の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

3. 被害状況等の情報提供

各班は、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

第 7. 災害ボランティアの派遣・受入に当たっての基本事項

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの派遣・受入に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること
- (2) 現地の状況や活動内容について事前に周知すること
- (3) 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること

また、災害ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努める。

第 19 節 公共施設等の応急対策計画

第 1. 計画の方針

物流の要である道路、鉄道、河川等の公共土木施設、また心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設等は、住民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに住民生活に多大な影響を与える。

市、県及び防災関係機関は、想定される災害から施設被害の軽減を図るため、これら施設の改修等を実施し、施設の応急復旧対策に関する体制を整備する。

第 2. 道路及び橋梁施設

1. 実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、国道が東北地方整備局能代河川国道事務所、県管理の国道（105、285 号）、県道が北秋田地域振興局建設部、市道は市建設部とする。

2. 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設の応急対策は、利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、災害発生後各施設の被害状況をすみやかに把握し、直ちに対策を実施する。

(2) 広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況をすみやかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により、通行者に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア. 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況をすみやかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

イ. 応急復旧対策

市は、収集した情報に基づきすみやかに応急復旧計画を策定する。この際復旧のため優先順位を明らかにする。また、道路上への倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物等をすみやかに除去する。被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

ウ. 協力体制の確立

市や民間事業者などの土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間事業者、また地域間や事業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。

3. 避難対策及び住民への広報等

(1) 避難勧告・避難指示等の実施

ア．被災状況調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難勧告・避難指示の発令、及び避難誘導等を実施する。

イ．異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

ウ．災害後の降雨により、土砂災害警戒情報が発表された場合、巡回巡視するなど警戒体制をとるとともに、必要に応じて市は避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を発令し、災害の拡大を防止する。

（２）住民に対する広報等

ア．気象情報により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、関係機関等に周知する。

イ．被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

（３）要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。

第３．治山・砂防施設

１．災害の未然防止

（１）点検・巡視

大規模な災害が発生した場合、各施設の管理者は、災害による被害の実態を把握するとともに、円滑な応急活動を実施するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

（２）異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア．危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

イ．施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

２．被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

（１）治山施設

ア．関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ．施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

ウ．被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ．倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

(2) 砂防施設等

ア．砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ．施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ．被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

3. 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資機材並びに機械の有無等を考慮して、適切な広報により被災施設の応急復旧工事を実施する。

第4. 河川及び内水排除施設

1. 実施の主体

河川及び内水排除施設の応急復旧の実施責任者は、一級河川は東北地方整備局能代河川国道事務所、二級河川は北秋田地域振興局建設部、それ以外の準用河川及び普通河川は市建設部とする。

2. 実施の要領

(1) 被害の把握

災害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生など、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する。

市は、災害発生後直ちに、所管河川施設の被害や異常について、周辺住民からの情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

ア．堤防の表面又は漏水・湧水の状況

イ．堤防の亀裂の有無

ウ．堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況

エ．周辺における住民及び滞在者の数

オ．付近の降雨量

カ．その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

なお、これらの調査結果については、北秋田地域振興局建設部に報告する。

(2) 応急復旧

市は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積みなどの応急工事の実施、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

堤防の破壊等については、クラック等の雨水の浸透による破堤を防ぐため、各河川施設の管

理者がビニールシートなどで覆うとともに、すみやかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3. 広報

各河川管理者は、被害及び措置状況をすみやかに防災関係機関へ通報するとともに、被害状況等についてラジオ、パトロールカー等により周辺住民に周知徹底を図る。

河川及び内水排除施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、ラジオ、標識、情報板、看板等により、通行者に周知の徹底を図る。

4. 報告

交通規制の解除に際しては、報道機関に連絡をする。

第5. 社会福祉施設、医療施設等

1. 実施の主体

社会福祉施設、医療施設等の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

2. 実施の要領

(1) 社会公共施設等の管理者は災害発生後、次の行動をとるものとする。

ア. 災害発生時には、市消防本部等各関係機関に通報するとともに人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

イ. 停電時の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期す。

ウ. 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。

エ. 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等、その安全を図る。

オ. 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期さなければならない。

ア. 災害発生時には、市消防本部等各関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

イ. 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力を期す。

ウ. 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期す。

エ. 災害に際しては、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第 20 節 危険物施設等応急対策計画

第 1. 計画の方針

危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図る。

第 2. 危険物取扱施設

1. 実施の主体

石油類等の危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

2. 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(3) 広報活動

施設管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。

(4) 応急復旧

ア. 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

(ア) 自衛消防隊員の出動を命ずる。

(イ) 施設内すべての火気使用を停止する。

(ウ) 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。

(エ) 出荷の中止と移動搬出の準備をする。

(オ) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。

(カ) 引火、暴発の恐れがあるときは、市消防本部へすみやかに通報する。

(キ) 相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に援助を要請する。

イ. 市長は災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止などの措置を実施する。

ウ. 市消防本部は火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は直ちに化学消防車等の派遣要請等の措置をとる。

エ. 市消防本部は、転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

第 3. 火薬類取扱施設

1. 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2. 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

(2) 広報活動

施設の管理者は警察及び市消防本部と迅速な通報連絡をしながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を図る。

(3) 応急復旧

ア. 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

(ア) 災害の拡大又は二次災害を防止するため、すみやかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

(イ) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置をすみやかに行う。

イ. 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。

(ア) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

(イ) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(ウ) 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

(エ) 火薬類を廃棄した者にその撤去を命ずる。

第4. 高圧ガス取扱施設

1. 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2. 実施の要領

(1) 施設被害の把握

高圧ガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

高圧ガス施設管理者は、関係者及び一般需用者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア. 高圧ガス施設の管理者は危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、すみやかに関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

イ. 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められる時は製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。

(ア) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

(イ) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第5. LP ガス取扱施設

1. 実施の主体

LP ガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は施設の管理者とする。

2. 実施の要領

(1) 施設被害の把握

LP ガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

LP ガス施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア. LP ガス施設管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

(イ) 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。

(ウ) 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。

(エ) 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県 LP ガス協会に対して応援を要請する。

イ. 県は必要により LP ガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。

(ア) 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。

(イ) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。

(ウ) LP ガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第 6. 毒物、劇物取扱施設

1. 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

2. 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設の管理者は被害及び措置状況をすみやかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。

(3) 応急復旧

ア. 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

(ア) 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は市消防本部へ通報する。

(イ) 毒物劇物が流れ、飛散、漏出、あるいは地下に浸透した場合は直ちに中和剤、吸収（着）

剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理する。

イ. 市、保健所、警察署、市消防本部は相互の連携をとりながら次の措置を実施する。

(ア) 毒物劇物の流出等の状況をすみやかに住民に周知する。

(イ) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

(ウ) 毒物劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第 7. 休廃止鉱山の鉱害防止対策

1. 実施の主体

災害の影響による休廃止鉱山鉱害応急措置の実施責任者は、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、鉱業権者が鉱害防止工事を実施する責務のある休廃止鉱山については各鉱業権者が、それ以外の鉱業権者の責務のない廃止鉱山については県が実施するものとする。

2. 鉱害防止対策

金属鉱業等においては、鉱害を防止するため、「鉱山保安法」に基づき所要の措置を講じているが、休廃止鉱山施設には、操業停止後も引き続き鉱害を発生するおそれがあるものも少なく、このため使用済みの坑道及び捨石又は鉱さい堆積場に係る鉱害の発生防止については、昭和 48 年以後「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき鉱害防止事業が計画的に実施されてきた。この鉱害防止事業の内容は、次のとおりである。

(1) 坑道に係る鉱害防止事業

坑内水による鉱害を防止するため、坑道の坑口の閉そく、石灰中和等の坑内水処理施設の設置の適当な措置。

(2) 捨石又は鉱滓の堆積場に係る鉱害防止事業

捨石又は鉱滓の堆積場からの流出及び浸透水等の鉱害を防止するための覆土、植栽等の適当な措置。

また、昭和 57 年以降には、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度や金属鉱業事業団鉱害部門の拡充等の措置が講じられてきた。

秋田県内では、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、経済産業大臣により「岩神鉱山（大館市）」「長木鉱山（大館市）」「鉛山鉱山（小坂町）」「南古遠部鉱山（小坂町）」が指定特定施設に指定され、坑排水処理等の鉱害防止事業が進められている。

本市の休廃止鉱山は、山間部に位置し、鉱滓等は不安定な地域にたい積している場合も多く、また防止事業の工法が複雑なため、補修工事等の維持管理が必要になっている。さらには、災害により、たい積物が下流に流出し、鉱害を発生するおそれがあるため、休廃止鉱山については、定期的な監視体制をとる必要がある。

市は「秋田県公害防止条例」に基づき、鉱害を防止するために必要な措置についての知事の要請に協力する。

第 21 節 危険物等運搬車両事故対策計画

第 1. 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市長は、防災行政無線等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずる。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

第 2. 漏えい等の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

1. 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に直ちに事故の状況及び積載物の種類を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

2. 運送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

3. 荷送危険物事業所

- (1) 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、市消防本部等に依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

4. 秋田県警察本部

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 住民の避難、誘導を実施する。

5. 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

6. 市消防本部

- (1) 漏えい危険物の応急措置を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。

- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 住民の避難、誘導を実施する。

第 3. 実施の要領

1. 危険物等の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

2. 事故の通報

- (1) 道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。
- (2) 漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることを想定し、河川管理者及び市にも通報する。

3. 広報活動

道路管理者、県警察本部及び市消防本部は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。なお、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

4. 応急復旧

- (1) タンクや容器から危険物等が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。
- (2) 漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物、劇物の場合は、「第 20 節危険物施設等応急対策 第 6 毒物、劇物施設の応急復旧」に準じ、これを実施する。

- (3) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

5. 交通規制

関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第 22 節 防疫、保健衛生計画

第 1. 計画の方針

災害による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらし、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、市及び県は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

第 2. 防疫

1. 実施機関

災害時の防疫は、「感染症法（平成 10 年法律第 114 号）」に基づき市長及び知事が実施する。
活動にあたっては、保健所が担当する。

2. 防疫の実施方法

市は北秋田保健所に協力し、「感染症法（平成 10 年法律第 114 号）」に基づく防疫措置等を行うものとする。また、災害対策本部衛生班・清掃班等と連携し、家屋の床上、床下浸水の状況把握、感染症患者の発生届の受理、並びに住民に対する予防教育及び広報活動に努め、災害規模に応じ防疫班を編成する。

(1) 防疫措置情報の収集・報告

北秋田保健所は、災害発生後、県、警察及び消防等とも連絡をとり、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合、又は疑いのある場合など、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(2) 薬剤・防疫資機材・人員等の確保

北秋田保健所は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、業団体、近隣市町村、県などの協力を求める。

ア. 防疫資機材

市が保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、他の関係機関から借用する。

イ. 薬剤

市で備蓄保管している薬剤を確認し、不足分については県にあつせんを要請するとともに、業者より購入する。

(3) 防疫班の編成

防疫班（班長 1 名、班員 3 名）を災害規模により編成する。

(4) 消毒等の実施

ア. ねずみ族・昆虫等

感染症が流行し、もしくは流行の恐れがある時は、ねずみ族・昆虫等の駆除を指導する。

イ. 床上浸水

浸水家屋への消毒剤の噴霧は行わず、清潔方法及び消毒方法を指導する。

ウ. 床下浸水

家屋周辺の清潔方法を指導する。

(5) 感染症患者及び保菌者が発生した場合の対応

北秋田保健所は、感染症患者及び保菌者が発生した場合、次の対応を図る。

ア. 感染症指定医療機関に収容

一類感染症、二類感染症患者及び二類感染症の保菌者が発生した場合は、感染症指定医療機関に収容する。

イ. 家屋等の消毒

感染症患者及び保菌者の自宅又は滞在箇所を消毒する。

ウ．感染症の拡大防止

感染症患者及び保菌者からの聞き取りにより、原因食品の特定と接触者の検便を実施する。

エ．感染症患者の収容施設の確認整備

国保阿仁病院の被害の確認を行う。災害等により施設に収容することが困難な場合は臨時に隔離病舎を設置し、設備の整備を行う。

(6) 放浪犬の臨時収容施設の設置

北秋田保健所は、放浪犬の臨時収容施設の設置場所を選定し、収容施設を確保するとともに、次の活動を行う。

ア．放浪犬の捕獲・保護

イ．負傷犬の収容・治療・保管

ウ．保護・保管した犬の情報提供

エ．犬等に関する相談

3. 防疫の教育及び広報活動

北秋田保健所は、感染症予防のため、新聞やラジオ等のメディアの協力を得て、広報活動を実施するとともに、地区の衛生組織を編成し、その協力を得て住民に対する予防教育を徹底する。また、事前に準備されているパンフレット、ホームページ、広報車等を利用し、あるいは報道機関等の活用により、すみやかに地域の住民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

4. 防疫の記録整備

北秋田保健所は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所長に報告する。

第3. 食品の衛生監視

1. 実施機関と体制

北秋田保健所は、食品衛生や環境衛生を確保するため、班を編成し、監視、指導を行う。

(1) 食品・環境衛生監視指導班の構成

班の構成は、食品衛生監視員や環境衛生監視員が中心となるが、状況によっては、職務経験者やボランティア等の協力要請を行う。

職務経験者については、あらかじめ作成した協力者名簿を活用する。

(2) 食品衛生協会、生活衛生同業組合との協力体制の確立

関係営業施設における衛生管理の周知徹底にあたっては、営業者団体との情報交換や協力が必要であることから、その体制を確立し、対策を実施する。

(3) 分析機関との連携

食中毒発生時の細菌検査や井戸水等の水質検査などの件数増大が予想されるため、緊急時の受入体制の確立等で分析機関との連携を図る。

2. 実施の方法

北秋田保健所は、次により食品衛生及び環境衛生の監視を行う。

(1) 食品営業施設に対する監視指導

ア．食品営業施設の衛生管理

(ア) 調理場及び食材調達から調理・保存等に至るまでの衛生管理を徹底する。

(イ) 営業施設の供給能力を超えないよう注意する。

(ウ) 食中毒の発生しにくいメニューとする。

イ. 他県業者の営業施設について

他県業者が製造した食品については、その自治体に輸送時間を考慮した衛生管理について指導を要請する。

(2) 救護食品に関する啓発の指導

ア. ラベル記載内容の確認等

消費期限、賞味期限、製造者等を確認する。

イ. 保管方法と保存期間

(ア) 冷蔵庫の有無にかかわらず、食品の保存はできるだけ避け、早めに消費する。

(イ) やむをえず常温保管する場合は、季節、室温、温度、日差し等に注意し、冷暗所を選ぶ。

ウ. 非加熱食品はできるだけ提供しない。

エ. 幼児・高齢者・易感染者に対する注意

感染・発病の危険性が高いため、安全性の高い食品を提供する。

(3) 炊き出し施設に対する衛生指導

ア. 食品の衛生的な取扱い

食品の食材調達から調理・保存・提供に至るすべての工程で「食品を汚さない」「加熱する」「細菌を増やさない」を原則とした衛生管理を徹底する。

イ. 調理場所の衛生管理

十分な洗浄、消毒、乾燥等及びねずみ族・昆虫の侵入防止に努める。

ウ. 食器の衛生指導

安全な水を使用できないところでは、使い捨て食器やペーパータオル等の使用を図る。

エ. 調達者等の衛生指導

(ア) 下痢をしている人、傷をもっている人、化膿創のある人、体調の悪い人等は炊き出しや食事のサービスに従事しない。

(イ) 従事者の手指の洗浄・消毒を励行し、汚れたタオルでの手ふきを避ける。

オ. 食材の保管と購入に関する衛生管理

ねずみ族・昆虫等の侵入防止、及び食材購入時のラベル記載内容の確認、保存方法と保存期間に留意する。

(4) 生活衛生関係施設に対する監視指導

ア. 飲料水等の衛生管理

避難所等の飲料水や使用水の衛生管理について指導する。

イ. 共同入浴施設の衛生管理

公衆浴場、旅館の入浴施設、仮設風呂など災害時に利用される入浴施設の衛生管理について指導する。

ウ. 避難所のダニ等の衛生害虫の発生防上等について指導する。

(5) 応援要請

食品・環境衛生監視指導において、監視指導人員が不足することが予想される場合は、近隣自治体職員の派遣、職務経験者の動員やボランティアの募集を要請する。

3. 広報

災害対策本部を経出して広報を依頼する。また、関係営業施設や一般を対象とした食品・環境衛生の確保に関するリーフレットを配布する。

4. 防疫用薬品、資機材等の調達等

防疫活動に必要な薬品及び保健衛生資機材は、備蓄品を活用する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度、調達するとともに必要に応じて県へあつせんを依頼する。

第4. 健康管理対策

1. 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

ア. 北秋田保健所は、県や大館北秋田医師会の協力も得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ. 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行う。

ウ. 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

ア. 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ. 市は、幼児や児童の保育について、遊難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ. 市は、被災によってPTSD（心的外傷後ストレス障害）を示している者について、（仮）「心の救護所」を設置し、カウンセリングなどの適切な対応を行うとともに、PTSDに関する広報活動に努める。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

2. 精神衛生、カウンセリング

(1) 「心の救護所」

保健所は、（仮）「心の救護所」を設置し、被災者の精神衛生状態の悪化を防ぐ。

なお、「心の救護所」では、各精神科医療チームの派遣など支援体制の進展に応じて次の活動を実施することとしている。

ア. 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

イ. 第二段階

（ア）精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

（イ）保健所による長期継続が必要なケースの把握、対応

ウ．第三段階

「心の救護所」におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等

エ．第四段階

(ア) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

(イ) PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学などの専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

(4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

市は、必要に応じて県に、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

第 23 節 動物管理計画

第 1．特定動物・飼養動物の管理

1. 実施機関

(1) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 26 条に基づく特定動物）

原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

(2) 飼養動物

原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

2. 実施方法

(1) 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。

(2) 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。

(3) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。

(4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

(5) 動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の耐震性を確保するとともに平時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講ずる。

第 2．避難所等の飼養動物対策

(1) 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。

(2) 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。

第 24 節 廃棄物処理計画

第 1. 計画の方針

被災地域における生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等により発生したし尿や浄化槽汚泥及び仮設トイレからの汲み取りし尿（し尿等）、建物の損壊・撤去等に伴って発生した廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなどのほか、流木・倒木の収集・分別・処理を迅速かつ適切に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第 2. 障害物の除去

1. 計画の方針

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業にあたっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。また、震災地域におけるごみの収集及びし尿の処理等の清掃業務等地域の環境衛生の保全に努める。

2. 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

（1）実施担当

ア. 必要と認める幹線道路を対象に実施する。

（ア）県管理の国道及び県道

北秋田地域振興局建設部に連絡し、すみやかに除去を要請する。

（イ）市道

a. 市の機動力及び職員をもって除去し、交通の確保を図るものとする。

b. 市の機械及び労力の不足する場合は、建設業協会等から調達する。

イ. 国道

東北地方整備局能代河川国道事務所に除去を要請する。

（2）除去の方法

市は、次により除去を実施する。

ア. 除去する道路の優先順位は次のとおりとする。

（ア）地域住民の生命の安定を確保するために重要な道路（避難路等）

（イ）災害防止上重要な道路（火災防ぎょ線となるような道路）

（ウ）緊急輸送を行う上で重要な道路

（エ）その他応急対策活動上重要な道路

イ. 除去作業のため必要とする資機材、運搬のための車両等の確保については関係機関の協力を得るものとする。

(3) 応援要請

市の能力を超える場合は、県及び関係業者に応援を要請する。

3. 河川関係障害物の除去

流木等の流出による橋梁被害等や、河川のせき止めによるはん濫に伴う浸水被害を防止するため、障害物の状況を各施設管理者が調査し、すみやかに除去する。

(1) 実施者

市が必要と認める河川を対象に実施する。市長は障害物の状況を各施設管理者に報告し、除去を要請する。

(2) 除去の方法

市は、次により除去を実施する。

ア. 市が管理する河川に架かる橋梁に、流木等の障害物がある場合は、すみやかに業者に連絡し、除去を依頼する。

イ. 市が管理する以外の河川に同様な状態の発見、通報があった場合には、橋梁（道路）管理者に連絡し、橋梁（道路）管理者は河川管理者と協議し除去する。

4. 住家関係障害物の除去

市は、職員による巡視などにより迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、災害によって日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去、解体を実施する。

(1) 実施担当

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたとき、障害物除去の実施を決定する。なお、市において除去が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 除去の対象物

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物であること。

(3) 除去の対象者

自らの資力で障害物の除去が出来ない被災者で、次の条件に該当するものとする。

ア. 障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること

イ. 半壊又は床上浸水した住家

ウ. 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること

(4) 除去の方法

市は、除去作業のため必要とする資機材の種別、数量、保有する業者等を明らかにしておくとともに、障害物の除去を実施する。

5. 障害物集積所の確保

災害によって発生する障害物は、建物の倒壊状況によっては大量になる可能性がある。市は、最終処分までの間保管する場所を確保することから、空地等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。集積場所が確保できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

(1) 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を選ぶものとする。

(2) 国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外、所有者の了解を求め事後の処理には万全を期するものとする。

6. 除去障害物の処理

(1) がれき等の発生量の推計

災害発生後、損壊建築物等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。

(2) 分別処理の努力

災害時といえども、可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理法（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」）の規定に従い、適正な処理を進める。

(3) 工作物の保管及び処理・処分

ア．工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名などを公示する。

イ．保管した工作物等が消滅又は破損するおそれのあるときにおいても、その保管に不相当の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管する。

ウ．売却の方法、手続きは競争入札又は随意契約による。

第3. ごみ処理

1. 計画の方針

災害による大量のごみの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通のふくそう等を十分考慮したうえで、市は、ごみの処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備する。

2. 実施機関

市民生活部が実施する。

3. ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し災害廃棄物処理実施計画を策定する。

4. 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

5. 実施の方法

被災地及び避難所の一般ごみは直営・公社・委託業者・車両借上業者からなる専属収集班が収集し、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみの3分別で毎日収集を原則とする。

(1) 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(2) 住民への広報

市は、すみやかに仮設集積所及び収集日時を定めて住民に広報する。

(3) 収集運搬処理

市は、住民によって集められた仮設集積所のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけすみやかに運び処理する。その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村や他の民間廃棄物処理業者に依頼し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に収集運搬を実施するものとする。

ア．避難所が開設された場合は、毎日収集を原則とし、避難所専属収集班を編成して収集にあたりるとともに、排出物は北秋田市クリーンリサイクルセンターに搬入する。

イ．被災者が自己の住居で生活している被災地区についても上記と同様とするが、収集はいずれの場合も道路の障害物除去後に実施する。

また、収集運搬処理の手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講ずる。

(4) 処理方法

市は、次によりごみ処理を実施する。

ア．搬入された一般ごみは北秋田市クリーンリサイクルセンターにおいて焼却・熔融処理、破碎処理、埋立処分、再資源化処理するものとする。

イ．被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、あらかじめ選定した処理場において焼却又は埋立することとする。

6. 仮置場、処分場の選定

予定していた処分場が被災などにより使用できない場合は、次により仮置場、処分場の選定を行う。

- (1) 塵芥を仮置、埋立できる場所であること
- (2) 地理的条件を考慮して選定すること
- (3) 処分場については、人家から相当の距離を有し、衛生上影響のない場所であること

7. 応援要請

可搬式の破碎機が県内で調達できない場合は、県外自治体を通じ県外業者に応援要請を求める。

8. ごみ処理実施上の留意事項

- (1) 災害救助法適用時における手続き上の資料の把握と書類整備
- (2) 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知

9. 仮置場、処分場開設の公示

市長は仮置場又は処分場を設置したときは、直ちにその旨を公示するとともに、その状況を次により知事に報告し、関係機関に通報する。

- (1) 開設の日時及び場所
- (2) 受入れする廃棄物の種類及び開場の時間
- (3) 開設期間の見込み

第4. し尿処理

1. 計画の方針

被災地におけるし尿の処理を迅速に実施し住民の保健衛生の保全を積極的に図る。

また、収集運搬、処理等の状況により、近隣自治体に応援要請を行う。

2. 実施機関

市民生活部が実施する。

3. し尿処理排出量の推定

市は、早急に収集処理を行うため、地区別の被災状況をすみやかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽及び避難所等仮設トイレのし尿排出量を推計する。

4. 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、車輛、機材等の確保に努める。仮設トイレの設置が必要な場合は、市内のレンタル業者に設置を要請する。

5. 実施の方法

被災地及び避難所のし尿は、許可業者及び近隣自治体の応援隊からなる専属収集班を組織し、毎日収集を原則とする。

(1) 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(2) 仮設トイレの設置

仮設トイレの必要数（被災世帯数（人数）等により算出）をレンタル業者等に手配し、設置する。

(3) 収集運搬

被災地区及び仮設トイレのくみ取りに対しては、専属収集班が収集し、北秋田市周辺衛生施設組合に搬入する。

(4) 処理

被災地及び避難所から収集運搬したし尿は、北秋田市周辺衛生施設組合において処理する。

第5. 死亡獣畜処理

1. 計画の方針

災害によって死亡した家畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合、又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、市が処理する。

2. 実施機関

市は、災害により発生した死亡獣畜の処理を迅速に行う。市で処理することが不可能である場合は保健所及び県の指導により、他の市町村に応援要請してその解決を図る。

3. 実施の方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のとおり行う。

(1) 移動し得るものについては、公衆衛生上支障のない場所に集めて処理する。

(2) 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。その処理にあたっては、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

第6. 廃棄物処理施設等の応急復旧

1. 計画の方針

廃棄物処理施設が被災することによる住民生活への影響を最小限にとどめ、災害復旧に伴い発生する廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、流木、倒木、建物等の解体廃棄物）をすみやかに処理するために、廃棄物処理施設を使用可能な状態に機能を回復する。

機能回復が遅れ施設が使用できない場合は、県又は、他の市町村に受入れを要請するとともに、国、県と協議して臨時の集積場所を確保する。

2. 実施の主体

市は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）の応急復旧を実施する。

3. 施設の応急復旧

（1）施設被害の把握

市民生活部長は、災害発生とともに、各施設の長に施設の点検を行わせ、被害状況を報告させる。

（2）応急復旧

住民生活への影響を最小限にとどめるとともに、災害復旧に伴う廃棄物の受入れを考慮して、次の対策措置を講ずる。

ア．施設が被災したときは、その施設の機能回復を重点とした応急復旧工事を策定する。

イ．保有資機材及び職員を投入し、被災設備の応急復旧をすみやかに行うとともに、設備メーカーに対して緊急修理の要請をする。

ウ．被災設備の応急復旧に必要な資機材が不足する場合は、資機材メーカーに対して緊急供給の要請をする。

エ．設備の運転に必要な燃料・電気・水等を関係機関・業者等と連携して確保する。

4. 応援要請

廃棄物処理施設の機能回復ができないか、大幅に遅れることが予想される場合、県及び他の市町村に廃棄物の受入れを要請する。また、国及び県と協議して臨時の集積場所を確保する。なお、担当班だけでは処理できない大量の廃棄物が発生したときは、各部の協力課所室や協力班などを活用して対応する。

（1）他の市町村への要請

廃棄物処理施設への受入れ

（2）県への要請

ア．産廃処理施設への受入れ

イ．流域下水道（し尿の受入れ）

ウ．河川敷（廃棄物の臨時集積場）

（3）国（国土交通省）への要請

河川敷（廃棄物の臨時集積場）

（4）広域処理支援

廃棄物の広域処理については、県、市町村及び関係団体が連携して行う。

5. 広報

下記の本案が発生した場合、広報を実施し、周知を図る。

（1）廃棄物処理施設の一時受入れ停止について

ア．理由

イ．対策の進捗状況

- ウ．復旧見込み時期
- (2) 災害復旧に伴う廃棄物の受入れについて
 - ア．開始日時
 - イ．方法
 - ウ．場所
- (3) 市が受入れできない場合について
 - ア．開始日時
 - イ．方法（県及び他の市町村が受入れる場合）
 - ウ．場所（国及び県が受入れる臨時の集積場所）

第 25 節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

第 1．計画の方針

災害のため、現に行方不明の状態にあり、周囲の状況からしてすでに死亡していると推定される者の搜索、又は遺体の処理・収容をすることにより、被災者の精神的な安定を図る。

なお、市は、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づき遺体の搜索、検視、安置、埋葬等を行う。

第 2．行方不明者及び遺体の搜索

1．実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行う。知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2．災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 支出費用

遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

(3) 実施期間

遺体の搜索の実施期間は、原則として、災害救助法関係通達（平成 12 年厚生省告示第 144 号）に基づき、災害発生の日から 10 日間以内とする。

3．災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記 2．に準じて実施する。

4．搜索の方法

- (1) 市は市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 「届出」についてはまず避難所収容記録簿にあたり確認する。
- (4) 市災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。
- (5) 行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、市災害対策本部、市消防本部、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。
- (6) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜索に切り替える。
- (7) 遺体の捜索は、消防団、地域住民等の協力を得て捜索に必要な舟艇その他機械器具を借り上げて行う。

5. 関係機関による活動

(1) 県警察本部

県警察は、市、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への表示など、発見状況を明らかにする。

(2) 陸上自衛隊第 21 普通科連隊

自衛隊は、被災現場において、行方不明者の捜索による救助活動を行う。

(3) 消防本部・消防団

消防本部・消防団は、市及び自衛隊等関係機関と連携して救助活動を行う。

第 3. 遺体の処理

1. 実施責任者

(1) 市長

ア. 市は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、大館北秋田医師会等の関係機関の協力を得て行う。

イ. 災害救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社秋田県支部が、救助法第 32 条の規程による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行う。

(2) 県警察本部

ア. 警察官はあきらかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合はすみやかに北秋田警察署長に報告し、死体取扱規則（平成 25 年 3 月 8 日国家公安委員会規則第 4 号）及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき、死因、身元、その他調査を行い所定の死体見分をするものとする。ただし、死亡者を確認できない場合は、戸籍法第 92 条第 1 項の規定による報告として、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を作成し、市長に報告するものとする。

イ. 遺体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体をすみやかに遺族などに引き渡すものとする。ただし、当該者に引き渡すことができない場合は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）等により市長に、遺体の身元を明らかにすることができないと認められる場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）等により市長に、遅延無く、着衣及び所持品とともに当該遺体を引き渡す。

2. 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害の際死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。実施にあたっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

(2) 支出費用

次に上げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用

イ. 遺体の一時保存のための費用

ウ. 医療救護班によらない検案のための費用

エ. 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

(3) 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害救助法関連通達に基づき（平成 12 年厚生省告示第 144 号）、災害発生の日から 10 日間以内とする。

3. 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記 2. に準じて実施する。

4. 遺体の取り扱い

(1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに北秋田警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。

(2) 警察は、遺体の見分・検視を行う。

(3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。

(4) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(5) 警察は、見分・検視及び医療救護班の医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。

(6) 遺族等の引き取り者がいない場合、また遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。

(7) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

5. 漂流遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合は、原則として漂着したときは、警察官の見分をうけた後、直ちにその遺族、親戚、縁者、又は災害発生地の市町村長に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が適用されている場合、これを引き取るいとまがないときは知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

遺体の身元が判明していない場合であっても災害救助法を適用されていたり、被災地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記と同じ様に取り扱う。

なお、遺体の取扱に関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。また、遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂着地域の市町村長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法により処理する。

第4．遺体の収容・安置

検体を終えた遺体については、関係各機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

1．安置所の確保

安置所については、市災害対策本部が災害の規模などの状況を勘案し、迅速に公共施設等を安置所に指定する。また、寺院や民間施設等の協力を得るとともに、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

なお、安置所には管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。

また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

2．台帳の作成

死体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

3．納棺用品等の確保

遺体の安置にあたっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。

4．遺体の引渡し

遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、県警察本部と協力して、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認させる。身元不明遺体、引き取り人のいない遺体については、着衣、所持金品等も含め、警察から引き取る。

第5．遺体の埋火葬

1．実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けているため、市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2．災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいない等のため埋火葬が困難な場合。

(2) 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

(3) 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として、災害救助法関係通達に基づき、災害発生の日から 10 日間以内とする。

3．災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記 2．に準じて実施する。

4．埋火葬の方法

(1) 原則として火葬するが、習慣又は状況により埋葬する。

(2) 棺、又は骨壺等、埋火葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬、又は納骨等の役務の提供を原則

とする。

(3) 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続を行う。

(4) 縁故者の判明しない焼骨又は、縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は、墓地を確保次第引き継ぐ。

また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋蔵する。

5. 費用

(1) 原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。

(2) 災害救助法が適用された場合については司法による。

6. 応援要請

災害による死者が多数に及び、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合、応援要請を行う。

(1) 民間の所有する霊柩車の出動を要請をする。

(2) 近隣市町村の火葬場使用についての受け入れを要請する。

(3) 埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置場所で一定期間保存するため、ドライアイスを多量に必要とするので民間の業者に依頼する。

(4) 市災害対策本部衛生班だけでは対応が困難な場合は、各部の協力を得る。

7. 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示の他、広報誌、マスコミ等へ広報を行う。

8. 報告

遺体の収容状況を定期的に市災害対策本部へ報告する。

第6. 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬

1. 遺体の搬送

市は遺体搬送が困難な場合、他市町村や県へ遺体の搬送、資機材等について応援を要請する。

2. 遺体の埋火葬

市は、県の「大規模災害時における火葬業務マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に火葬等を実施する。

遺体が市の火葬能力を超えると判断されるときは、県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を県に対して要請する。

第 26 節 文教対策

第 1. 計画の方針

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、市教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保を図る。

第 2. 事前にとるべき措置

1. 計画の方針

災害の発生に備えて、避難計画の周知、保護者との連絡方法の確認、緊急時における所属職員の非常招集の連絡方法の周知等、必要な事前対策を実施する。

2. 事前対策

学校長等施設の管理者は、災害の発生に備えて次の事前対策を実施する。

- (1) 幼児・児童・生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施して、その周知徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- (2) 市教育委員会、警察署、市消防本部・消防団及び保護者への連絡網を整備し協力体制を確立する。
- (3) 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

3. 情報等の収集・伝達

- (1) 市（教育委員会）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対してすみやかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- (3) 学校長等は、幼児・児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市教育委員会及びその他の関係機関に報告する。
- (4) 教職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

第 3. 災害発生直後の体制

1. 計画の方針

適切な避難の指示により児童生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童生徒及び学校施設の被害状況を把握し、必要に応じ臨時休校等の措置をとる。

2. 幼児・児童・生徒の避難等

在園・在校時に災害が発生した場合、以下により幼児・児童・生徒の避難を実施する。

(1) 情報の伝達

幼児・児童・生徒への災害情報の伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

(2) 避難の指示

学校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示す

る。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

(3) 避難の誘導

学校長等及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市教育委員会や市消防本部、北秋田警察署など関係機関の指示及び協力を得て行う。

また、遭難や負傷者の搬送に利用する交通路については、その安全性を十分に確認したのちに利用する。

(4) 休園・休校措置

学校長等は、市教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休園・休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に園児・低学年児童にあつては教職員が地区別に付き添うか又は、保護者に連絡のうえ直接引き渡し、帰宅させる。

(5) 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険・事故を防止するため、幼児・児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教職員による引率等の措置を講ずる。

(6) 園内・校内保護

学校長等は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、園内・校内に保護し、すみやかに保護者への連絡に努める。

なお、市教育委員会に対しすみやかに、幼児・児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(7) 保健衛生

学校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、幼児・児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

3. 在園・在校時以外の措置

(1) 休園・休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休園・休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網などにより、保護者又は幼児・児童・生徒に徹底させるとともに市教育委員会に報告する。

(2) 安否確認

市教育委員会及び各学校長等は、災害発生が登校時間、在園・在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、幼児・児童・生徒の安否確認を行う。

4. 被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、幼児・児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

第4章 応急教育の実施

1. 計画の方針

被害の程度及び状況に応じて、代替施設の確保に努める。

また、教員の確保が困難な場合は、市教育委員会管内での操作や県教育委員会に対する補助教員の配置の要請等を行い、応急教育の実施に努める。

市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講ずる。特に被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間における施設や教職員等に関する相互協力体制を整備する。

2. 文教施設の確保

市教育委員会は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

- (1)校舎の被害程度をすみやかに把握し、応急修理可能な場合は、できる限りすみやかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。
- (2)一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- (3)被災により校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設、特別教室を利用する。学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する所については応急修理又は補強をするなど学校教育に支障をおよぼさないよう措置を講じ二部授業、圧縮学級の編成などをして、できる限り休校を避ける。
- (4)被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (5)校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。
- (6)教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。
- (7)施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

3. 教員の確保

市教育委員会は、災害発生時における教員の確保のために次の措置を講ずる

- (1)災害の規模、程度に応じた教員の参集体制を整備する。
- (2)被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。
 - ア. 少数の場合は、学校内で操作する。
 - イ. 学校内で操作できない場合は、市教育委員会管内で操作する。
 - ウ. 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。

4. 被災幼児・児童・生徒の保護

- (1)市教育委員会は、被災地域の幼児・児童・生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保身に努める。
- (2)学校長等は、幼児・児童・生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

5. 学校飼育動物の保護

- (1)被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2)動物感染症や疾病を予防するためふん尿処理等の環境保全に努める。
- (3)被災動物の飼料不足が発生しないよう、飼料調達に努める。

第5. 教科書、学用品の調達及び支給

1. 計画の方針

被災により就学上著しく支障のある児童・生徒がいる場合、教科書、学用品を調達し支給する。また、文房具、通学用品を喪失又は棄損し、しかも災害のため直ちに入手が困難な児童生徒の人員、品目を調査のうえその確保に努める。

高等学校の生徒が被災により学資の負担に堪えられなくなった場合には、授業料の減免措置を講ずる。

2. 対象者

- (1) 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること
- (2) 小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒
- (3) 学用品がなく、就学に支障を生じている場合

3. 支給の品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

4. 教科書等の確保

- (1) 支給の方法

ア. 教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに教育委員会において一括調達し、学校長を経てすみやかに支給する。

市（教育委員会）は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

イ. 教科書販売会社と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給する。なお、災害救助法が適用された場合については、「第2章 第32節 災害救助法の適用計画」も参照のこと。

5. 文房具、通学用品等の支給

各学校長等は文房具、通学用品等を喪失、き損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状態にある幼児、児童・生徒の人員、品目等調査把握し、この確保に努める。

第6. 学校給食対策

1. 計画の方針

災害により給食ができないときは、パン、牛乳等の簡易給食を実施する。

2. 応急措置

- (1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況をすみやかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置をとる。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、すみやかに実施する。

3. 応急復旧措置

- (1) 食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。
- (2) 児童、生徒、学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し、防疫措置を講ずる。

第7. 文化財の保全対策

1. 計画の方針

文化財が被災した場合には、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財には応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

2. 応急措置

- (1) 文化財が火災の被害を受けたときは、その管理者（又は所有者）は市消防本部等に通報するとともに、被害拡大の防止に努める。
- (2) 管理者（又は所有者）は被害状況をすみやかに調査し、その結果を市指定文化財は市教育委員会へ、県指定文化財は市教育委員会を經由して県教育委員会へ、国指定文化財は市・県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。

3. 保全措置

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。

また、搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたったの保全に努める。

第 27 節 住宅応急対策計画

第 1. 計画の方針

災害により住宅が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備するとともに、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

第 2. 応急仮設住宅の建設

1. 計画の方針

災害により、住宅を失い、又は損壊等を被り、自らの資力で住宅の確保ができない被災者に対する応急仮設住宅の建設や、公営住宅等のあっせんなどを実施して居住の安定を図る。

なお、建築物の危険度判定を行い、二次災害の拡大防止や仮設住宅の必要数把握等に努める。

2. 実施機関

応急仮設住宅の設置は、建設部が担当する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事に対して仮設住宅の建設を要請し、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

3. 入居対象者

災害のため住家を滅失し、自らの資力で居住する住家を確保できない被災者を対象として公的住宅の空き家の提供や、応急仮設住宅の建設を実施し、保護していく。

4. 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

(1) 期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3・4 項の期限内）

(2) 設置戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(3) 設置場所

建設地は、市長が選定した場所とする。なお、仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(4) 構造

建物の形式は軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとするが、積雪等に耐える構造とする。また、バリアフリーなど、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

(5) 規模、費用

一戸あたりの床面積は、災害救助法に定めた基準（29.7 ㎡）によるが世帯数及び資材の調達状況により、基準運用が困難な場合は、基準枠を調整してその規模及び費用の追加ができるものとする。

なお、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅についても建設する。

(6) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

(7) 建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は秋田県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とする。

(8) 工事

市の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

5. 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記 4. に準じて実施する。

6. 被災者の収容及び管理

(1) 計画の方針

応急仮設住宅への入居によってそれまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒しの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営にあたっても、入居者の精神的な回復が図れるよう留意する。

(2) 入居者の選定

市は県に協力して被災者の状況を調査し、これを踏まえて、県が次の基準により入居者を決定する。また、民生委員等の意見を参考にするとともに、要配慮者の優先入居にも努めるものとする。また、入居者の選定は、場合によっては県から委任を受ける。

ア．住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

イ．居住する住家がない者であること

ウ．自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

エ．生活保護法で被保護者もしくは要保護者、又は特定の資産をもたない失業者、未亡人、母子家庭、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者もしくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

(3) 管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理（建物は、市が管理する。）を行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。災害救助法適用に至らない場合は市が管理する。

応急仮設住宅地区の運営にあたっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により生活支援の活動を行う。

7. 応援要請

(1) 近隣市町村に対して公営住宅の空室を確認の上、被災者の入居あっせんを行うよう要請する。

(2) 応急仮設住宅の工事管理について、近隣市町村へ協力を要請する。

(3) ボランティア団体等に、巡回相談の実施、相談内容の集計及び報告を要請する。

8. 応急仮設住宅建設上の留意事項

(1) 住宅の応急供給に関わる計画の立案には、正確な滅失住宅数の把握を迅速に行わなければならない、棟単位ではなく被災戸数の調査が必要である。

(2) 応急危険度の判定には迅速性と確実性の両面が要求され、判定結果に矛盾があると住民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

(3) 応急仮設住宅の設置場所については、商業施設等への交通手段の確保に努める。

(4) 応急仮設住宅の建設については、現協定による非木造のプレハブ応急仮設住宅の建設のほか、県内工務店関係団体との協定に基づく地域の技能者及び地場産材（特に木材）を活用した木造応急仮設住宅の建設を行う。

(5) 応急仮設住宅は、要配慮者の長期避難生活を想定した応急仮設住宅の構造等、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

(6) 応急仮設住宅の運営管理において、女性の参画や入居者によるコミュニティの形成、男女別ニーズの違いなどへの配慮を行う。

9. 広報

(1) 応急仮設住宅の建設にあたり、民有地の提供に関する情報を広報誌等で得る。

(2) 応急仮設住宅の入居募集について、広報誌等で被災者に伝える。

10. 報告

(1) 応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

(2) 被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、厚生労働大臣の承認を得る。

第 3. 公的住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公的住宅等に空き家がある場合は、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供する。なお、供与期間、入居対象者及び入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準ずることとし、民間賃貸住宅については県及び関係団体などから提供された情報をもとに借り上げを行う。

(1) 公営住宅の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行う。なお、必要に応じて、市営住宅の点検、応急修理を実施する。

(2) 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

第 4. 被災住宅の応急修理

1. 計画の方針

住家が半焼又は半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力で住宅の応急修理を実施できないものを対象として、市は、住宅の応急修理を実施する。

2. 実施機関

被害家屋の応急修理は、建設部が担当する。

ただし、市は災害救助法が適用された場合には、知事に対して家屋の応急修理を要請し、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

3. 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

4. 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理

(1) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

(2) 修理の戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は災害救助法に定める額の範囲とする。

(4) 修理の期間

応急修理は災害発生時から 1 か月以内に完了するものとする。

(5) 修理の方法

応急仮設住宅の建設方法に準じて現物給付をもって実施する。

(6) 協力要請

市は、応急修理にあたっては、社団法人北秋田建設業協会に対して協力を要請するとともに、関係機関に連絡して応急修理を行う。

5. 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理

前記４．に準じて実施する。

6. 住宅の応急修理実施上の留意事項

必要に応じて被災建築物の応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口の設置について考慮する。

7. 報告

市は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

第 28 節 要配慮者等対策計画

第 1. 計画の方針

災害時において高齢者・障害者・病弱者及び日本語を解さない外国人等の要配慮者は、自力では避難できないことや、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になることなどにより、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

第 2. 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

1. 救助及び避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつすみやかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

2. 搬送及び受入れ先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。

市は、施設管理者等の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

3. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4. 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

5. 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握する。

6. ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第3. 在宅要配慮者の安全確保対策

1. 安否確認、救助

市から避難準備情報・避難勧告等が発令された場合は、地域の自主防災組織、町内会、民生委員、ボランティア等は、「避難行動要支援者名簿」をもとに情報伝達、避難行動の支援を行う。また、避難支援対象者の被災状況については、速やかに市に連絡をする。

市は、自主防災組織、町内会、民生委員、ボランティア等と協力し、すべての避難行動要支援者の安否確認を行い、「北秋田市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン」に基づき必要な対応を講ずるとともに、避難支援対象者名簿の未登録者に対しても安否確認に努める。

2. 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

3. 福祉避難所の開設

市は、避難生活の長期化が予測される場合は、介護が必要な要配慮者のための「福祉避難所」を開設するよう、関連施設管理者に要請するとともに、避難所の中にも要配慮者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。

3. 要配慮者の状況調査及び情報の提供

在宅や避難所で生活する要配慮者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4. 食料・飲料水、生活必需品等の確保と配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5. 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

6. 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第4. 外国人の安全確保

1. 外国人の避難誘導

日本語を解さない外国人は、災害時において、地理的不案内、生活習慣の違いなどのために適切な行動を取ることが困難な場合が多い。そのため、災害時には、災害語学ボランティア（秋田県国際交流協会）等を活用し、外国語による情報提供等を行い外国人の安全を図る。

2. 安否確認、救助

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、災害語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3. 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人への安全な生活を支援、確保するため、災害語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、市ホームページ等を活用して外国語による情報提供に努める。

4. 外国人に対する相談窓口の開設

市は、語学ボランティア等を確保し、臨時住民相談所内に外国人に対する「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第29節 応急保育対策計画

第1. 計画の方針

災害時の保育は、乳幼児をもつ住民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保する観点から行う。

第2. 実施体制の確立

1. 実施機関

応急保育は市民生活部が指示し、各保育所が実施する。

2. 復旧体制の確立

保育所長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、児童の被災状況を把握し、市民生活部長と連絡し、復旧体制の確立に努める。

3. 連絡体制の確立

市民生活部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所長はその指示事項の徹底を図る。

第3. 応急保育の実施

1. 通所の可否による保育の実施

(1) 通所可能な児童について

通所可能な児童については、災害時保育計画に基づき、各保育所において保育する。

(2) 通所できない児童について

被災により通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

2. 保育所での対応

(1) 入所児童以外の受け入れについて

入所児童以外の受け入れについては、可能な限り、災害時保育計画にて、保育するよう検討する。

(2) 長期間保育所が使用できない場合

災害等により長期間保育所として使用できない場合、市民生活部長は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、保育所長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第30節 航空機事故応急対策計画

第1. 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落・炎上事故が発生又は事故発生が予想される場合、市、県及び関係各機関は被害者の早期救出と二次被害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

■ 市内の空港施設

空港の名称	管理者	滑走路（m）		種別
		延長	幅員	
大館能代空港	秋田県知事	2,000	45	地方管理空港

第2. 応急対策の組織

1. 災害対策本部の設置等

(1) 北秋田市内で、航空機が墜落、炎上、その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

また、航空機の情報不明等重大な事故のおそれがある場合には「災害警戒対策部」を設置し、情報の収集に努める。

(2) 事故現場には必要に応じ職員を派遣し、事故情報の収集や現場の関係機関との連絡調整等を行

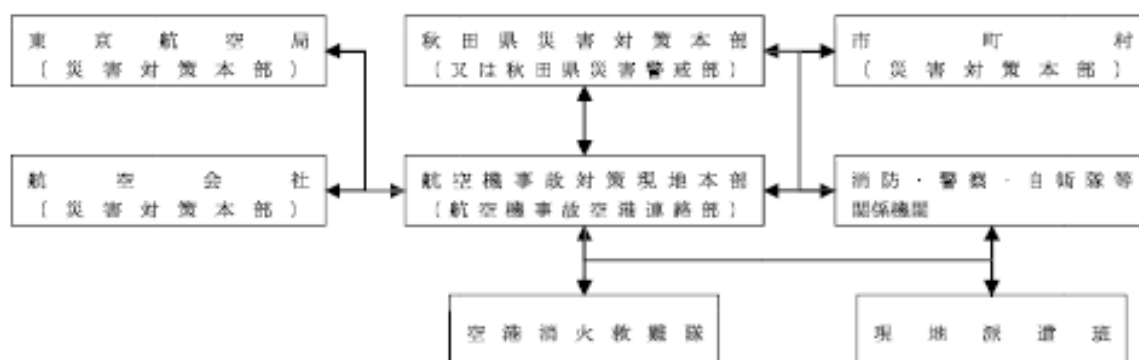
う。

(3) 航空機事故の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。

(4) 災害対策本部の主要業務

- ア. 救難、救護及び応急対策等の指示
- イ. 消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関との連絡調整
- ウ. 情報収集・資料の作成
- エ. 広報
- オ. 県災害対策本部との連絡調整
- カ. 関係機関との連絡調整

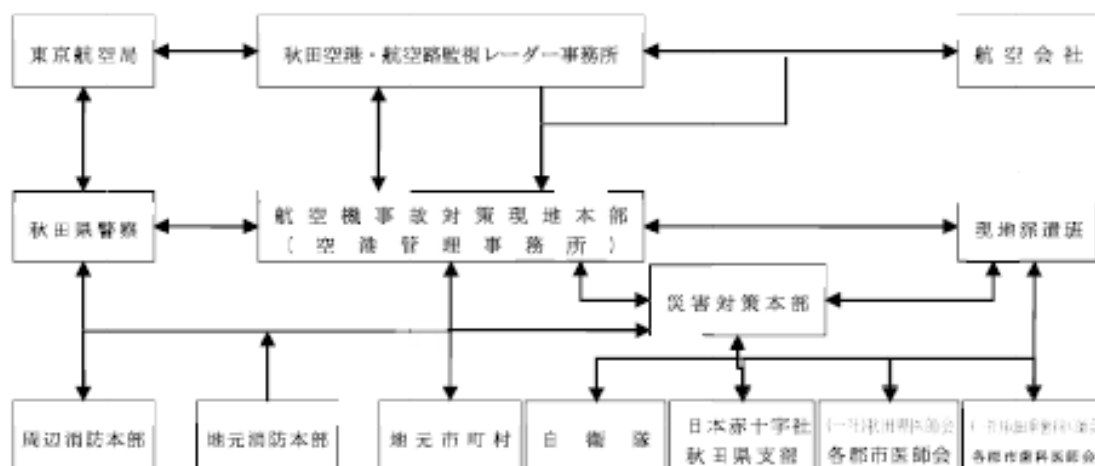
■ 応急体制組織構成図



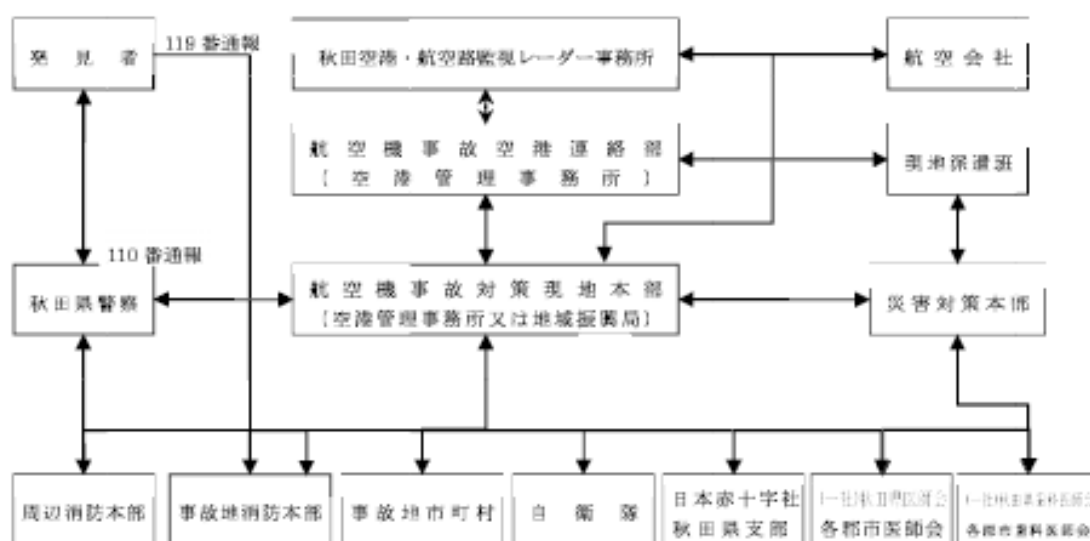
第3. 情報の収集及び伝達

事故情報の連絡を受けた市と関係各機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。また、災害対策本部は自衛隊の災害派遣の要請を行う場合は、県を通じ、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

■ 連絡系統図（空港区域で発生した事故）



■ 連絡系統図（空港周辺（空港から概ね9 km 以内）の上記以外で発生した事故）



第4．広報

航空機事故が発生した場合、市災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報事、掲示板、市ホームページ等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- （1）事故状況と協力依頼
- （2）応急対策の概要及び復旧の見通し
- （3）避難の指示・勧告及び避難先の指示
- （4）乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- （5）その他、必要事項

第5．救援救護及び遺体の収容

1．実施機関

市は、大館能代空港管理事務所、航空会社、市消防本部、警察、自衛隊、医療機関（日赤、県医師会等）等と協力して実施する。

2．救出活動

航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。

3．応急措置の実施

負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。

4．救護所の開設

救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。

5．救護所までの搬送

医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係各機関の保有するヘリコプター等により行う。

6. 負傷者の後方医療機関への搬送

負傷者の後方医療機関への搬送は、市及び関係各機関の保有する救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。

7. 遺体の収容

遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後はすみやかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡す。

第6. 消防活動

1. 実施機関

大館能代空港管理事務所、市消防本部、市、自衛隊

2. 応援の要請

航空機事故により火災が発生した場合、大館能代空港管理事務所は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、大館能代空港管理事務所、市消防本部では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により近隣市町村、消防機関の応援を求めるとともに、市長は知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

第7. 警戒区域の設定及び交通規制

市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

1. 道路の通行を禁止

道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。

2. 地域住民への協力要請

道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

第8. 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第31節 原子力施設災害対策計画

第1. 計画の方針

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となってきた。県内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、経済や住民生活に多大な影響があると考えられるため、住

民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保するため実施すべき対応について定める。

第２．環境モニタリングの強化

１．モニタリングの実施協力

市は、県の環境放射能（空間放射線量、水道水等）の平常時、緊急時及び緊急事態解除宣言後のモニタリングの実施について、協力する。

２．食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限、出荷の制限等必要な措置を行う。

市は、県に協力して、食品、水道水等の摂取制限等の広報等を行う。

３．情報の共有

市は、県及び関係機関等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報の提供を受けるとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

４．モニタリング結果の公表

市は、県が実施する緊急時モニタリングの結果について、情報提供を受け次第速やかに住民及び関係機関に情報を公表する。

第３．食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

１．測定体制

県及び関係機関は、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性確保を図るため、円滑な食品中の放射性物質の測定体制を構築する。

２．検査

県及び関係機関は、国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める。

３．情報提供

市は、県の実施する食品中の放射性物質検査測定結果について情報提供を受けるとともに、市内産農林水産物の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など、住民に対する情報提供体制を構築する。

第４．放射線に関する健康相談

市は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対し、県と連携して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

第 32 節 災害救助法適用計画

第 1. 計画の方針

大規模災害の発生時に、応急的な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市長は知事に災害救助法（以下、本節において「法」という。）の適用を要請する。

災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則にのっとり、すみやかに対策を実施する。

第 2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第 1 条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

- (1) 同一の災害により、市における住家が滅失した世帯の数が 60 世帯以上に達したとき。（救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- (2) 上記 (1) には達しないが、被害地域が広範で、県の住家のうち滅失した世帯数が 1,500 世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯数が 30 世帯以上に達したとき。（救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が 7,000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ア. 特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
 - イ. 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方を必要とする場合
 - ウ. 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。
 - ア. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
 - (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - (イ) 災害の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
 - (ウ) 交通事故により多数の者が死傷した場合 等
 - イ. 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
 - (ア) 交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合 等

■災害救助法の適用基準

	滅 失 世 帯 数	
	市（人口3万～5万）	県
（１）の場合	60世帯以上	—
（２）の場合	30世帯以上	1,500世帯以上
（３）の場合	多数	7,000世帯以上

第３．災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、資料編に示す。

第４．災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等

１．救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- （１）収容施設（避難所、応急仮設住宅）の供与
- （２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （４）医療及び助産
- （５）災害にかかった者の救出
- （６）災害にかかった住宅の応急修理
- （７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- （８）学用品の給与
- （９）埋葬
- （10）死体の捜索及び処理
- （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

２．市長への権限委任

知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市長に委任することができる。上記（１）（応急仮設住宅を除く）、（２）、（５）、（８）、（９）、（11）等、県において実施することが困難と認められるものについては、市ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておく。

また、市長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

第５．災害救助法の適用手続き

１．災害救助法の適用要請

災害に際し、北秋田市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、県総合防災課を経出して知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話により要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (6) その他必要な事項

2. 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに、知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県総合防災課を通じて行う。

第6. 救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告する。